

東海村農業振興計画



平成27年11月

東海村

はじめに

私たちの食卓に新鮮な食料を安定的に供給する農業は、地域の経済を支える重要な役割を担っているばかりではなく、美しい農村風景や生物多様性の保持など、生活に潤いをもたらし、生産環境や生活環境において、多面的機能を発揮させる素晴らしい潜在力を有しています。



しかしながら、農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化・後継者不足によって担い手の減少に歯止めがかからないこと、農産物価格が長期的に下落傾向にある中、農業用資機材の高騰などによる生産コストの上昇、国内の遊休農地や耕作放棄地が急速に増加し、今後、広大な農地の荒廃化が懸念されているなど、極めて厳しい現実に直面しています。

このような困難な課題に対応するため、本村においても、多様な施策を展開し地域農業の進展に努めてきたところですが、長期的視点に立脚した系統的・戦略的な農業振興方策とは言い難い点も指摘されておりましたことから、今般、中長期的な展望に立った東海村農業振興計画を策定いたしました。

策定に当たりましては、村内の各方面で活躍する方々をメンバーとする策定委員会を設置し、アンケート調査の実施、座談会やワークショップを開催するなど、農業関係者ばかりではなく消費者や流通関係者も交えて、繰り返し議論を重ね、課題の洗い出しと、解決に向けた施策を立案しました。

この計画では、本村が目指す農業のイメージとして、村民全員参加型の持続可能な都市近郊型農業モデルを構築することを掲げ、10年後の本村の農業の将来像を描きました。今後は、これらを実現するために、村としても集中的・効率的に重点施策を実施し、目標を達成するべく傾注してまいります。

また、農業は地域創生のキーワードとなる魅力ある産業としての展開も期待されておりますので、従来型の農業ばかりではなく、多様な販売チャネルの開拓、ICTの活用、6次産業化など新たな取組みも進めてまいります。

最後に、本村の新しい農業スタイルを構築するためには、農業者や行政はもちろんのこと、村民全員が農業の持つ重要性について認識を共有し、それぞれの役割に応じて適切に行動し、農業を共有の財産として次世代に引き継いでいくことが重要と考えておりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年11月

東海村長 山田 修

目次

第1章 農業振興計画策定の趣旨 · · · · ·	1
1-1 農業振興計画の位置付け	
1-2 国・県の制度や他計画との関連性	
1-3 計画期間	
第2章 東海村農業の課題 · · · · ·	6
2-1 新たな担い手の育成・確保	
2-2 農業経営の確立・安定化	
2-3 農業と住環境との共存	
2-4 農地保全と生産環境の整備	
2-5 課題の整理と対応	
第3章 東海村農業の将来像 · · · · ·	11
3-1 多様な担い手が支える農業	
3-2 新たなマーケットを活かす独自農業の展開	
3-3 地域と共に存する「人にやさしい農業」	
3-4 魅力的な田園環境・生産環境の創出（農地の保全）	
3-5 東海村が目指す農業のイメージ	
※コラム 農業公社設立の構想	
第4章 目指す農業の実現に向けた重点施策 · · · · ·	16
4-1 多様な担い手が支える農業に向けた施策	
4-1-1 定年退職者・高齢者・主婦等の就農促進に向けた施策	
4-1-2 自立的な家族経営の育成・確保に向けた施策	
4-1-3 土地利用型農業の担い手の育成・確保に向けた施策	
4-1-4 担い手の組織化に向けた施策	
4-2 新たなマーケットを活かす独自農業の展開に向けた施策	
4-2-1 ブランド化と特産品開発に向けた施策	
4-2-2 地産地消を中心とした需要創出・販路拡大に向けた施策	
4-2-3 耕畜連携による需要創出・生産拡大に向けた施策	
4-3 地域と共に存する「人にやさしい農業」に向けた施策	
4-3-1 農業者と一般住民の相互理解の促進に向けた施策	
4-3-2 都市空間と農業空間の共存に向けた施策	
4-4 魅力的な田園環境・生産環境の創出に向けた施策	
4-4-1 土地利用計画による農地の計画的保全に向けた施策	
4-4-2 生産条件の不利な農地や耕作放棄地（遊休農地）の解消・活用	
4-4-3 農地集積、基盤整備等による生産基盤の確立	

4-別表 経営部門別の農業振興のための具体的施策

第5章 村民全員参加による計画の推進 · · · · · 29

- 5-1 新たな担い手育成に向けた村民全員参加型の組織づくり
- 5-2 計画推進に向けた進行管理
- 5-3 村民参加による意見交換（進行管理）

第1章 農業振興計画策定の趣旨

● はじめに

東海村の農業は、他の地域と同様に農業者の高齢化、担い手不足、米価下落に代表される収益の低下、混住化に伴う生産環境の変化など、様々な問題を抱えています。とりわけ、耕作放棄地の発生や、混住化による土地利用秩序の混乱は、農業環境だけでなく、住環境への影響も危惧され、早急な対応が求められます。

東海村は、村としては全国第2位の人口を有し、農業生産者の占める比率は2%程度と低く、若年層の比率や出生率が高いことや、上下水道等のインフラ普及率も県内有数で、住宅建築の着工数も県平均を上回るなど都市化が進んだ地域といえます。村内には原子力関係の企業や研究機関の集積が見られ、また水戸市や日立市からも近いことから、多くの転入者が居住しています。このため、東海村では消費地を近くに持つ都市近郊の強みを生かした農業の展開が期待されています。

こうした背景から、東海村では今後10年を目標に、村の農業の将来像を描くことを目指し、農業振興計画を策定いたしました。東海村では、農業を政策の4本柱の一つとして位置付け、これまで農業の活性化に向けた様々な支援事業を行ってきました。この農業振興計画策定は、村の農業をテーマとする基本的な指針を示す計画として、初めての取組となります。計画策定にあたっては、住民、農業者の参加を得て振興計画策定委員会を設置し、座談会・ワークショップの開催、農家及び住民アンケートの実施等を行いながら、行政、村民及び事業者が一体となり、農業振興策を立案しました。

1-1 農業振興計画の位置付け

本計画は、平成22年度末に策定した本村のまちづくりの基本指針である「東海村第5次総合計画」(H23～H32)を踏まえ、農業に関する最上位計画として、本村の農業の振興を図る基本的かつ具体的な中長期指針を示すものです。これまで本村で策定した総合計画、都市計画や環境政策、産業振興等に関する各種個別計画における農業の位置づけや考え方とも整合性を図ります。

計画内容は10年後の農業の将来像、その実現に向けてすすめるべき振興施策、施策展開にむけた組織体制や役割分担などの中長期指針を示すマスタープランといえます。

近年東海村では、こうした計画策定に際しては、住民と行政が協働して立案す

ることを基本とし、農業振興に加えて、自然環境や景観等に寄与する多面的機能の維持に向けた取組や、保健・福祉や教育・文化などのソフト施策との連携も重視しています。このような視点を踏まえ、村内の各組織や住民との協働を含めて、東海村の新たな農業の将来像を描く指針づくりを目指しました。

1-2 国・県の制度や第5次総合計画との関連

◇「食料・農業・農村基本計画」

食料・農業・農村基本法に基づいて、同計画では、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、構造改革を進めつつ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を両輪として、施策の改革を推進することとしています。まず、食料の安定供給の確保のための施策として、食品に対する消費者の信頼確保、食育の推進、6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等の取組を促進するとしています。農業の持続的な発展に関する施策としては、農業経営の法人化、新規就農の促進など担い手の育成・確保や、女性農業者が能力を最大限に発揮できる環境の整備を求めています。また、農村の振興に関する施策として、農村全体の雇用の確保と所得の向上を求め、さらに観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流の戦略的な推進や、都市農業の有する多様な機能の発揮に向けて、持続的な振興を図ることとしています。

◇「農林水産業・地域の活力創造プラン」

政府は平成25年12月、農林水産業分野の成長戦略である「農林水産業・地域の活力創造プラン」を発表しました。平成26年6月に改訂された同プランでは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を目指すとし、具体的には、①需要フロンティアの拡大（国内外の需要拡大：輸出促進、地産地消、食育等の推進）、②需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築（農林水産物の付加価値向上：6次産業化等の推進等）、③生産現場の強化（農地中間管理機構の活用による農業の生産コスト削減等）、④多面的機能の維持・発揮（日本型直接支払制度の創設等）の取組を掲げ、これらの4本の柱を軸に政策を再構築するとしています。

これらの基本的方向は、平成27年3月に改訂された「食料・農業・農村基本計画」にも継承されています。

◇ 「茨城農業改革大綱（2016～2020）」

茨城県では、「消費者のベストパートナーとなる茨城農業」の確立を目指す「茨城農業改革」に2003年から取り組んでいます。

2016～2020年度までの新たな大綱では、○6次産業化や輸出などに取り組む革新的な産地づくり、○産地を支える強い経営体づくり、○地域資源を活用した中山間地域の活性化、○茨城をたべよう運動の推進、の4つのテーマが重点的取組として位置づけられました。

◇ 「東海村第5次総合計画」

「東海村第5次総合計画」は、「村民の叡智が生きるまちづくり」を基本理念として、平成23年度から平成32年度を目標年度に策定されました。

総合計画の策定にあたっては、村民・職員の共同参画による計画策定が行われたことに大きな特徴があります。平成28年度から平成32年度までは、後期基本計画による政策が展開されます。

◇ 東海農業振興地域整備計画

本村農業の健全な発展を図るため、自然的条件、土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、農業地域の保全・形成及び農業振興に関する施策を計画的に推進することを目的に策定しています。土地利用計画、生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画等で構成されますが、内容としては農業生産よりも農地利用に関する具体的な方向性が示されています。

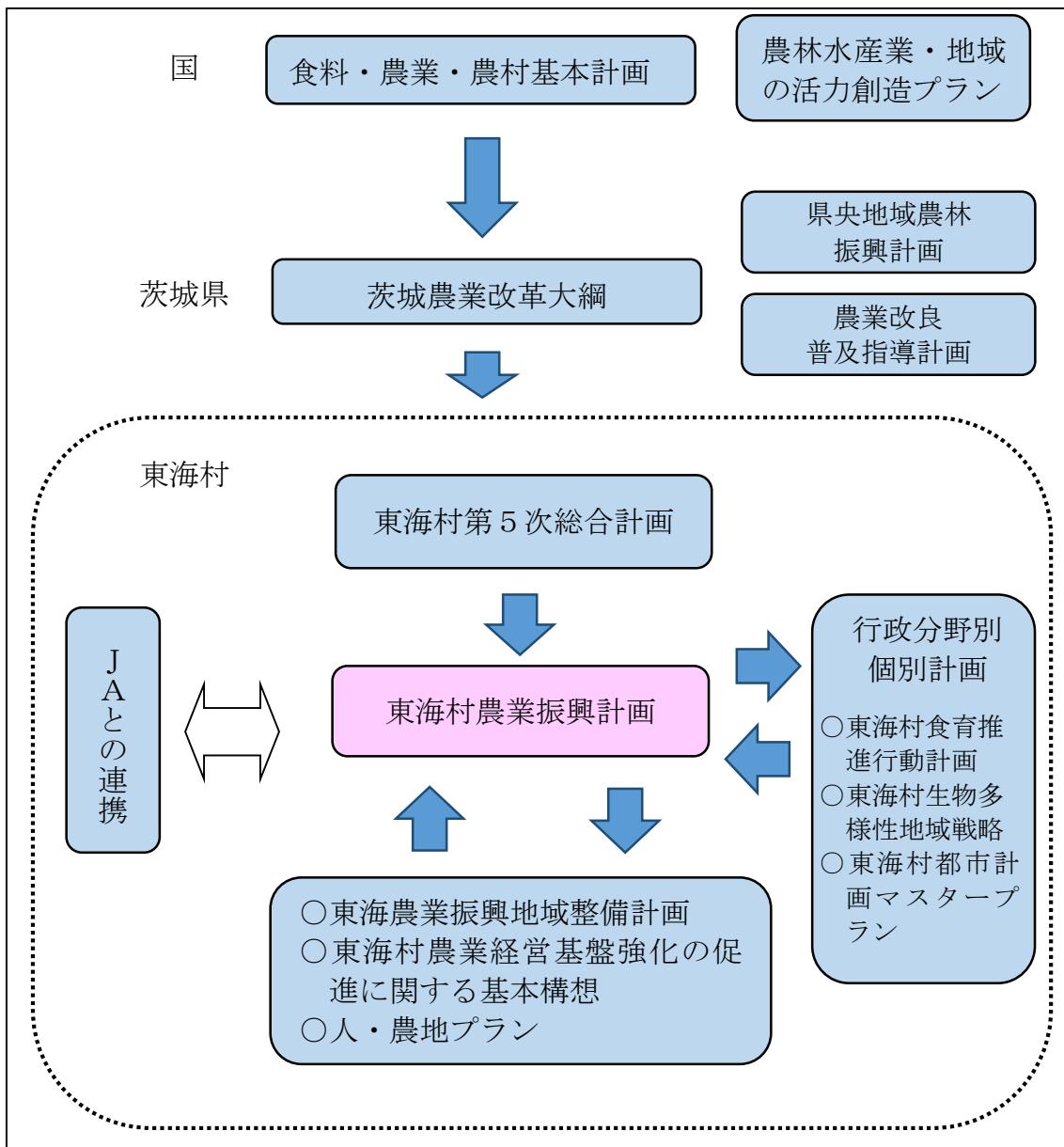


里山と水田



さつまいも畠

国・県、東海村の各計画との関連性



◇東海村農業経営基盤強化の促進に関する基本構想

中核的な担い手となる農業者の経営基盤の強化を図るため、営農類型ごとの農業経営の指標、農用地の利用集積に関する目標などを規定した構想。この構想に掲げられた目標を達成するために、改善計画を作成し認定された農業者は認定農業者となります。認定農業者になると、低利の制度資金を借り入れたり、経営所得安定対策制度の交付金を受けられるなど、安定的な経営を行うことが可能となります。

◇東海村農地利用最適化の推進指針

平成 27 年に農業委員会法が大きく改正され、委員の公選制が廃止されました。委員は、認定農業者、地域や団体の推薦及び公募により選定されることになり、また、農業委員会から農地利用最適化推進委員が委嘱され、農地利用最適化の推進指針に基づき活動を行うことにより、農地の流動化がより一層推進されます。

◇JA常陸地域農業振興計画

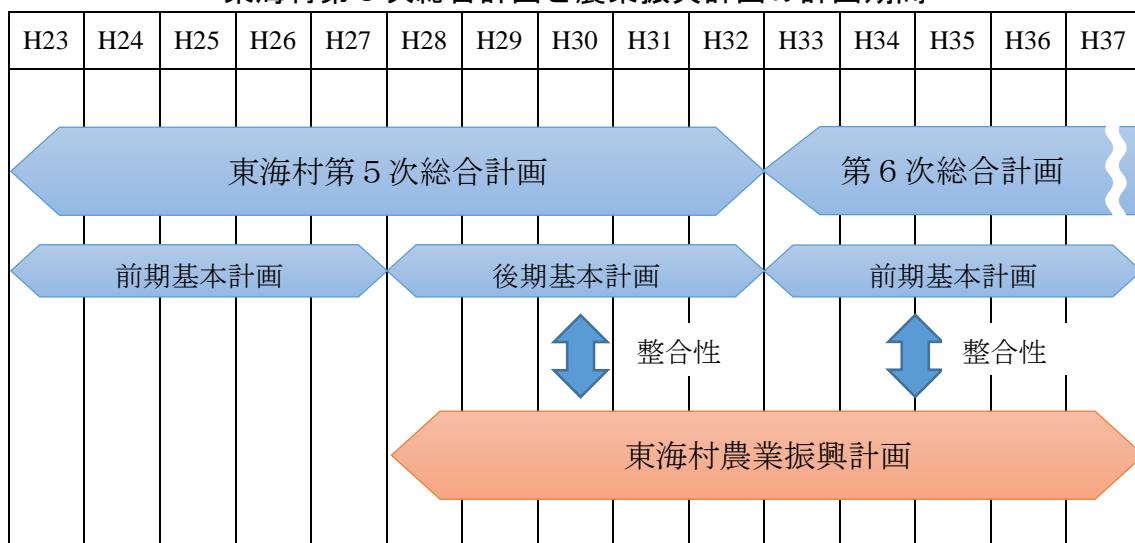
東海村を管轄地とする JA 常陸は、平成 26 年の合併前から、自治体、関係機関・団体と一体となり、課題別対策や品目別対策、人・農地プランの構築を着実に進め、地域農業の振興を図るための計画を策定しています。

村としても、地域農業の牽引役を担う JA 常陸と連携し、担い手育成や地産地消の更なる進展など、多様な施策を展開してまいります。

1-3 計画期間

本計画の期間は、概ね 10 年間（平成 28 年度から 37 年度）とします。なお、東海村第 5 次総合計画は、平成 28~32 年度を目標とする後期基本計画が策定されていますので、この後期基本計画との整合性を図ります。

東海村第 5 次総合計画と農業振興計画の計画期間



第2章 東海村農業の現状と課題

東海村の農業は様々な課題を抱えています。策定委員会やワークショップでの検討の結果、以下の4つの視点をもとに現状と課題を整理しました。

<p>① 新たな担い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none">1) 担い手の不足、高齢化により、経営規模縮小、離農の意向が強い2) 農業参入を希望する企業や新規就農者は、村内には少ない3) 村内には農地所有適格法人や集落営農は極めて少なく、集団化、組織化への対応が進んでいない	<p>② 農業経営の確立・安定化</p> <ul style="list-style-type: none">1) 村の基幹作物であるほしいもを除き、東海村の特產品開発が進んでいない2) 地産地消の推進は拡大の余地があり、一層の取り組みが期待されている3) 地元飲食店での地場産農産物の利用が少ない4) 6次産業化への取り組みがあまりみられない5) 米価の低迷により稲作経営は厳しさを増している
<p>③ 農業と住環境との共存</p> <ul style="list-style-type: none">1) 農地と住宅地の混在化による環境配慮が必要とされている2) 畑地と隣接する住宅地住民からは農薬の適正使用や砂塵対策が求められている3) 畑作経営の生産者からは、住宅地が畑に隣接して開発されることによる生産環境の変化が指摘されている4) 市民農園など農地のレクリエーション的な活用は進んでいない5) 生物多様性の確保や環境資源として貴重な谷津田の耕作放棄が進みつつある	<p>④ 農地保全と生産環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none">1) 市街化調整区域での農地転用が進み、計画的な農地保全が困難2) 農地の受け手が少ないなか、今後は出し手の増加が予想され、耕作放棄地の拡大が懸念される3) 農地貸借は低調であり、貸し手と借り手とのマッチングが進んでいない4) 村内には水はけが悪い、区画が小さいなど営農条件が悪い水田が存在5) 多面的機能支払交付金による共同管理活動は行われておらず、今後は共同管理作業の担い手不足が懸念される

2-1 新たな担い手の育成・確保

1) 村内では農業の担い手不足が顕著となっています。主業農家は販売農家の1割未満、認定農業者は25名にとどまっています。

農家アンケート結果からも担い手不足の現状が明らかとなりました。規模拡大志向はわずかであり、「規模縮小」、「農業中止」とする意向が、いずれの地区でも少なからずみられます。今後、農業の担い手不足の進行が一層懸念されます。

2) 村内では農業参入を希望する企業や新規就農者は少ない状況にあります。新規就農者の育成体制の強化が必要であり、村では新規就農者への助成など、これまで様々な支援策を実施してきました。しかし、現状では村内の新規就農は停滞気味の状況です。

3) 集団化、組織化への対応が現状では進んでいません。村内には農地所有適格法人や集落営農は極めて少ない状況にあります。農地の受け手となる農業経営体が少なく、今後、遊休農地、耕作放棄地の拡大が懸念されるため、土地利用型農業の担い手育成は急務といえます。

また、村内には共同集荷や販売を行う農家組織が少ない状況にあります。全国的には女性グループによる生産・加工・販売の取組がみられますか、東海村ではこうした農家グループの共同による取組があまりみられません。

2-2 農業経営の確立・安定化

1) 村の基幹作物であるさつまいもを加工したほしいもを除き、東海村の特産品や独自ブランドの農産物・加工品が乏しい状況です。ほしいもについても、原料芋を利用した焼酎は開発されましたが、加工食品の開発は進んでいない状況です。村商工会及び観光協会による「東海村おすすめセレクション」の取組はスタートしたばかりであり、取組の発展による東海村ブランドの確立が期待されます。また、庭先販売や問屋など相対取引による買い取りなど、ほしいもの引き合いは強いものの、村独自のブランドを確立するには至っていません。

2) 単に経済の面ばかりではなく、生産者の顔が見える安心な農産物という観点からも地産地消の一層の推進が求められています。地産地消の取組と

して、学校給食への地場産農産物の供給は、お米については全量が実施されているものの、野菜については一部にとどまっており、まだまだ拡大の余地があります。東海村の学校給食の方式は自校方式であり、センター方式に比べて、地場産農産物の供給を増やすことは有利と考えられます。

また、「JAファーマーズマーケットにじのなか」は、村が支援して整備され、営農に対する支援も行われるなど、地産地消を推進するうえでの核となっています。しかし、年間を通じた多品目の品揃えや、直売所の目玉商品となる特産品が少ない状況にあります。

このほか、消費者アンケートでは、村内スーパーでの地場産野菜の購入希望がみられ、生産者の対応が求められています。

3) 地元飲食店での地場産農産物の利用が少ない状況にあります。全国的には「緑提灯」に代表されるような、地場産農産物の利用をPRする飲食店が多くみられます。また、自治体によっては、地場産農産物を活用する飲食店を「地産地消レストラン」として認定する取組も行われています。東海村の飲食店では、このような取組は進んでいません。

4) 国の施策では、6次産業化の推進が謳われていますが、東海村では6次産業化への取り組みがあまりみられません。個別農家による6次産業化は容易に実現できるものではありませんが、複数農家の共同による取組や、企業との農商工連携による対応が期待されます。

5) 稲作経営は厳しさを増しています。平成26年産米のJA買取価格の概算金が、多くの銘柄で1万円を下回ったことは、稲作農家にとって大きな打撃となりました。稲作経営の大規模化によるコストダウンを図る必要がありますが、村内では、北部と南部にまとまった面積の水田団地がみられるものの、村全体としては谷津田など、小規模区画の水田が多く、大規模化を行ううえでは、条件の良い水田は限られているといえます。

2-3 農業と住環境との共存

1) 住民からは畑の砂塵対策が求められています。消費者アンケートからも、主にさつまいも収穫後の砂塵対策の必要性が多く指摘されています。既に村では、緑肥作物として麦の作付を推奨していますが、砂塵の抑制は十分ではありません。

- 2) 農地と住宅地の混在化による環境配慮が必要です。消費者アンケートからは、農地と住宅地が近接することによる環境問題が指摘されています。具体的には、農産物の収穫後の残渣の処理や、道路への農作物のはみ出しなどが指摘されています。
- 3) 農業者からは、住宅地が畠に隣接して開発されることによる生産環境の変化が指摘されています。例えば、住宅地近くで農薬の使用を控えることで除草等の労力が増えたり、苦情への対応が求められるなど、混在化による生産サイド側が対応すべき問題も生じています。
- 4) 農業体験、レクリエーション的利用など、農地の多様な活用を促進する必要があります。学習用の水田を設けている照沼小学校の事例はあるものの、村全体としては市民農園など農地のレクリエーション的な活用は進んでいません。農地と住宅地が近接することを肯定的に捉えて、景観、環境資源としての多様な活用が求められます。
- 5) 生物多様性の保全空間として貴重な環境資源でもある谷津田の耕作放棄が進みつつあります。生産条件が不利であることが要因であり、谷津田での営農がもたらす多面的機能に関する積極的な評価が必要と考えられます。人にも、生きものにもやさしい農業が求められます。

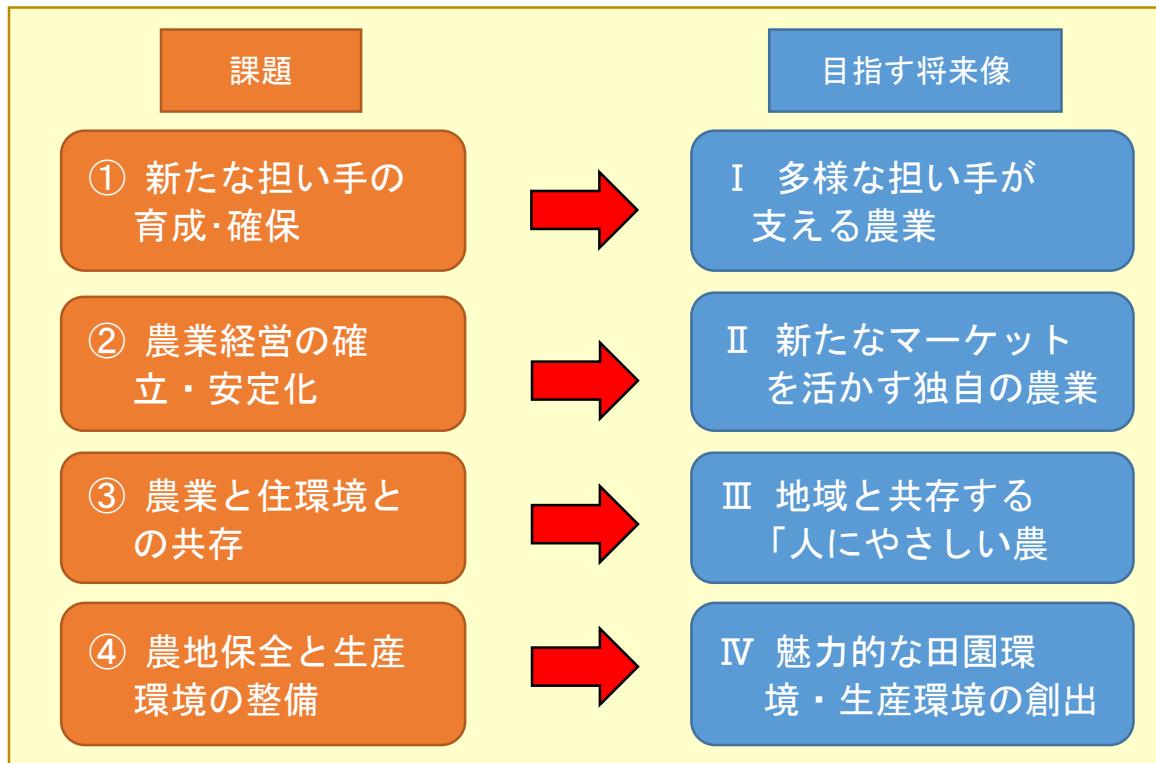
2-4 農地保全と生産環境の整備

- 1) 村内では、市街化調整区域での農地転用が進みつつあります。農地と住宅地の混在化に対し、計画的な農地保全が求められます。
- とりわけ、東海村では市街化調整区域内においても道路・上下水道等の生活インフラが整備され、農地転用が進んできています。今後、農地保全と開発の調和を図りつつ、土地利用秩序の形成が求められます。
- 2) 農家アンケート結果によると、村内の農地の受け手は極めて少ない一方で、経営規模縮小・離農意向を示している農家が全体の半数以上であり、農地の出し手の増加が予想されます。農地の供給過多により、耕作放棄地の拡大が懸念されることから、農地の利用集積の検討が必要です。
- 水田、畑地の両方での耕作放棄が危惧されますが、農家アンケート結果からは、水田と比較して畑地が不耕作になる傾向が強いことが確認され、とりわけ畑地の耕作放棄への対策が求められます。

- 3) 農家アンケートの結果でも、農家の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加、将来の農地管理が懸念されています。平成26年度から農地中間管理機構を介した農地集積事業がスタートしましたが、借り手、貸し手とも希望が少なく、農地貸借は低調な傾向にあります。貸し手と借り手とのマッチングが進んでいないことが課題です。
- 4) 村内には水はけが悪い、区画が小さいなど営農条件が不利な水田があります。こうした水田は遊休化が進みやすく、借り手もつきにくいため、今後担い手への農地集積を行うためには基盤整備も必要となります。
- 5) 村内では多面的機能支払交付金による共同管理活動は行われていません。今後、少ない担い手による共同管理活動を想定すれば、非農家を含む参加型の活動組織の育成が必要と思われます。

2-5 課題の整理と対応

4つの視点から整理した東海村農業の課題への対応について、策定委員会やワークショップ（資料編を参照）での検討の結果、以下のような目指すべき将来像が示されました。

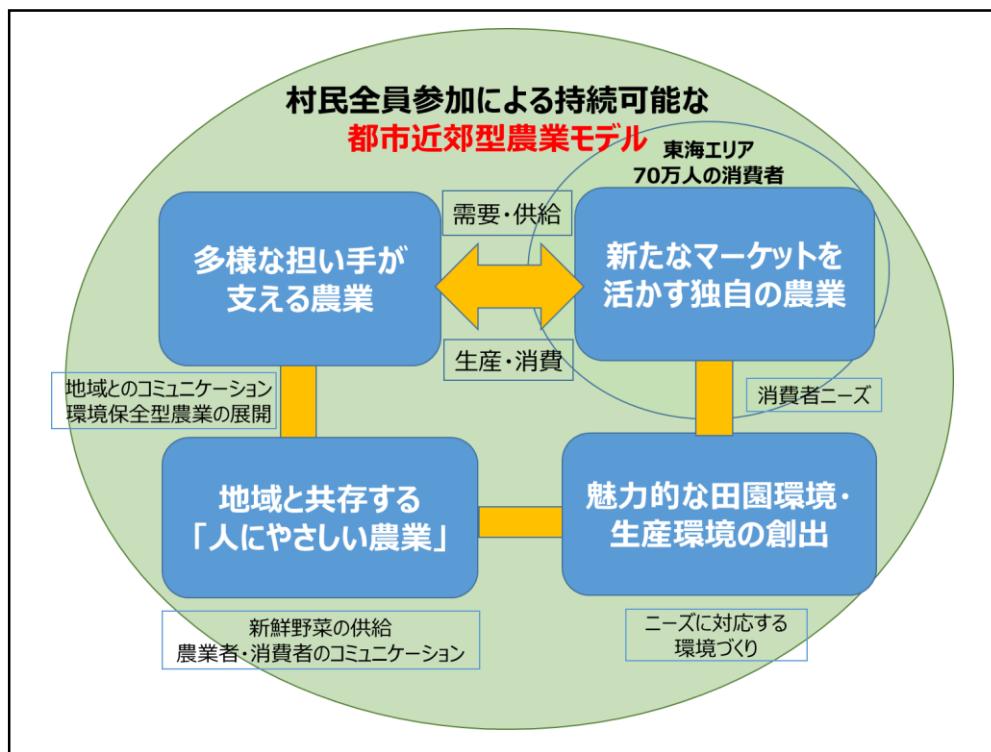


第3章 東海村農業の将来像

東海村の農業が目指す将来像は4つの柱で構成され、農業者のみならず一般住民の参画や協力を意識した内容となっています。4つの柱それぞれの実現が、相互作用を及ぼしながら、東海村農業を発展させていく関係性を「村民全員参加による持続可能な都市近郊型農業モデル」として提示します。

都市近郊型農業とは、多様な農産物ニーズを有する都市の周辺に立地し、生産地と消費地が近接する有利性を活用して農業振興を図りつつ、住環境との調和や農家と住民との交流、農地の多面的機能の発揮促進を目指す農業の形態です。

10年後の東海村農業の姿



3-1 多様な担い手が支える農業

- 農業を始めるきっかけづくりと農業のリーダー育成を行い、多様な担い手が東海村の農業を支えます

今後の東海村農業にとって、労働力の確保が喫緊の課題となります。

東海村には、多くの先端企業が集積し、新たな住民も増えています。雇用労働や援農も含め、東海村農業の小規模な担い手として、シニア世代（アクティビズ

ニア) や女性などの農業参画が期待されます。

村内外からの新規就農や後継者就農の掘り起こし・育成支援を行い、さつまいも作ーほしいも加工販売や野菜作、果樹作など、集約的な畑作による自立的家族経営を一定数確保していきます。

また、水田における集落営農、畑を利用した労働粗放的な畑作(※)などの新たな取組も含め、集落転作実践委員会のような実行組織の育成とともに、農地の面的集積によるコストダウンを志向する土地利用型農業の担い手も育成します。公的な農業公社(→※コラム)の設立も検討します。

さらに、担い手の組織化により、新規就農者への包括的な支援体制を構築するなど、多様な担い手を育成するための仕組みづくりを行います。

(※) 労働粗放的な畑作とは、具体的には麦、大豆、飼料作物など、生産に必要な労働時間が相対的に少ない畑作を指します。

3-2 新たなマーケットを活かす独自農業の展開

■東海エリアの約70万人の消費者をターゲットに、新たな販売・消費のマーケットを活かした農業が展開されます

東海村農業は、多くの小規模農家によって支えられています。この特性を生かすため、東海村とその周辺エリア70万人の消費者を新たなマーケットのターゲットにした地産地消型の販売・消費の仕組みを構築します。

生産物の高付加価値化を目指し、ほしいもや米のブランド化・差別化、商工会や観光協会等と連携した特産品開発なども行っています。

農業者と関係機関の連携により、直売所のほか学校給食、村内飲食店等への需要に応じた農産物供給体制の構築や、大型小売店へのインショップ設置や朝市開催、地場産レストランの開設、6次産業化を視野にいれた加工グループの育成など、地産地消を中心とした需要の創出と販路の拡大を目指します。

また、耕畜連携(村外畜産農家との連携)により、飼料米を含む飼料作物の需要創出・生産拡大を目指します。遊休農地活用・農地利用率向上への効果も期待されます。

3-3 地域と共生する「人にやさしい農業」

■地域とのコミュニケーションを深め、より自発的な農業活動と農業・農地が持つ多面的機能を発揮する「人にやさしい農業」が展開されます

住みやすい環境であることが評価され、東海村の人口は増加しています。この

結果、混住化が進んだことで、生産者にとって生産環境の変化、非農家である一般住民にとっては畑からの砂塵など住環境の問題が生じています。

そこで、小中学校における食育、市民農園・体験農園などの農地のレクリエーション利用、交流イベント、一般住民の就農・援農支援などに農業者が積極的に関わることにより、一般住民とのコミュニケーションを図り、農業者と一般住民の相互理解を促進します。さらに、このことにより農業の多面的機能の価値が村民全体で共有され、農業者・一般住民双方の参画による農地保全の取組などが、住民の自発的活動として行われることが期待されます。

また、都市空間と農業空間の共存のため、カバークロップによる畑の砂塵対策を継続的に行っていくほか、環境保全型農業の取組も期待されます。

これらの取組により、農業・農地が持つ多面的機能が発揮され、農業が地域と共存しうる都市型の「人にやさしい農業」の実現を目指します。

3-4 魅力的な田園環境・生産環境の創出

■市街地のスプロール化を抑制し、市街地と農地との共存が実現されます

東海村では、宅地需要の増大から、畠地を中心に農地転用と市街化がスプロール的に進み、農地と宅地がパッチワーク状に存在しています。市街化調整区域については再ゾーニングなども検討し、虫食い状に発生する農地転用を抑制することで、土地利用計画による農地の計画的保全を図っていきます。

条件不利農地対策としては、前出の農地のレクリエーション利用のほか、多面的機能直接支払の積極的な活用などにより、景観保全、環境・生態系保全の観点も取り入れ、非農家の参画も得た地区・集落等の活動組織による農地の保全・活用を図るなど、魅力的な田園環境を創出します。

その一方で、農地集積、基盤整備の推進、および鳥獣害対策を適切に実施するなど、より良好な生産基盤を確立することで、農業者にとって魅力的な生産環境を創出します。

3-5 東海村が目指す農業のイメージ

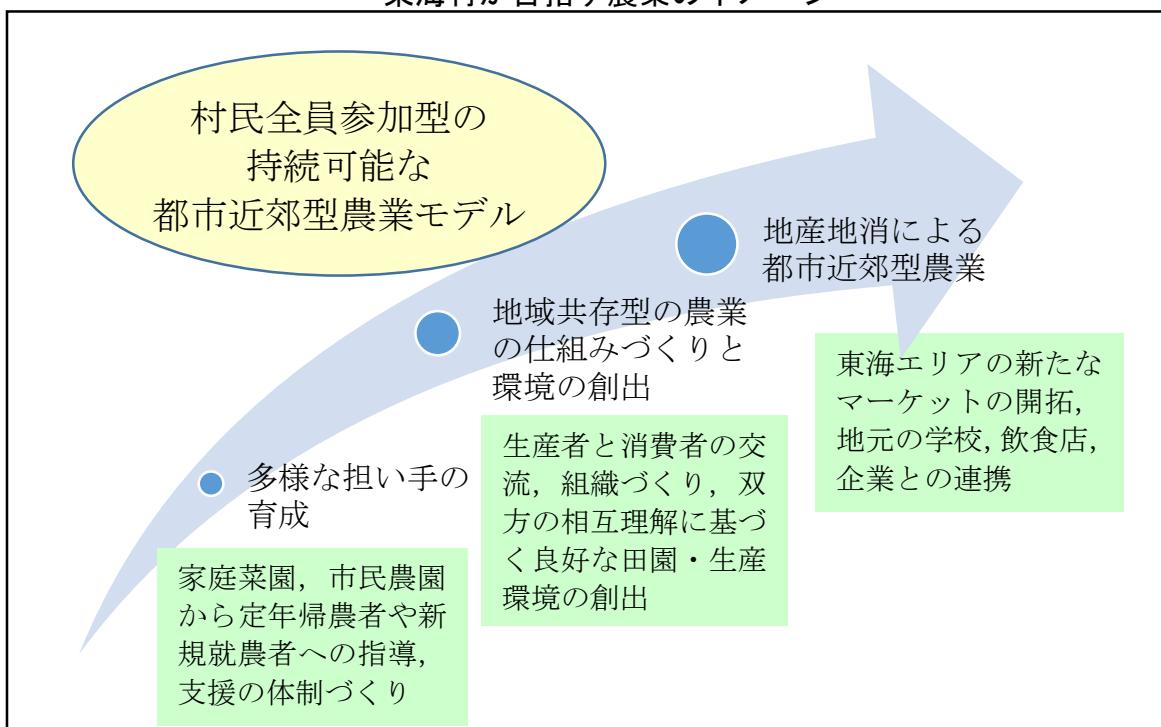
東海村は、企業や研究機関の集積が見られ、多くの転入者が居住する都市化が進んだ地域です。今後、彼らの定年退職によるアクティブシニア層の増加が予想されます。農業労働力不足に対応するため、村内外からの新規就農者とともに、これら都市住民層についても将来の東海村農業の担い手として積極的に位置づけ、掘り起こしを行い、育成支援する体制づくりを行います。そして、

農業が地域生活に受け入れられるよう、環境に配慮した農業生産や生産者と消費者の交流・組織づくりを進めます。

また、東海村は水戸市、日立市などの消費地に近く、都市近郊の強みを生かした農業の展開が期待されています。そこで、東海エリアを中心とした新たなマーケットの開拓や、地元の学校、飲食店、企業などとの連携の仕組みをつくることで、一層の地産地消を進めます。

東海村が目指す農業のイメージとして、新たな担い手の育成を基礎として、地域と共存する農業の仕組みを生みだし、農業に参画する村民のすそ野を拡げながらステップアップする村民全員参加型の持続可能な都市近郊型農業モデルを構築します。

東海村が目指す農業のイメージ



おだがけ（天日干し）による米づくり



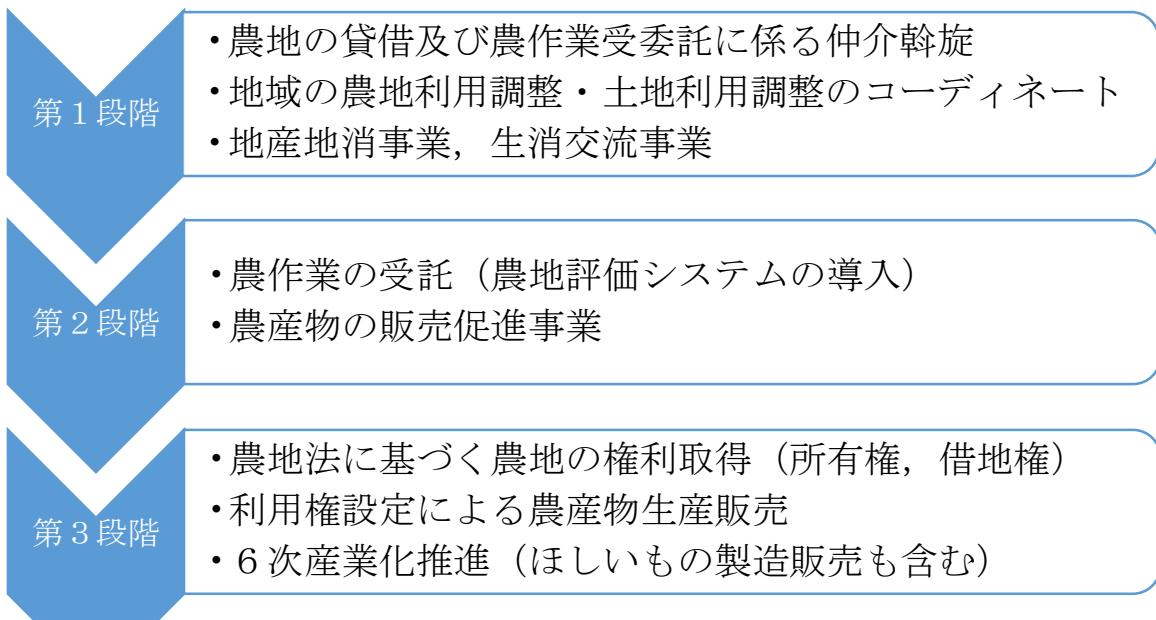
いも堀り体験

※コラム 農業公社設立の構想

土地利用型農業の担い手として、東海村農業の新たなモデルとしても先導的な役割を果たす農業経営体を育成支援する必要があります。その対象としては、既存の村内の農業法人や営農組織のほか、村内外の企業や農家の新規参入による新たな農地所有適格法人が想定されますが、自治体などの公的セクターが主導して農業公社を設立し、これに農業生産を担わせることも一つの選択肢として考えられます。

農業公社に期待される機能は、農地所有適格法人として自ら農業生産を行う機能に限られるものではなく、農作業受委託・農地貸借の仲介斡旋機能、6次産業化の推進機能、新規就農者等の担い手の育成を行う機能等についても期待されます。

農業公社の段階別事業イメージ



第4章 目指す農業の実現に向けた重点施策

大分類 (4つの柱)	重点施策	具体的施策
1. 多様な 担い手が 支える農業 に向けた施 策 (4-1)	①定年退職者・高齢 者・主婦等の就農 促進に向けた施 策 (4-1-1)	◎定年退職者等の就農促進に向けた包 括的支援 ●援農の促進 ●福祉農業の促進
	②自立的な家族経営 の育成・確保に向 けた施 策 (4-1-2)	◎新規就農者に対する包括的支援 ◎農業者マイスターの認定 ◎既存農家の後継者就農に対する支援
	③土地利用型農業の 担い手の育成・確 保に向けた施 策 (4-1-3)	◎集落営農(農事組合法人等)の育成 ◎粗放的な畑作生産主体への支援 ◎農業公社設立の検討 ◎担い手に対する機械・施設導入への 支援 ●法人への支援
	④担い手の組織化に 向けた施 策 (4-1-4)	◎農業者の組織化による問題解決に向 けた担い手座談会等の設定
2. 新たな マーケット を活かす独 自農業の 展開に向 けた施 策 (4-2)	①ブランド化と特產品 開発に向けた施 策 (4-2-1)	◎ほしいもの販路拡大(ブランド化・差別 化・加工利用の推進) ◎特產品開発に向けた組織の構築 ◎村による農産物品質保証システムの 検討 ●食用米の差別化 ●新規市場開拓の推進
	②地産地消を中心とし た需要創出・販路拡 大に向けた施 策 (4-2-2)	◎地元食材としての農産物需要の掘り 起こし ◎村民の地場産野菜の購入機会拡大 ◎地産地消の需要に対応した農産物供 給体制の構築 ◎6次産業化の企画・実施を担う加工グ ループの育成 ●地場産レストランの開設
	③耕畜連携による需 要創出・生産拡大に 向けた施 策 (4-2-3)	●畜産農家との連携による飼料作物の 生産拡大

※経営部門別の農業振興施策

(別表に整理)

◎ : 短期的に取り組む施策 ● : 中長期的に取り組む施策

大分類 (4つの柱)	重点施策	具体的施策
3. 地域と 共存する 「人にやさし い農業」に 向けた施策 (4-3)	①農業者と一般住民 の相互理解の促進 に向けた施策 (4-3-1)	◎子どもの食育・農業体験の推進 ◎とれたて農産物を活かした交流 ◎農地のレクリエーション活用 ◎交流イベントの開催
	②都市空間と農業空 間の共存に向けた 施策 (4-3-2)	◎砂塵対策としての農地利用率の向上 ◎都市空間のなかの農地・農業用水利 施設の活用と保全 ●環境保全型農業への取組
4. 魅力的 な田園環 境・生産環 境の創出に 向けた施策 (4-4)	①土地利用計画による 農地の計画的保 全に向けた施策 (4-4-1)	◎住民相互の話し合いによるルールづく り ●市街化区域への住宅建設の誘導
	②生産条件が不利な 農地や耕作放棄地 (遊休農地)の解 消・活用 (4-4-2)	◎地区・集落による主体的な農地保全・ 地域資源管理の取組への支援 ●多面的機能の観点からの農地保全支 援
	③農地集積・基盤整 備等による生産基 盤の確立 (4-4-3)	◎潜在的な農地貸出需要の掘り起こし ◎農地貸借における公的な仲介シス テムによる農地集積・基盤整備 ◎野生鳥獣害防止対策 ●地区・集落による農地調整・基盤整備 への支援 ●基盤整備の適切な実施 ●農業用施設の適切な管理

◎ : 短期的に取り組む施策 ● : 中長期的に取り組む施策

4-別表 経営部門別の農業振興のための具体的施策

水田作	畑作	施設園芸作	果樹作
◎地区・集落が担い 手を支える仕組み の構築 ◎転作における支援 ◎水田転作の生産 対策 ●大規模化・効率化 によるコストダウン ●食用米の差別化	◎かんしょ・露地野 菜の生産振興 ◎輪作の奨励 ◎土地利用型畑作 の推進 ◎ほしいも加工・販 路拡大への支援	◎ほしいも加工 ハウスの有 効活用 ●多種多様な 野菜や花木 等の生産振 興	◎技術移転の 支援 ●新規作付に おける支援

◎ : 短期的に取り組む施策 ● : 中長期的に取り組む施策

4-1 多様な担い手が支える農業に向けた施策

4-1-1 定年退職者・高齢者・主婦等の就農促進に向けた施策

◎定年退職者等の就農促進に向けた包括的支援

定年退職者・高齢者・主婦等、村内に居住する非農家世帯員のなかで、農業従事に意欲を持つ人に対して、生産技術取得、農業機械の貸与、農地のあっせん面、村内農業者による助言・メンター制度等の支援を行います。

●援農の促進

専業的な農家やほしいも農家の加工過程で必要とされている農業労働力の確保において、定年退職者等のパート労働的な援農を促進していきます。

●福祉農業の推進

村内の高齢者・障害者福祉施設等と連携して、高齢者・障害者の雇用創出のための福祉農業を推進していきます。

4-1-2 自立的な家族経営の育成・確保に向けた施策

◎新規就農者に対する包括的支援

生産技術取得の支援、就農時の農地・農業機械施設・住居の確保、就農・居住地区住民との関係構築、村内農業者による助言・メンター制度も含めた包括的な新規就農支援パッケージを構築し、村内外に積極的に発信することで、新規就農者の掘り起こし・スカウトを進めています。

◎農業者マイスターの認定

品目別に卓越した農業技術を持つ農業者に対して、農業者マイスターの認定により、品目別のリーダーとして育成支援し、新規就農者の育成体制を構築します。

◎既存農家の後継者就農に対する支援

現在存立している家族経営の後継者就農を支援します。

4-1-3 土地利用型農業の担い手の育成・確保に向けた施策

◎集落営農（農事組合法人等）の育成

主に水田地域について、農事組合法人等、将来の法人化も視野に入れ、集落営農を推進する地域の取組を支援していきます。

◎粗放的な畑作生産主体への支援

耕作放棄地発生防止、農地有効活用の観点、さらには後述の砂塵対策の観点からも、主に畑地について、村内の遊休農地、不作付地を利用した粗放的な畑作（麦、大豆、飼料作物など）の取組を支援します。

◎農業公社設立の検討

今後、高齢化等により村内の貸し出し希望農地が増加した場合、その受け皿のひとつとして、法人格を有した農業公社の設立に向けた取組を段階的に検討し、必要に応じて実施していきます。

◎担い手に対する機械・施設導入への支援

地区の担い手として位置づけられた認定農業者等に対して、高性能の機械・施設の導入を支援していきます。

●法人への支援

村内における法人形態の農業経営体、自治会等の地域組織を主体としたNPO法人、村外からの法人の農業参入等について、村内における雇用創出、村内農地の有効活用・遊休農地発生防止の観点から、適切な支援を行います。

4-1-4 担い手の組織化に向けた施策

◎農業者の組織化による問題解決に向けた担い手座談会等の設定

生産品目別、あるいは集落・地区別に農業者の意見交換を行う座談会等の場を設定することで、新規就農者等も含めた農業の担い手確保という目標に向け、生産技術の共有化および向上、さらには出荷・販売面における農業者組織による主体的な取組を促していきます。

4-2 新たなマーケットを活かす独自農業の展開に向けた施策

4-2-1 ブランド化と特産品開発に向けた施策

◎ほしいもの販路拡大（ブランド化・差別化・加工利用の推進）

ほしいもの販路拡大を目指し、村独自のブランド化を目指します。ほしいもを活用した新たな農産加工品の開発にも取り組みます。また、生産－加工－販売の効率化を図る6次産業化への支援体制づくりや、販売面ではインターネット販売も推進します。

◎特産品開発に向けた組織の構築

農業者と商工会、観光協会、小売店などの意見交換の場を設定し、例えば機能性野菜の生産・加工・販売など、特産品開発に向けた組織づくりをすすめていきます。

◎村による農産物品質保証システムの検討

村の農産物品質の底上げを目指し、品質の良い農産物を差別化するために、各種の認証制度を活用します。

●食用米の差別化（再掲）

米価下落への対応策の一つとして、良食味米や新品種米の生産など、通常の米と差別化される高品質な食用米の生産を推進します。

●新規市場開拓の推進

農業者、JA、商工会、観光協会等の諸機関と連携し、特産品やブランド化された農産物について新規市場開拓を推進します。ふるさと納税へのほしいも等の農産物利用も検討します。

4-2-2 地産地消を中心とした需要創出・販路拡大に向けた施策

◎地元食材としての農産物需要の掘り起こし

学校給食、村内飲食店、事業所食堂等、地元食材としての農産物供給を強化します。村内に多く立地している原子力開発関連の企業や研究機関、高齢者福祉施設などに地元の新鮮で安全・安心な野菜を供給します。そのために

村内の農業者による供給力の強化に努めます。

◎村民の地場産野菜の購入機会の拡大

村内スーパーに地場産農産物コーナー「インショップ」の開設を目指します。新たな販売機会を創出し、買い物弱者対策にも対応します。

◎地産地消の需要に対応した農産物供給体制の構築

農業者と関係機関の連携により、学校給食等、地産地消の農産物需要にきめ細かく対応するための農産物供給体制を構築します。朝市や販売イベントなどでの共同出荷を促進します。

◎6次産業化の企画・実施を担う加工グループの育成

地元産の農産物を活用した農産加工品の開発と販売促進のために、担い手として農業者グループ・女性グループの育成に取り組みます。

●地場産レストランの開設

地元農産物の需要拡大の手段の一つとして、地場産レストランの開設を目指します。

4-2-3 耕畜連携による需要創出・生産拡大に向けた施策

●畜産農家との連携による飼料作物の生産拡大

村外畜産農家との連携を支援し、畜産農家の飼料需要に応じ、畑地におけるデントコーン等の飼料作物、水田における飼料米の生産を振興します。

4-3 地域と共存する「人にやさしい農業」に向けた施策

4-3-1 農業者と一般住民の相互理解の促進に向けた施策

◎子どもの食育・農業体験の推進

子どもおよびその保護者に対して、村内の農業生産および地元農産物への理解を促進させるよう、地元農業者を講師として、小中学校での食育・農業体験の取組を推進します。学校農園の整備にも取り組みます。

◎とれたて農産物を活かした交流

ほ場等での対面販売など、需要の高いとれたて農産物を活かした農業者と一般住民の交流を促進します。

◎農地のレクリエーション活用

住宅団地に近接した農地や、遊休農地等に市民農園、体験農園等を設置し、農業者が指導者となることで、農地のレクリエーション活用を通じた農業者と一般住民の交流を促進します。また、村外の非農家も対象とした、農産物のオーナー制度や観光農園についても検討します。

◎交流イベントの開催

農業者が消費者に郷土料理の作り方などを教える料理講習会や、収穫祭、対面販売等がセットになった農業イベントの開催を検討します。

4-3-2 都市空間と農業空間の共存に向けた施策

◎砂塵対策としての農地利用率の向上

砂塵対策および土壤改良のため、主にさつまいも収穫後の畠地についてカバークロップや景観作物の栽培を促進します。また、住宅地周辺の遊休農地は、市民農園設置等の誘導に務めます。



直売所



料理講習会



稻のおだがけ

◎都市空間のなかの農地・農業用水利施設の活用と保全

市街地に近接する農地は、災害時の一時避難空間としても期待され、公園緑地等も含めた防災ネットワークの一環として、農地の保全を検討します。また、災害による水路やため池への被害は、農地のみでなく人的被害にも及ぶことがあるため、老朽化している水路やため池の改修、補強等を計画的に推進します。

●環境保全型農業への取組

有機農業や、可能な限り農薬や化学肥料を減らした環境保全型農業にも取り組みます。

4-4 「魅力的な田園環境・生産環境の創出」に向けた施策

4-4-1 土地利用計画による農地の計画的保全に向けた施策

◎住民相互の話し合いによるルール作り

市街化調整区域における虫食い的な農地転用を抑制するため、市街化調整区域内の転用農地を一定のエリアに誘導していく必要があります。住民相互の話し合いと合意をベースに、市街化調整区域内の農地転用に関する新たなルールづくりを目指します。

●市街化区域への住宅建設の誘導

市街化調整区域内の農地転用を抑制するため、市街化区域へ新規の住宅建設を誘導します。



住宅地と隣接した農地



砂塵対策用のカバークロップ（大麦）

4-4-2 生産条件が不利な農地や耕作放棄地（遊休農地）の解消・活用

◎地区・集落による主体的な農地保全・地域資源管理の取組への支援

耕作放棄地・遊休農地の解消については、既存の担い手への流動化が困難な場合、当該地区・集落の住民が地域の環境保全の観点から問題意識を持ち、主体的に解消後の利用方法を模索・決定することが望ましいと考えられます。このような地区・集落の主体的な農地保全の取組に対する支援を行うとともに、農業用排水路・農道などの地域資源の維持管理に対する共同管理の取組とあわせて、国の施策である「多面的機能直接支払」の積極的な活用を支援していきます。

●多面的機能の観点からの農地保全支援

営農の継続による農地保全が、環境保全の観点から、非農家を含む地域住民に便益を与えるというロジックから、小区画田・農道未整備の畠など、営農条件がきわめて不利な農地での営農継続に対して村独自の支援を行うことも検討します。

4-4-3 農地集積、基盤整備等による生産基盤の確立

◎潜在的な農地貸し出し需要の掘り起こし

管理耕作のみとなっている農地や、遊休農地・耕作放棄地について、潜在的な貸し出し需要の掘り起こしを推進します。

◎農地貸借における公的な仲介システムによる農地集積・基盤整備

貸し手の不安を解消するため、村が農地賃貸借を公的に仲介するシステムについて検討します。農地中間管理機構の枠組みを用いた農地集積、基盤整備を推進します。

◎野生鳥獣害防止対策

村内で発生しているイノシシ・ハクビシン等の野生鳥獣害について、防止対策を行います。

●地区・集落による農地調整・基盤整備への支援

地区・集落が、地域内で一定程度のまとまった面積の貸し出し農地となる

よう調整して担い手に農地を集積する取組や、担い手の必要に応じた基盤整備を実施する取組を支援します。

●基盤整備の適切な実施

生産条件の悪い農地については、農業者からの要望に応じて必要な基盤整備を実施していきます。

●農業用施設の適切な管理

農業生産に必要な農業用水路やパイプラインなどの農業水利施設を点検し、補修・補強を行うことで施設の長寿命化を図ります。



飼料稻



大規模な水田区画

4-別表 経営部門別の農業振興のための具体的施策

◇ 水田作

◎地区・集落が担い手を支える仕組みの構築

担い手の負担となる用排水路や農道の管理・水管理などを、地区・集落で支える仕組みを構築します。

◎転作における支援

米価下落への対応策の一つとして、国の政策補助金制度（経営所得安定対策、とくに水田活用の直接支払交付金）を踏まえ、農業者の転作物生産意向に応じた支援を行っていきます。

◎水田転作の生産対策

麦、大豆、そば等の畑作物による水田転作の収量・所得向上のため、地区・集落によるブロックローテーション等の転作団地化の取組みや、暗きょ施工等の排水対策への支援を行っていきます。

●大規模化・効率化によるコストダウン

既存の担い手への農地集積や、農事組合法人等の組織経営体の新規立ち上げ等により水田農業の大規模化・効率化による水田作のコストダウンを推進します。

●食用米の差別化（→4-2-1 にも再掲）

米価下落への対応策の一つとして、良食味米や新品種米の生産など、通常の米と差別化できる高品質な食用米の生産を推進します。

◇ 畑作

◎さつまいも・露地野菜の生産振興

現在の基幹作目であるさつまいも生産を振興するとともに、露地野菜の生産も振興していきます。

◎輪作の奨励

持続的な畠の生産力発揮と農地の有効活用のため、さつまいも・野菜を基幹作目としながらも、土地利用型畠作物や緑肥作物の作付を組み合わせた輪作を奨励します。

◎土地利用型畠作の推進

集落営農や水田転作の担い手などによる、畠地における土地利用型畠作物（麦・大豆・飼料作物等）の作付・生産を推進します。

◎ほしいも加工・販路拡大への支援

村内農業の柱となっているさつまいものほしいも加工について、加工所の設置等による加工施設の集約化や組織化等により、加工施設への農家の投資負担を抑制する取組を、必要に応じて推進します。また、ほしいもの販路拡大を目指し、村独自のブランド化を目指します。ほしいもを活用した新たな農産加工品の開発にも取り組みます。また、生産一加工一販売の効率化を図る6次産業化への支援体制づくりや、販売面ではインターネット販売も推進します。



さつまいもの収穫



ほしいもの加工作業

◇ 施設園芸作

◎ほしいも加工ハウスの有効活用

ほしいも加工に使われるハウスの遊休期間について、施設野菜の作付を推進するなどの生産振興策を行います。

●多種多様な野菜や花木等の生産振興

野菜の地産地消の取組推進に対応するため、村内で多種多様な野菜を持続的に生産できるような生産振興策を講じていきます。

◇ 果樹作

◎技術移転への支援

既存の果樹経営者から、新規就農者等への技術移転の支援を行います。

●新規作付における支援

新規作付から生産物出荷までの期間が長いため、作付開始時における苗木の購入費の補助や、生産物出荷までの利子補給等の資金面での支援等を行います。



ほしいも専用種「たまゆたか」



さつまいもの出荷基準を学ぶ「目揃会」

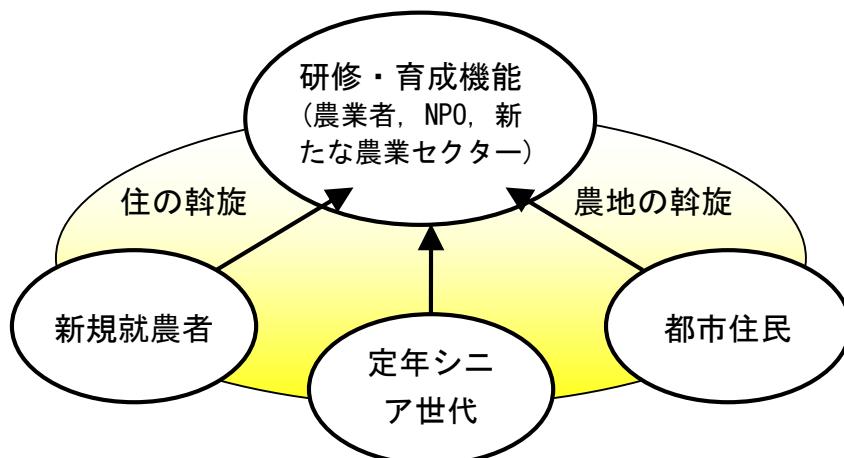
第5章 村民参加による計画の推進

5-1 新たな担い手育成に向けた村民全員参加型の組織づくり

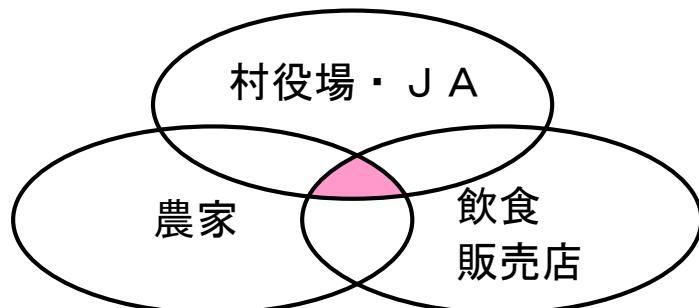
これまでに述べてきた東海村農業の将来構想の実現に向けては、村民全員参加型の組織づくりが必要です。例えば、定年シニア世代や新規就農者、都市的住民が農業に参画するためには、村内の農業者が指導的な役割を果たすことが、村民間の連携へつながり、地産地消による都市近郊型農業へつながることが期待できます。その土台となる組織づくりが求められます。

例えば、アクティブシニアや村内外からの若い新規就農者が農業に参画するには、村役場やJAのみならず、地元の農業者やNPO法人などが参加して研修・指導、斡旋を行う支援組織をつくる必要があります。また、地産地消の推進には、村内農産物の販売促進、コーディネイト、イベント企画などを行うシンクタンク機能をもった協議会組織の設立も想定されます。

新たな担い手を育成する組織づくりのイメージ



シンクタンク機能をもった新たな協議会組織のイメージ



- 3者の共通の認識と連携のためのコーディネイト機能
- 村内農産物の販売促進、コーディネイト、イベント企画などを担うシンクタンク機能

5-2 計画の推進に向けた進行管理

農業振興計画の推進に向けた進行管理を行なうためには、第5次総合計画の趣旨を生かしつつ、後期計画との整合を図ります。

また、計画の推進に向けた進行管理を行なうために、チェック機能とシンクタンク機能を備えた組織をつくる必要があります。本計画の目標年は平成37年度としていますが、本村を取り巻く営農環境や農業政策の状況は時間の経過とともに変化します。振興計画の進捗状況の把握のほかに、各種の状況の変化を踏まえ、必要に応じて本計画自体を見直します。

5-3 村民参加による意見交換（進行管理）

東海村では、農村振興計画の策定にあたり、策定委員会を設置するなど住民の意見を幅広く取り入れ、住民参加型による計画策定を行なってきました。計画の進行管理における進捗状況の確認の場面においても専門家、農業者、消費者が一体となって村民参加型の議論の場を設けていきます。その結果は、東海村公式ホームページ等で随時公表します。

進行管理における村民参加の取り組み

アンケート	地区座談会での意見交換	ワークショップの開催
<ul style="list-style-type: none">・農家アンケート・消費者アンケート	<ul style="list-style-type: none">・6地区ごとに農家、住民に参加を募集し、意見交換	<ul style="list-style-type: none">・農業者、消費者、専門家による意見交換



地区座談会の様子



策定委員会の様子

東海村農業振興計画

＜資料編＞

平成27年11月

東海村

【目次】

◆資料 1 策定経過	-----	資- 2
1-1 経過（検討委員会開催, パブリックコメント）		
1-2 東海村農業振興計画策定委員会設置要綱		
1-3 策定委員会委員名簿		
1-4 策定委員による提言		
1-5 ワークショップの開催		
◆資料 2 東海村農業の概要	-----	資-16
2-1 東海村農業の概要		
2-2 村内の営農実態マップ		
2-3 農振農用地図		
2-4 都市計画図（市街化区域と調整区域）		
2-5 東海村緑の基本計画に描かれた水系図, 植物分布図		
◆資料 3 営農モデル	-----	資-30
3-1 効率的かつ安定的な農業経営の指標		
3-2 新規就農者の営農モデル		
◆資料 4 東海村農業振興に関するアンケート調査結果	-----	資-45
○ 農家に対するアンケート調査の結果		
○ 一般消費者に対するアンケート調査の結果		

◆資料1 策定経過

1-1 経過

本計画の策定に当たっては、学識経験者や、農業にかかわる関係者、消費者等で構成する「東海村農業振興計画策定検討委員会」を設置し、様々な立場からの意見を踏まえつつ、計画を策定しました。

また、計画に広く市民の意見を反映させるため、平成27年8月25日～9月14日にパブリックコメントを実施しました。

○東海村農業振興計画策定検討委員会の概要

	開催日時	場所	議題
第1回	平成26年11月14日(金) 13時30分～15時30分	東海村役場 行政棟5階 原子力視察研修室	1. 正副委員長の選任について 2. 農業振興計画の概要について 3. 今後の進め方について
第2回	平成26年12月19日(金) 13時30分～15時10分	東海村役場 行政棟5階 原子力視察研修室	1. 第1回策定委員会の意見等について 2. アンケート調査の結果 3. 農業振興計画骨子案
第3回	平成27年3月6日(金) 13時30分～15時30分	東海村役場 議会棟2階 201・202委員会室	1. 東海村農業振興計画の策定に向けて (素案)
第4回	平成27年5月25日(月) 13時30分～15時30分	東海村役場 行政棟5階 原子力視察研修室	1. 策定のスケジュールについて 2. 東海村の農業の将来について 3. 個別的重点施策について 4. その他
第5回	平成27年7月16日(木) 13時30分～15時40分	東海村立図書館 2F 研修室3	1. 策定のスケジュールについて 2. 農業振興計画(素案)について 3. その他
第6回	平成27年11月19日(木) 13時30分～15時30分	東海村役場 行政棟2階 205会議室	1. パブリックコメントの結果について 2. 農業振興計画完成の報告について 3. 今後の取り組みについて 4. その他

1-2 東海村農業振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 農業振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため、東海村農業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、村長に報告するものとする。

- (1) 振興計画の策定に關すること。
- (2) その他振興計画の策定に必要な事項に關すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 農業団体の職員 6人以内
- (2) 農業関係者 9人以内
- (3) 商工関係者 2人以内
- (4) 消費者代表者
- (5) 住民の代表者 2人以内
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験者 2人以内
- (8) 東海村建設農政部長
- (9) 東海村農業委員会事務局長
- (10) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から振興計画が策定された日までとする。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農業政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

1-3 東海村農業振興計画策定委員会委員名簿

H27.4.27 現在

	所 属	役 職	氏 名
1	東海村農業委員会	会 長	岩田 廣隆
2	東海村土地改良区	理事長	村上 幹男 (小林 健)
3	真崎浦土地改良区	理事長	川崎 卓男
4	株式会社 照沼勝一商店	代表取締役	照沼 勝浩
5	農事組合法人 東海あくつ	代表理事	永井 一郎
6	農事組合法人 東海生産組合	代表理事	佐藤 次男
7	農事組合法人 東海村農業者クラブ 東海村ほしいも生産組合	代表理事 組合長	根本 一成
8	やまもり梨出荷組合	組合長	鈴木 哲夫
9	東海ぶどう組合	組合長	清水 政昭
10	東海村認定農業者連絡協議会	会 長	根本 正文
11	常陸農業協同組合 東海ファーマーズマーケット部会	部会長	藤戸 隆幸
12	東海村農業女性グループ連絡協議会	会 長	石橋美智代
13	東海村消費生活の会	—	佐藤 淑江
14	住民代表者	—	内藤 悟
15	住民代表者	—	小泉裕理子
16	イオンリテール株式会社	イオン東海店長	田中 拓
17	株式会社 カスミ	フードスクエア舟石川店長	和田 健一
18	茨城キリスト教大学	食物健康科学科 教授	川上美智子
19	常磐大学	地域政策学科 准教授	砂金 祐年
20	常陸農業協同組合	東海地区担当理事	関 誠一 (仲田 進)
21	常陸農業協同組合	ひたちなか地区 営農経済センター長	根本 浩 (菊池 和人)
22	茨城北農業共済事務組合	那珂東部支所長	堀江 栄二
23	茨城県県央農林事務所	振興・環境室長	関口 淳 (糸賀 秀徳)
24	東海村役場	建設農政部長	荒川 直之 (黒田 正徳)
25	東海村役場	(農業委員会事務局長)	(石井 達夫)

「順不同、敬称略」 () は平成 26 年度時の委員

1-4 策定委員による提言

東海村農業振興計画案について、策定委員会での検討を終え、「東海村農業振興計画の策定によせて」として、委員から東海村農業振興計画への想い・願いを寄せさせていただきました。

A委員：

東海村の利点は水戸などの農産物消費地に近いこと、都市住民のニーズに合った付加価値の高い農作物や果実、花卉の栽培が賑わいづくりにつながることである。マイナス面は、農業従事者の平均年齢が75歳と高く、後継者問題を抱えていること、農地が住宅とモザイク状態になっていることなどである。そのため、都会から農業の担い手を村に積極的に迎える体制づくりが必要である。幸いに県内ではつくばを中心に農業分野の研究が盛んである。そのような機関と連携して、東海村の売りとなる農産物をぜひとも生み出してほしい。東海村が地産地消の拠点となり、水戸のスーパーに東海村の農産物が並ぶ日が楽しみである。

B委員：

東海村における農業の現状と課題に対して、実現に向けた重点施策は概ね妥当な施策と考える。しかしながら、その中に中長期的な取り組む施策があるが、現在置かれている農業の実態から考察すると、施策が後手になる可能性をはらんでいる。

その一つとして、離農希望者が思っているより多いのではないか。そのためにも法人化と公社設立を同時に取り組むとともに、これらの人たちを離農から阻止するためにも、農産物の販路の開拓及び拡大を進めることで、所得の増額を図り魅力ある農業を目指すことが必要と考える。

C委員：

今回、東海村農業振興計画策定に委員として参画出来たことは、自身の仕事に置き換えて考えても大変有意義であった。10年後の東海村の農業を考えると決して簡単なことではなく、新旧村民の理解が必要で、地産地消が何故大切なのかを、もっと教育を通じて、子供の頃から勉強する必要がある。お金を出せば何でも手に入る時代だが、村で収穫された物を村で消費することが、環境にも東海村の農業にも、最終的には村民のためになることをみんなが理解すべき。

D 委員：

東海村の農業の現状から見て、今後農業振興を図る時、水田農業にあっては土地の分散状態をなくし、集積できる基盤整備を行い、作業の能率化の向上と生産性のコスト削減を行い、TPP等にも対処できるようにしなければならない。

畠地においては、農地の宅地転用を厳しくして優良農地を守り耕作環境を整え、専業農家への支援と特産物の育成を図り、耕作放棄地や離農者の土地を公社や農協等が引き受け家庭菜園等として貸し出し、農地の有効利用と農地の持つ多面的機能を保持していかねばならないと思う。

E 委員：

2011年3月11日の震災で東海に避難して来ている方の中には農業をしていた方もいると思う。その方に野菜等を作ってもらうことはどうだろうか。

中学生の「職業体験学習」があるが、農業を体験してもらうこともいいのではないか。

F 委員：

東海村の農業は衰退著しく、都市化により宅地の間で細々と行われている。従って後継者が乏しく、高齢者のホビーと化している。農業は現代技術を取り入れて効率化し、村ではそれを助ける施策が必要である。農家には手に余るというのであれば、農業公社や協同組合をつくり、モデル事業を行い、若者を引き寄せ、彼らの力に頼るなど行えばよい。懐勘定優先では現状打開出来ないところまで追い込まれている。

G 委員：

東海村の農業は、他の地域と同様に高齢化、担い手不足の問題に直面している。生産者だけでは解決できない問題に対して、行政や消費者が問題の解決を協力していくことが求められている。今回の東海村農業振興計画を生産者、行政、消費者に知らせて理解してもらい、協力してもらうことが大切である。このことは行政が主体となってほしい。

また、自然災害などに対する食糧備蓄についても検討する必要がある。

H 委員：

現在、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、高齢化や後継者不足等々、危機的問題が生じている中で、東海村農業振興計画策定委員会に出席した。今後10年を目標とする東海村農業の将来像について、委員それぞれ

の分野から活発な意見が提起され、東海村農業振興計画(案)が策定の運びとなった。今後、この振興計画が持続的農業の振興発展につながることを願っている。

I 委員：

農業振興計画の内容はとても素晴らしいものに出来上がったと思う。しかし、この計画が絵に描いた餅にならないか、実行性には違和感もある。

委員会の会議では、農業公社の構想を深められず、耕作放棄地等の根本的な問題解決を示すには至らなかった。

今後の農業問題を解決するために、私自身、真剣にとらえ、多くの方に協力を頂き、行動しなければいけないと考えている。

J 委員：

農業を取り巻く環境は、高齢化や担い手不足、収益の低下、混住化の進展など大変厳しい状況にあり、東海村においても、耕作放棄地の解消や農業経営の安定、住環境との共存等、解決すべき課題が数多くある。

こうした中、「東海村農業振興計画」が村の農業振興の道標となり、課題解決の一助となることを願っている。計画に基づく重点施策の展開や村民全員参加の計画推進が功を奏することを期待したい。

K 委員：

農業は何を目的に実践するのかを考える必要がある。再生産可能な経済優先も大事だが、持続可能な農業には安全な耕作農地を後世に残す義務がある。農産物のネガティブな印象を払拭できずにいる中で、安全と美味しさを担保して消費者へ訴求することが重要である。営農環境を整備し、就農者を迎える、誰もが安心して購入できる供給体制を構築する。そのためにも農村コミュニティと住民との信頼感を向上させる双方の意識改革が必要である。

L 委員：

農業振興計画が絵に描いた餅にならないために、担い手、農地、マーケット、環境を基本として実行計画を作成し、小さな一歩でも踏み出すことこそ、振興計画が生きて來るのでないかと期待する。

M委員：

地方創生が重要課題である今、東海村の最も伝統的な産業である農業が新たに位置づけられ、振興をはかるための計画が策定された意義は大きいと思う。私はとりわけ、「農業と住環境の共存」が4つの視点の一つとして盛り込まれた点に注目する。農業振興が、農業に直接携わらない村民の皆様の生活も豊かにすることに繋がるからである。今後は、教育やまちづくりなど他の政策分野とも連携をはかっていくことが望まれる。

N委員：

小規模な家族農業は変化しつつある。余った農地はだれかが耕作していくかねば農村は荒廃する。その農作業を農業法人が借り受けて行っている。今度の振興計画で初めて担い手の育成・確保に向けた施策が明記された。農業公社設立の検討、機械施設導入支援、座談会の設定等がうたわれている。平成30年に迎える農政の変化にどう対処するかが重要である。



策定委員会での山田村長による挨拶



川上委員長による議事進行

1-5 ワークショップの開催

村では、これまでの議論をもとに、農業振興に向けた具体的なアイデアを自由に出し合うことを目指し、村民に参加を呼びかけ、平成27年6月に「明日の東海村 農業の未来を考える」と題したワークショップを実施しました。

「ワークショップ」とは、肩書きや老若男女の区別なく、どなたも対等で自由にアイデアを出し合う機会です。この日は、4つの班に分かれて、テーブルを囲み、大きな紙やペンを使って、楽しみながら意見交換を行いました。

このワークショップでは、農業振興に向けた重要なキーワードや、施策展開やキャッチフレーズなど、貴重なアイデアが得られました。

1-5-1 ワークショップの概要

- 日時：平成27年6月14日(日) 10:00～15:00
- 会場：JAファーマーズマーケットにじのなか内 交流広場
- 主催：東海村建設農政部農業政策課
- 参加者：農業者、消費者、JA職員、スーパー担当者ら22名
 - A～D班の4つのグループに分かれて意見交換
- ワークショップ進行：(公社)茨城県農林振興公社、農研機構農村工学研究所
- ワークショップの主な内容
 - 1) これまでの調査結果の概要説明
 - 2) 東海村農業の課題の整理
 - 3) 将来構想のアイデア発掘
 - 4) 班ごとの成果発表



会場の様子



4つの班ごとに意見交換

1-5-2 東海村農業の課題

東海村の課題については、大きく以下の4つの課題について議論されました。例えば、A班では「担い手不足」、「耕作放棄・遊休農地」、「環境（土埃やゴミなど）」、「消費（地産地消）」の4つの分類から、東海村農業の課題を整理

しました。

「担い手不足」は、各班から様々な指摘がなされ、農業収入の低さ、高齢化と後継者の不足、新規就農するには農地・住居・技術面でハードルが高い、農家を育成する仕組みがない、大きい面積の畑は耕しきれない、といった課題が挙げられました。一方、B班からは、村が主催する有機農業塾を活用して、定年退職者や若い女性が直売出荷に取り組んでいることが紹介され、新規就農者を募るには、健康や環境に关心の高い若者やシニア世代への働きかけが必要とされました。また、D班からは、農家間の協力やコミュニケーションの不足が指摘されました。

「耕作放棄・遊休農地」では、混住化による生産環境の変化、農地集約の難しさ、大規模化の難しさ、管理状態の悪さなどが挙げられています。

「環境（土埃やゴミなど）」では、春先の土埃、農道・水路へのゴミの多さ、農地の所有者が村外の場合に農地管理が難しいなどの問題が指摘されました。一方で、B班では農家が消費者からの苦情への対応に苦慮している実態が指摘され、消費者と生産者が相互に理解するコミュニケーションと交流の機会の必要性が指摘されました。

「消費（地産地消）」に関しては、地産地消のレシピや地産地消レストランがない、ほしいも以外の特産品がない、スイーツなど加工品がない、直売所の午後の品揃えの悪さ、高齢者向けの買い物環境の整備、消費者が農業について学習する機会や学校教育での農業体験の必要性などについて指摘されました。

＜A班による課題整理＞



1-5-3 東海村農業の将来構想

将来構想については、各班から多様な意見が出されました。これらを4つの課題別に整理しました。

	A班	B班	C班	D班
担い手	<ul style="list-style-type: none"> ●流通体制の整備 ●契約栽培を進め る ●小規模農家をグ ループ化する ●農業を教える場 をつくる ●需要にあったも の（飼料米など） をつくる。 ●畑を貸し出すシ ステム ●公社が指導、給 料を出して育成 ●農業支援を行 う組織づくり（特 に定年帰農） 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業支援を行う 組織づくり（特に 定年帰農） ●障がい者が働け る環境が必要 ●自分の健康ため に農業を行う方を 支援 ●イオンアグリの ような企業を誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ●定年後に5年間 農業に親しむ仕組 みが必要 ●村のPRとして 「健康」を打ち出 す ●野菜大好きクラ ブづくり ●加工所への支援 ●水田経営は20名 くらいの担い手に 集積 ●資材への補てん など支援 ●グループづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●空き屋情報の提 供を（新規就農者 向けに） ●八郷のネギの新 規就農システムの ように家、土地、 技術をセットにし た仕組みづくり ●生活しやすい地 域としてのアピー ルを ●村や集落の中 に生産部会組織をつ くる ●集落ごとに新規 就農対策
農地活用		<ul style="list-style-type: none"> ●消費者への理 解を促進するた めに生産者が畑の一部 を地元住民に使 ってもらう 	<ul style="list-style-type: none"> ●遊休農地に花を いっぱい植える ●体験市民農園 ●村全体を農業公 園に ●農地集積 	<ul style="list-style-type: none"> ●基盤整備を検討 する
環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ●監視カメラを設 置 ●粗大ゴミクリー ン作戦 	<ul style="list-style-type: none"> ●相互に誤解を生 まないよう生産者 と消費者のコミュ ニケーションの機 会が必要 ●苦情窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●土埃の解消 ●住みやすい東海 村を打ち出す 	
地産地消	<ul style="list-style-type: none"> ●移動スーパー ●芋を使ったスイ ーツ開発 ●地産地消レシピ の開発 ●地産地消レストランの開設 ●コミセンごとに 直売があれば ●直売所の午後の 品揃えに期待 ●直売所の開店時 間の検討 ●子どもの収穫体 験、一貫した体験 が必要 ●学校単位で農業 体験 	<ul style="list-style-type: none"> ●楽しめる消費者 交流会 ●軽トラ市が生産 者と消費者の交流 の場に ●干し芋のスイー ツ開発 ●イモゾーのよう なキャラクターを 活用 ●健康をキーワー ドにした農場を設 ける「ぴんぴんこ ろり農場」など ●学校に呼びかけ て子どもから大人 に関心を広げる ●ヤングミセスが ついてくる商品 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校給食部会と の連携 ●干し芋の食育 ●米粉のグループ づくり ●子どもたちが草 取り農業を学ぶ機 会を 	<ul style="list-style-type: none"> ●品目別のマイス ター ●消費者グループ と農業者との連携 強化 ●小学校の社会科 見学、実習 ●座談会やワー クショップの場を増 やす

1-5-4 農業振興に向けたキーワード、キャッチフレーズ集

＜A班＞ テーマ：『好きです東海村！！食べよう東海村！！』

・販売・地産地消

「移動スーパー」「コミセンとの直売所」

「訳あり商品の展示」

「学校単位での収穫依頼」「子供の収穫体験一貫教育」

「地場産野菜を使ったレシピの提示」

「芋をつかったスイーツ」

・担い手

「契約栽培の推進」「需要にあったものをつくる（飼料米）」

「小規模農家のグループ化」

「生産技術の共有、向上のためのネットワークづくり」

「畑の貸出システムの整備」

「農業を教える場をつくる」「定年帰農者への農業支援組織」「公社が指導」

「自立後のマネジメントまで技術支援」「経営が成り立つように指導」

・環境・交流

「監視カメラを設置」「ゴミ捨て禁止啓発看板の設置」

＜B班＞ テーマ：『消費者と○○（マルマル）する農業』

（○○の部分は村民参加でつくり出す）

・販売・地産地消

「ほしいもスイーツ」

「イモゾウ・イモジイなど、イモのキャラクター」の活用

「イモ祭りでイモ菓子のコンテスト」

「野菜をもらう」

「空散やめる→米を買ってもらう」

「食べ比べの会」

「加工品の生産過程の説明」

「ヤングミセスがついてくる商品を」「学校からコンテストの企画、料理・スイーツ」「関心は子供から大人へ」

・担い手不足

「小遣い農場」「ぴんぴんころり農場」

「畑の一部を住民に使ってもらう」

「村外から受け入れる農業」

「農業の受け皿が必要」

・環境・交流

「有機農業への支援」

「コミュニケーションを生む」「苦情の窓口」

「生態系を守る東海村」

＜C班＞ テーマ：『定年したら5年は農業』

環境・交流、地産地消

「村のPRとして”健康”」「健康づくり、健康な野菜」「健康野菜、特産品づくり」

「体験・市民農園」

「村全体が農業公園」「山あいのきれいな水でつくられた農産物環境をPR」

「ほしいもの食育」「米粉を利用したクレープづくりで食育」「草取り作業体験」

・担い手

「機械購入への支援」「加工所への支援」「資材購入への支援」

「農地集積による専業農家の育成」

「水田・麦・イモで生活できる再生産可能な農業」

「リーダーを生み出すグループづくり」

「野菜大好きクラブ」「直売所出荷経験で成長」

農地保全

「遊休地に花を植える」

＜D班＞ テーマ：『消費者とプロ農家と地域がつながる農業』

・担い手

「夫婦での一世代営農→どちらかが急に欠けると直ちに生産が困難→地域の組織化・担い手育成はプロ農家としても自経営のリスクヘッジとなる」

＜技術伝承システムで担い手を＞「品目別の技術整理と普及・伝承システムをつくる」「品目別の生産者グループの設立と技術整理」「部落毎の目玉品目と技術整理・継承・新規就農受け入れ」「部落毎の新規就農の支援体制の構築」「座談会・ワークショップの場を設けていく」「農家同士の協力は担い手育成という共通の目的があれば可能」「旗振り役となる行政の真摯な対応」

「生活をかけて農業をやりたくないが”人生の楽園”農業ならやりたい」

「家・土地・技術をセットにした新規就農システム」

「生活しやすい地域としてのアピール」

・販売・地産地消

「消費者が求めている穫りたて野菜を圃場で販売する」「品目別マイスターの地図をつくり、消費者に配る」「直売所での農家・消費者の対面販売」

「自宅周囲の農家から美味しい野菜・無農薬野菜を持ってきてくれる仕組み」

「直売所は値段と量で買うが、農産物にストーリーを持たせれば購買行動が変わってくる」

＜ちびっこ農業探検隊＞「農家側が食育の実践に協力する」「小学校の社会見学で農場実習」「旬の野菜について食育する」「親子クッキング」「地場産大豆の生産から加工までを食育する」「イモ掘り探検隊があれば、ネギ掘り探検隊もあってよい」

・農地保全

「生産条件の悪い水田、基盤整備の必要性は？」



班ごとに模造紙にアイデアを整理



発表の様子

1-5-5 ワークショップから見えてくる東海村の将来像

どの班においても、農業の効率化、大規模化の必要性は認識しつつも、新たな担い手として定年退職者や新規就農を目指す若者への農業指導を行い、かつ地元住民が農業に親しめる機会を設け、家庭菜園レベルの趣味的な農業も含めた小規模農家を育成しつつ、大規模経営を含む安定的な農業経営体を育成するという流れを志向しているといえます。

C班のアイデアはそれをよく表しています。東海村の農業の将来像としてはこのような多様な人材の参加による「村民全員参加型」の農業が求められているといえるでしょう。



◆資料2 東海村農業の概要

2-1 東海村農業の概要

2-1-1 東海村の概要

東海村は、水戸市の北東へおよそ 15 km に位置し、久慈川の南側に位置しています。低地は沖積層で真崎浦、細浦等の水田地帯となっており、台地は洪積層で中丸畠総などの畠地と平地林を構成し、東は緩やかに傾斜して太平洋に面しています。気候は温暖湿潤気候のおおむね温和で、比較的自然条件に恵まれた地勢となっています。

2-1-2 農業の現状

水田においては、米や麦・大豆・野菜などの転作作物が生産されていますが、農業者の高齢化や後継者不足により不作付地が増加し耕地利用率は低下傾向にあります。

米については、全国的に過剰基調にあることから価格が下落傾向にあり、有利販売できる産地体制の整備が必要となっています。

転作作物において、麦や大豆等の土地利用型作物は生産調整規模に左右され変動してきました。また、自己保全管理など必ずしも生産に結びついていない状況にあります。

農業生産の基盤については、早くから区画の大型化、農道整備、パイプライン化等が行われてきましたが、一部地域においては、湿害等に苦しんでおり、当該地域では飼料用米や加工米等の作付けにより生産調整を推進する必要があります。また、耕地利用率を維持・向上させるため地域の担い手に対する耕地の利用集積を図る必要があります。

1) 農家数の変化と現状

東海村の農家数は、とくに高度経済成長期後半以降、減少の一途を辿っています。1950年時点では1,500戸を超えていた農家数は、1970年に1,500戸を切り、2000年には1,000戸を切りました。2010年時点では820戸となっています。

また、高度経済成長期には、農家数の減少以上に農家の兼業化が進行しました。1950年時点では専業農家が全農家の68%を占めており、兼業農家にしても、農業所得が農業外所得を上回る第1種兼業農家が大勢を占め、第2種兼業農家は少ない存在でした。25年を経て、高度経済成長期終了後の1975年には、農家の専兼別内訳が専業農家15%，第1種兼業農家27%，第2種兼業農家58%となっており、逆に、専業農家が少ない状況に変化しました（図2-1-1）。

なお、1980年以降、第2種兼業農家の実数が増加から減少に転じますが、一方で農家数の減少傾向は継続します。この頃から兼業化の傾向より、離農の傾向が目立つようになります。

図 2-1-1 東海村の農家数、専兼別の推移（1950～1995年、全農家）

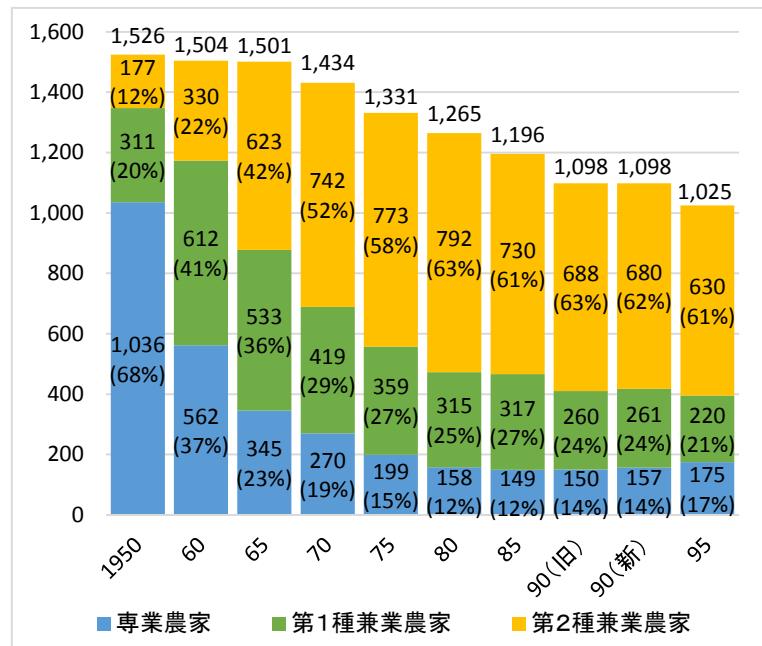
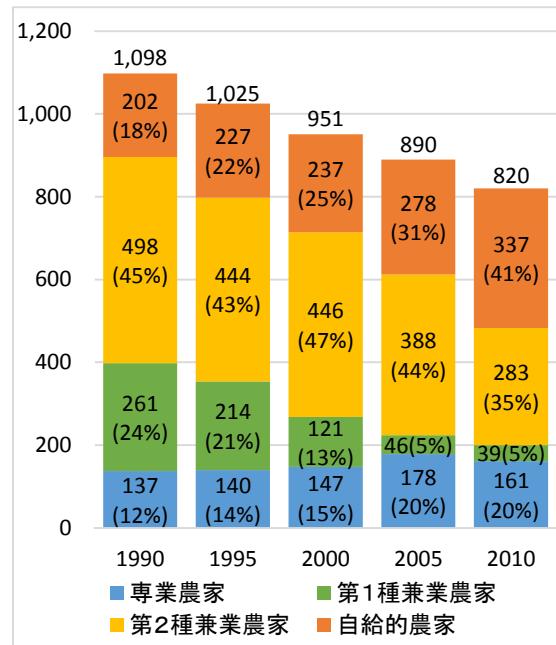


図 2-1-2 東海村の農家数、販売農家の専兼別、自給的農家数の推移（1990～2010年）



次に現れた変化は、専業農家の内実の変化です。高度経済成長期以降続いてきた専業農家の減少傾向がストップし、増加に転じたのが1990年代でした。この変化は高齢専業農家の増加とみられ、世帯主の定年退職など、兼業中止による兼業農家から専業農家への増加が大きな要因と推測されます。この専業農家の増加傾向は、2005年まで続きますが、2010年には、減少傾向に転じました。これは高齢専業農家のさらなる加齢によるリタイア増加を反映している傾向と推測されます。

1990年代以降の特徴としてもう一点は、自給的農家の増加傾向が指摘できます。自給的農家とは、経営耕地面積30a未満・かつ農業所得が50万円未満の農家であり、自給的農家の増加から、農地の一部貸出もしくは耕作放棄による経営耕地面積縮小傾向が進行していることが読み取れます（図2-1-2）。

以上のことから、東海村における高度経済成長期以降の典型的な農家動向として、兼業→あとづき他出・非就農→高齢専業or農地一部貸出による自給的農家化→離農というサイクルが読み取れます。

以下では、2010年の現状についてもう少し詳しくみていきます。

農家数のうち、販売農家数は483戸です。販売農家が総農家に占める割合は59%であり、茨城県全体での同割合（69%）を下回っています。自給的農家数は337戸（41%）であり、先に触れたように大きな割合を占めるに至っています。

東海村の販売農家のうち、農業所得が農外所得を上回りかつ年間60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる「主業農家」の数は44戸であり、総農家数の僅か5%に過ぎません。この割合は、茨城県全体の同割合（14%）を大きく下回っています。

主業農家44戸に農外所得が農業所得を上回る「準主業農家」77戸を加えた、年間60日以上農業に従事する若壯年世帯員がいる農家数は121戸、総農家数の14%にとどまっています。年間60日以上農業に従事する若壯年世帯員がいない「副業的農家」が362戸であり、村内の大半の販売農家は、65歳以上の高齢世帯員によって営農している現状にあります。

また、上記農家数の外数として、土地持ち非農家が324戸存在しており、これは農地所有者数（農家数と土地持ち非農家数の合計と仮定）の28%を占めています。

表2-1-1 農家数・土地持ち非農家数（2010年農林業センサス）

	総農家	販売農家	主業農家	準主業農家	副業的農家	自給的農家	土地持ち 非農家
東海村（戸）	820	483	44	77	362	337	324
構成比（%）	100%	59%	5%	9%	44%	41%	28%
茨城県（千戸）	103	71	15	15	41	32	51
構成比（%）	100%	69%	14%	15%	40%	31%	33%

資料:2010年農林業センサス

注:「土地持ち非農家」の構成比は、「総農家」と「土地持ち非農家」の和に占める構成比。

2) 耕地面積の変化と現状

農林業センサス（2010年）における東海村の経営耕地面積は618haであり、うち販売農家が552ha（89%）、自給的農家が66ha（11%）を耕作しています。茨城県全体と比較して、経営耕地面積に占める販売農家の耕作面積率が低く、自給的農家の耕作面積率が高くなっています。

販売農家の経営耕地の地目別の構成をみると、田が285ha、畑が255ha、樹園地が13haとなっており、樹園地はごく小面積です。また、田・畑の構成割合が、おおよそ半々となっていることに特徴があります。

販売農家の1戸あたり経営耕地面積は114aであり、茨城県全体（1戸あたり経営耕地面積164a）と比較して、小規模な農業が行われているといえます。

表2-1-2 販売農家・自給的農家の経営耕地面積(2010年農林業センサス)

	総農家	販売農家	田	畑	樹園地	自給的農家	
			618	552	285	255	13
東海村(ha)							
構成比(%)	100%	89%	52%	46%	2%	11%	
茨城県(千ha)	123	117	73	39	5	6	
構成比(%)	100%	95%	62%	34%	4%	5%	

資料:2010年農林業センサス

注:「田」「畑」「樹園地」の構成比は、販売農家の経営耕地面積に占める構成比。

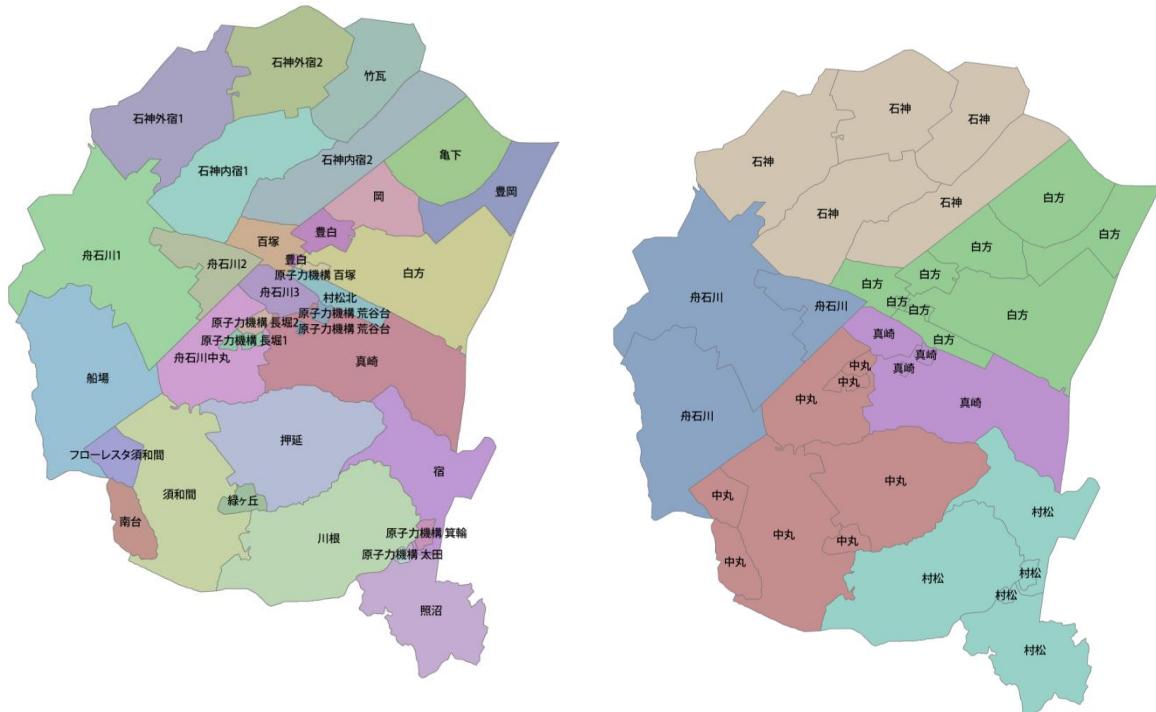
2-2 村内の営農実態マップ

東海村において集計されている計画作付品種集計表から、地域ごとで栽培されている作物の特徴を示します。

■ 地域区分

本項では、以下の集落区分と地域区分を利用します。農林業センサスの区分とは一部異なっています。なお地域区分に関しては、農林業センサスの区分の場合と同様に都市マスター・プランをもとにして地域区分を行なっています。

図 2-2-1 計画集計表における集落区分(左)と都市計画マスタープランをもとにした地域区分(右)



● 集落区分

(計画集計表に記載されている集落)

宿, 真崎, 白方, 岡, 豊岡, 照沼, 川根, 押延, 須和間, 船場, 外宿1区,
外宿2区,
内宿1区, 内宿2区, 竹瓦, 亀下, 舟石川1区, 舟石川2区, 舟石川3区,
舟石川中丸区

(計画集計表に記載されていない集落)

豊白, 村松北, 原子力機構百塚, 原子力機構荒谷台, 原子力機構長堀 1・2

(注), 原子力機構箕輪, 原子力機構太田, 緑ヶ丘, フローレスタ須和間,
南台

●地域区分

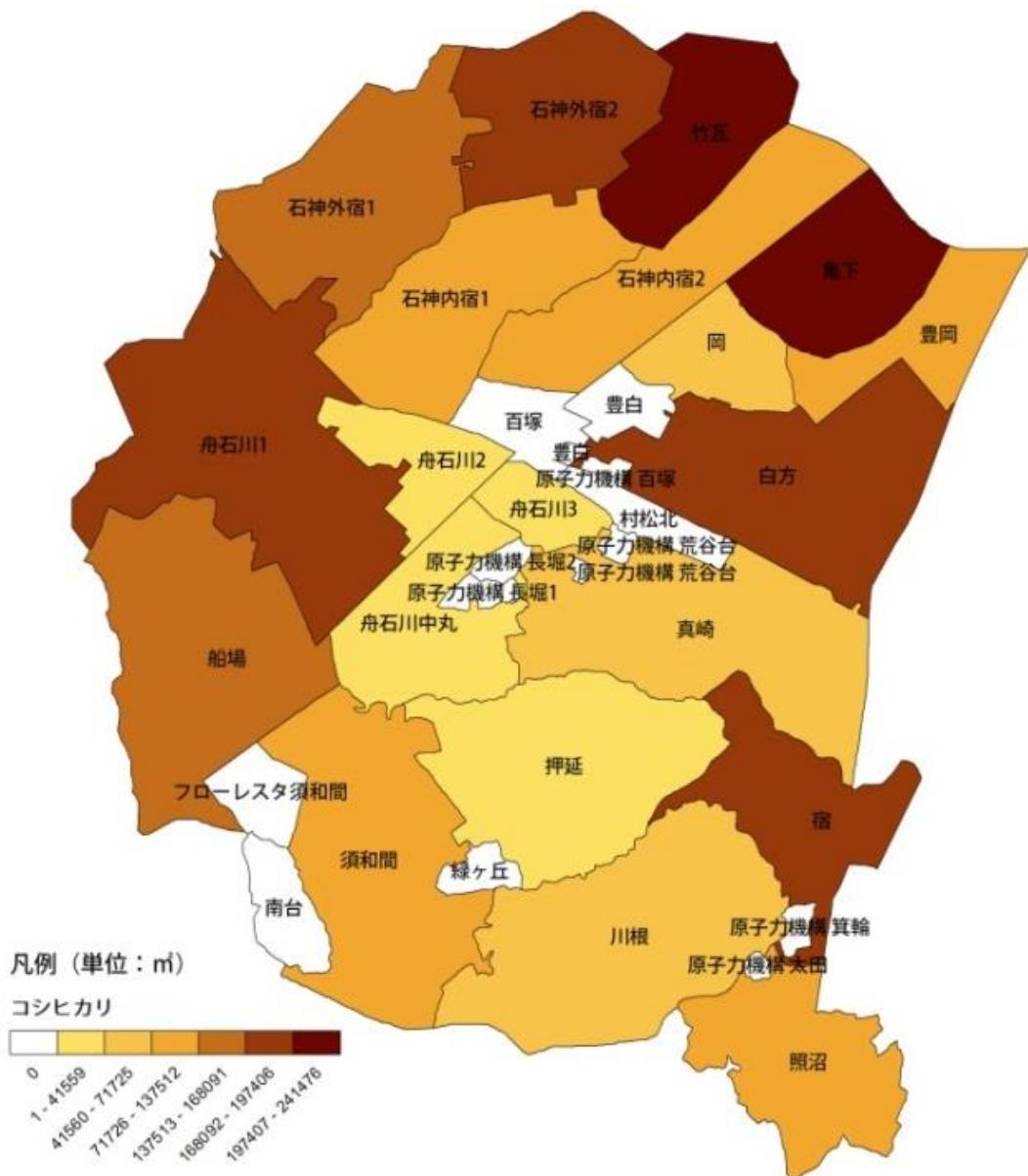
1. 石神地区……外宿 1 区, 外宿 2 区, 竹瓦, 内宿 1 区, 内宿 2 区
2. 村松地区……宿, 川根, 照沼, 原子力機構箕輪, 原子力機構太田
3. 白方地区……亀下, 白方, 岡, 豊岡, 百塚, 豊白, 村松北, 原子力機構百塚,
4. 真崎地区……真崎, 舟石川 3 区, 原子力機構荒谷台
5. 中丸地区……押延, 須和間, 緑ヶ丘, 南台, フローレスタ須和間, 舟石川中
丸区,
原子力機構長堀 1・2
6. 舟石川地区…舟石川 1 区, 舟石川 2 区, 船場

(注) : 原子力機構長堀 1・2 区は現在統合されている。

1) コシヒカリの作付

本村においては、コシヒカリ・キヌヒカリ・ユメヒタチ等様々な米の品種が作付けされていますが、多くがコシヒカリです。全村的に作付けされていますが、水田面積が大きい、竹瓦集落、亀下集落、白方集落、宿集落、舟石川1区集落、石神外宿2区集落の作付面積が大きくなっています。

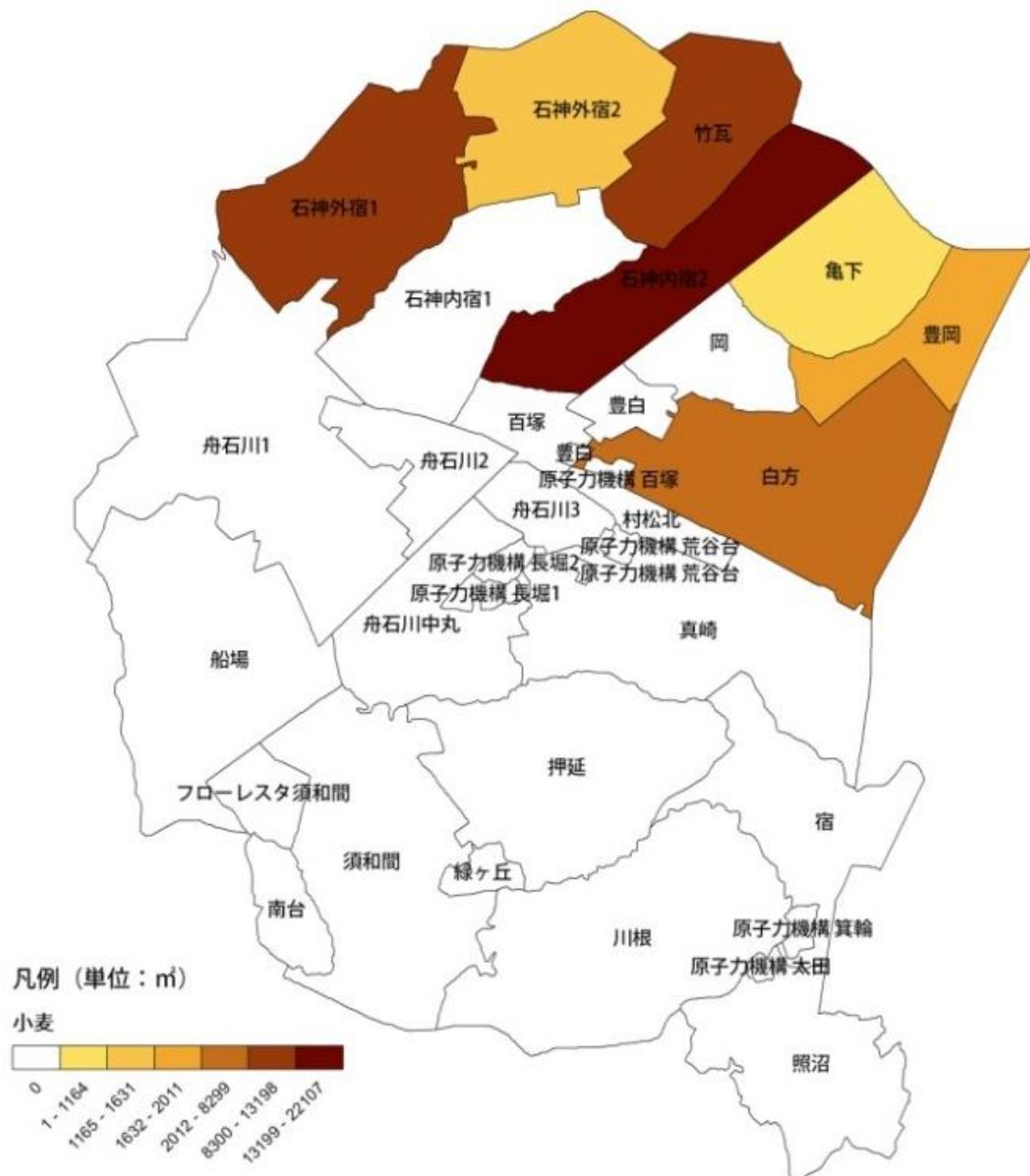
図 2-2-2 コシヒカリの作付図



2) 小麦の作付

水田転作対応として、村北部の久慈川沿いの低地にまとまった水田が拡がる石神地区・白方地区の作付面積が大きくなっています。

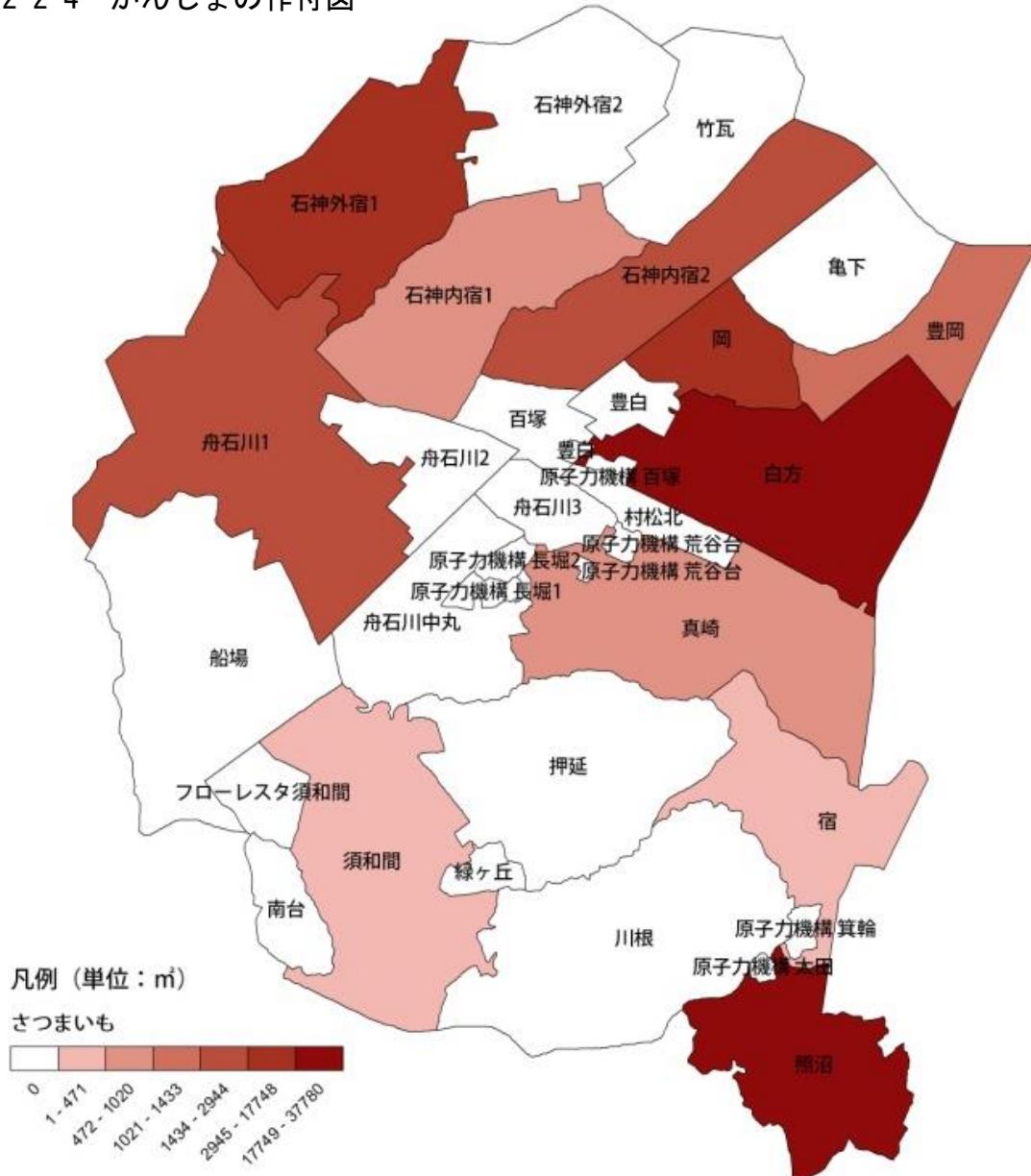
図 2-2-3 小麦の作付図



3) かんしょの作付

東海村の基幹作物のひとつです。2010年センサスによると、東海村の農業経営体（486 経営体）の33%（160 経営体）で、計137haの販売目的での作付が行われています。計画作付品種集計表では、照沼集落、白方集落の作付面積が大きくなっていますが、かんしょは、主に台地上の畑で作付されています。この点を、2010年センサス集落カードにおけるかんしょの販売目的作付面積で確認すると、上記の照沼集落（秘匿措置により不明、数十haと推定）、白方集落（10ha）のほか、須和間集落（32ha）、船場集落（26ha）で多く生産されています。

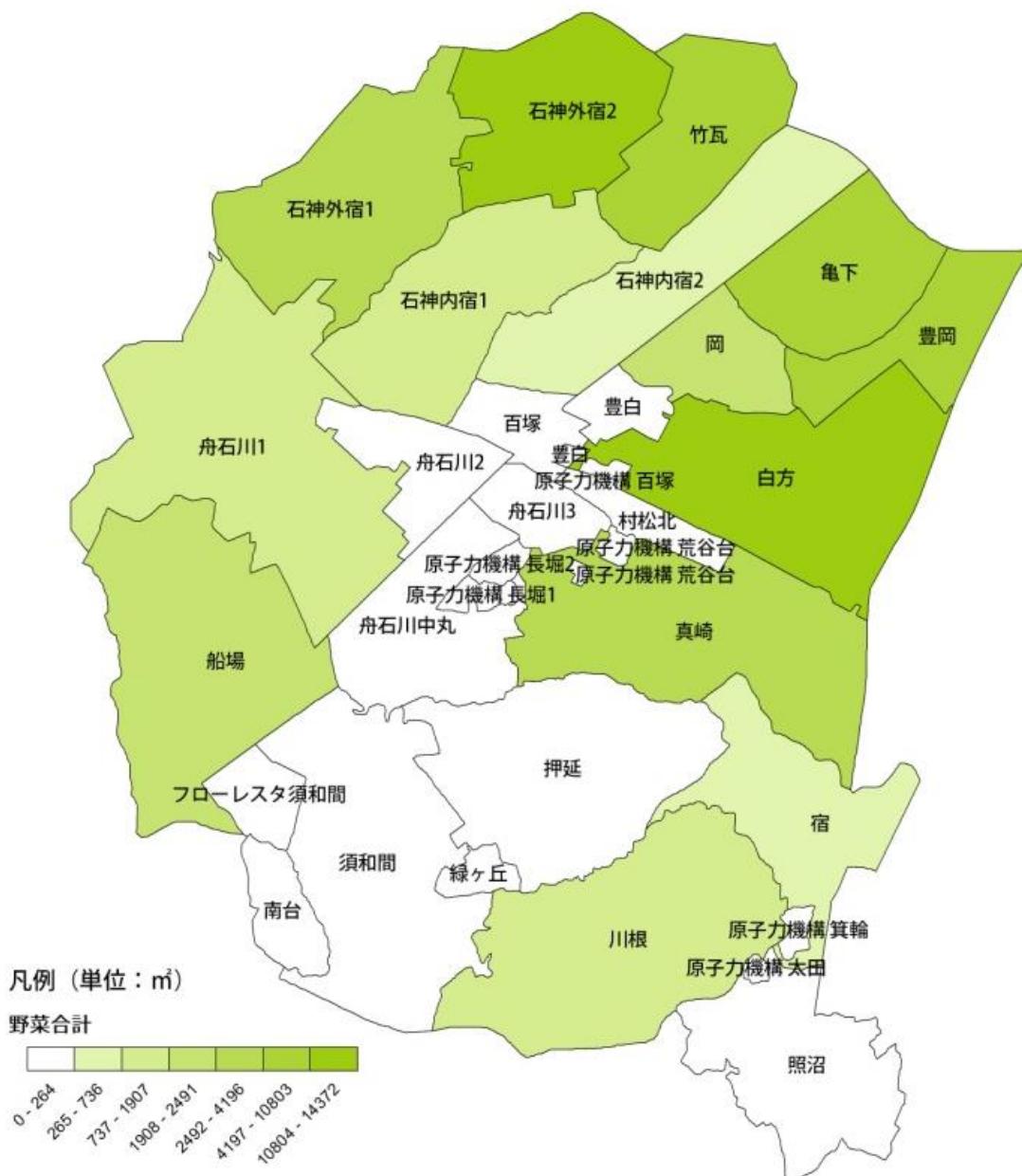
図 2-2-4 かんしょの作付図



4) 野菜の作付

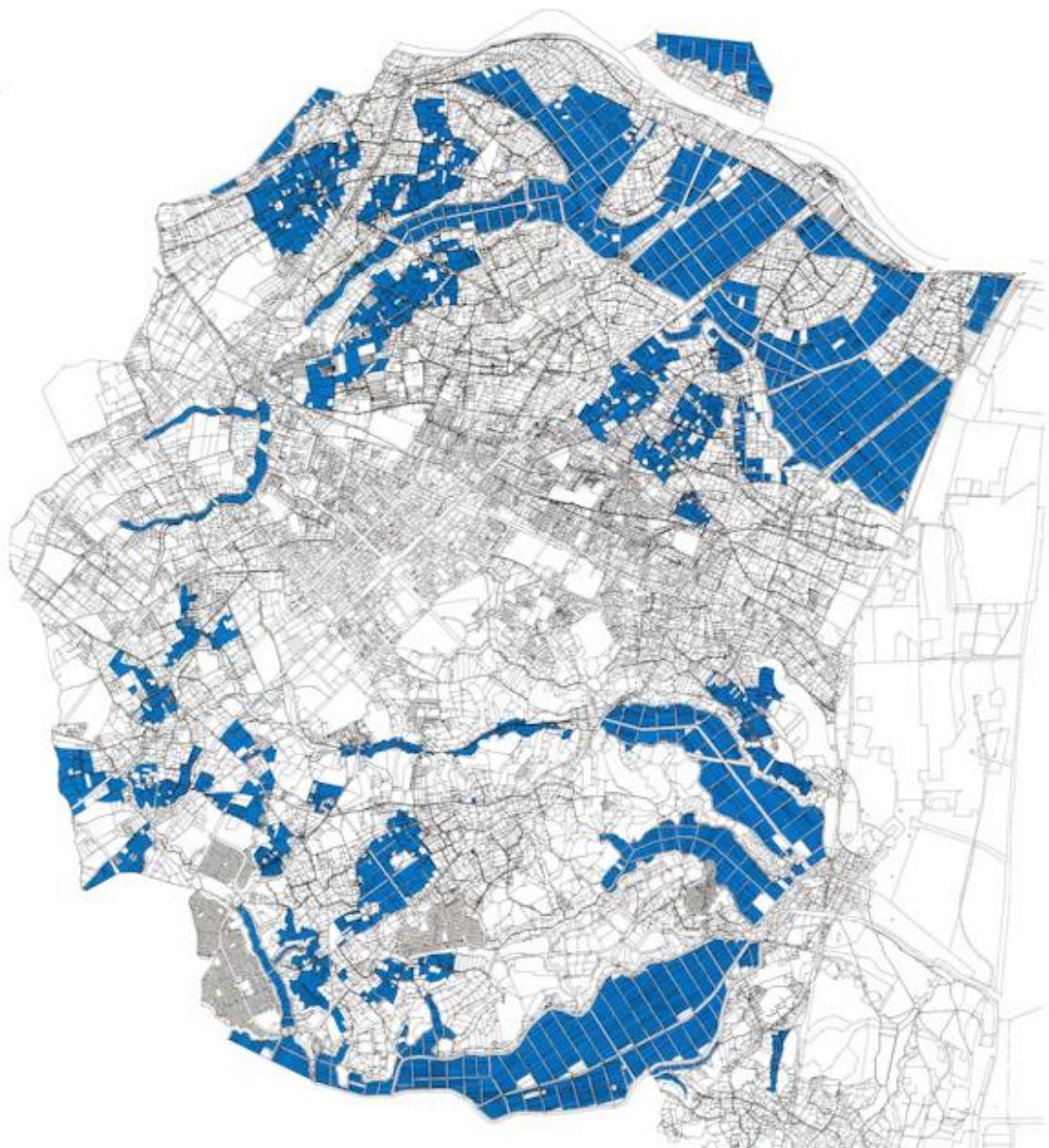
2010年センサスによると、東海村の農業経営体のうち16%（80経営体）で、計17haの販売目的での作付が行われています。計画作付品種集計表で野菜合計の作付面積を見ると、石神地区と白方地区において多くが生産されていることがわかります。畠への作付も含めた集落別の分布については、2010年センサスでは、作付農家数が少ないとことにより殆どの集落で秘匿措置が施されていることから、確認することができません。

図2-2-5 野菜の作付図



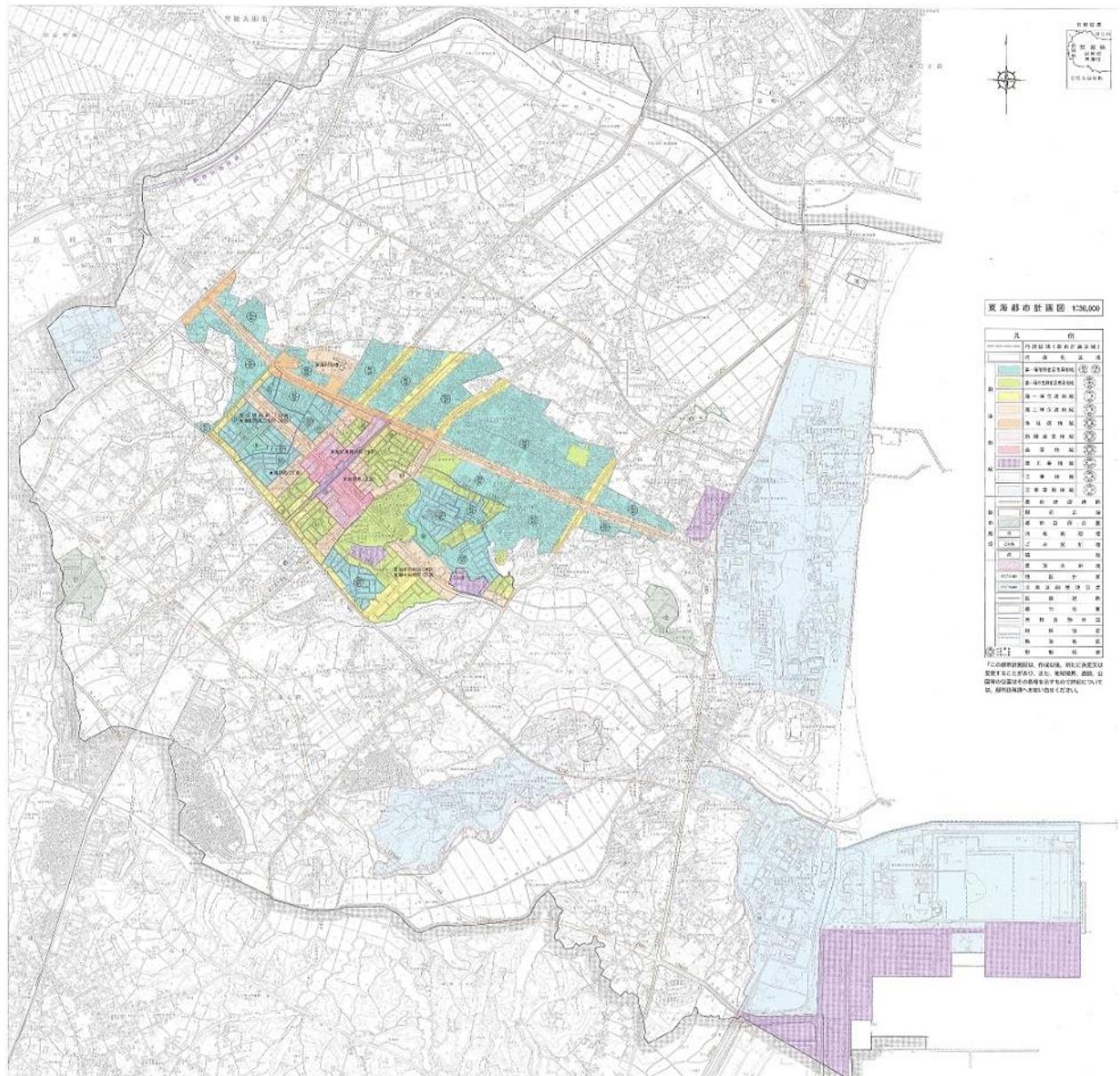
2-3 農振農用地図（H26 年度時点）

図 2-3-1 東海村の農業振興地域の農用地区域



2-4 都市計画図（市街化区域と調整区域）

図 2-4-1 東海村都市計画図



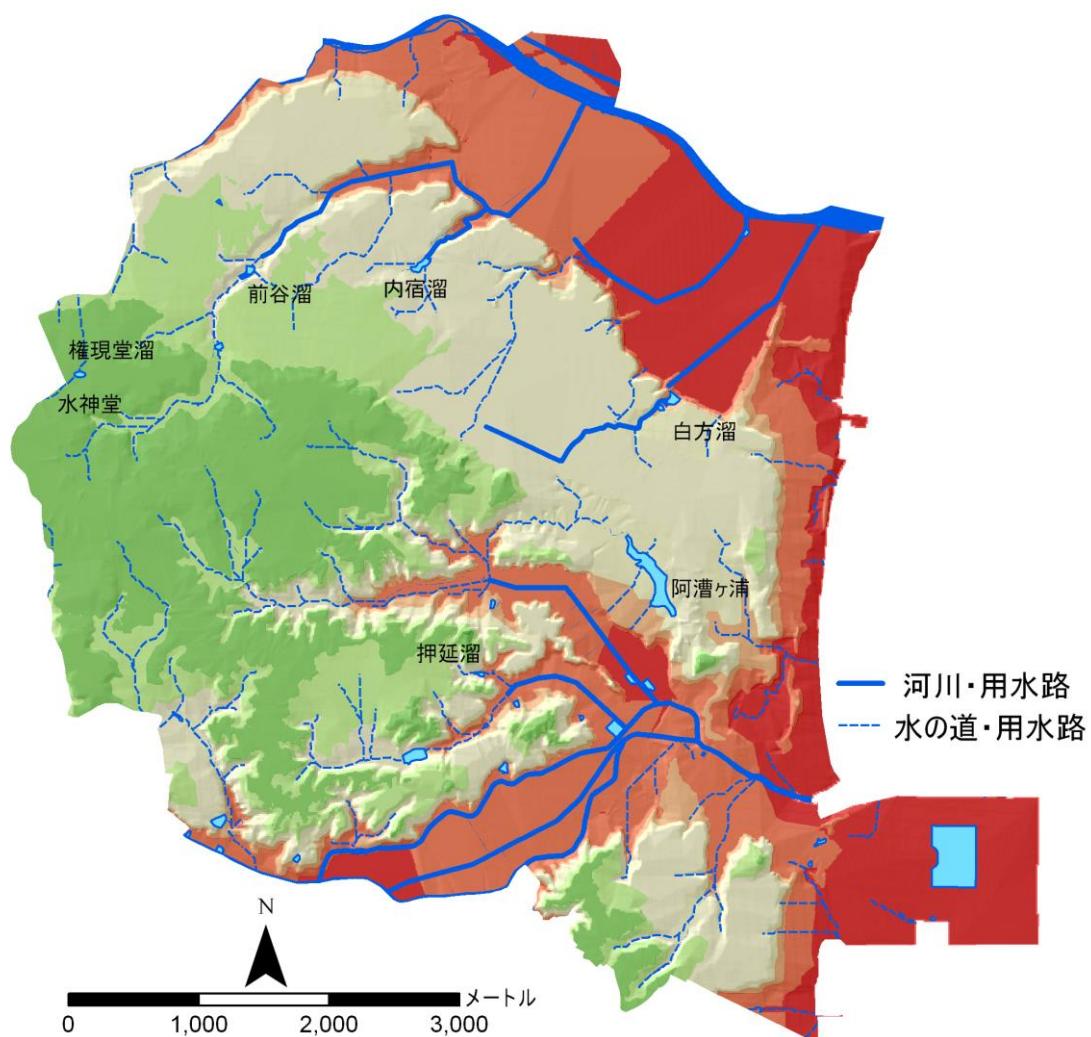
2-5 東海村緑の基本計画に描かれた水系図、植物分布図

1) 水系の現状

本村の主要な水系は、北側に、八溝山を源流とし日立市との境界を流れ太平洋に注ぐ久慈川、南側にひたちなか市との境界を流下する新川があります。その他いくつかの用水路および溜池（阿漕ヶ浦、押延溜、白方溜、内宿溜、前谷溜、権現堂溜）、また湿地（水神堂）等が見られます。

図 2-5-1 の青色実線は、現状の河川および用水路のルートであり、青色点線は、降水が地形を流下する際に通過するルート（水の道）を示します。水の道は台地面に入り組んだ谷筋を流下し、樹林の成立と深く関わっています。

図 2-5-1 東海村の水系図



2) 植生の現状

第6回・7回自然環境保全基礎調査による現存植生図(2001年作成)を示します。本村の樹林地の分布は台地面、低地面、崖および斜面の3区分からなります。台地面では主にスギ・ヒノキの植林が見られ、一部にクヌギーコナラの雑木林、社寺林、屋敷林が分布していますが、植林のほとんどは管理が放棄されています。低地面は水田として利用されている場合が多いのですが、東側の海岸に面した原子力関連施設では広範なクロマツ植林が見られ、管理が行き届いた樹林地を形成しています。また崖および斜面ではクヌギーコナラの雑木林からアカマツ林、一部にヤブコウジースダジイ林が見られます。

図2-5-2 東海村の植生遷移図



◆資料3 営農モデル

3-1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

東海村における効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、東海村「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成26年9月）の「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」に、主要な営農類型（11類型）が示されています。以下に抜粋します。

なお、上記構想の「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」によると、ここで主要な営農類型として示された農業経営の指標は、東海村において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他の産業従事者並の年間所得（生涯所得を参考に算出した年間所得）に相当する年間農業所得（主たる農業従事者（※）1人当たり530万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとして算出されています。

※主たる農業従事者（基幹的従事者）1人当たりの所得は530万円／年、補助的労働者は150万円／年で算出。

1) 普通作（水稻+小麦+大豆+作業受託） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 水田 20ha (うち借入地15ha)</p> <p>〈作付面積〉 水稻 8ha 小麦 4ha 大豆 4ha 作業受託 水稻 8ha (3作業以上・販売 名義・処分権有)</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉 借地及び作業受託による大規模普通作経営</p> <p>大型機械化体系により省力・低コスト化を実現する</p> <p>〈主な資本装備〉 トラクター70PS・50PS 各1台 田植機6条 1台 自脱型コンバイン5条 刈 1台 汎用コンバイン刈幅2m 1台 乗用管理機 1台 乾燥機50石 1基 フォークリフト1台 トラック1.5t 1台 軽トラック 1台</p> <p>〈土地利用、技術等〉 ブロックローテーションにより、水稻、麦、大豆を作付けする</p>	<p>農機具、施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>借地が拡大するため、地主との信頼関係を密にして貸借関係の維持に努める</p> <p>作業計画表を作成して、効率的な作業を行う</p> <p>農繁期のピークを少なくするため、作業分散を配慮した作付計画を作成する</p> <p>複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し、家族労働力の就業環境を整備する</p>

2) 施設野菜（いちご） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
〈経営面積〉 水田 36a (うち施設 36a)	〈経営の特徴〉 いちごの専作経営	農機具、施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する	家族経営協定を締結し、家族労働力の就業環境を整備する
〈作付面積〉 いちご 36a	〈主な資本装備〉 パイプハウス 36a トラクター30PS 1台 軽トラック 1台	いちごの作型を組み合わせて、収穫作業の集中化を避けると共に長期出荷を行う	雇用条件の整備により臨時雇用労働力を確保する
〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 その他 1人 臨時雇用 1人	〈土地利用、技術等〉 太陽熱土壤消毒を実施し、土壤病害を防ぐ	収益を高めるために消費者への直接販売を手掛ける 綿密な作業計画づくりにより作業分担を明確にする 複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る 青色申告の実施	

3) 施設花卉（シクラメン+カーネーション） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 ハウス 20a</p> <p>〈作付面積〉 シクラメン 20a カーネーション 20a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 2人</p>	<p>〈経営の特徴〉 シクラメンの鉢物生産を主体とした花の専作経営</p> <p>〈主な資本装備〉 鉄骨ハウス 20a 付帯施設一式 栽培ベンチ(固定) 20a 動力噴霧器 1台 温風暖房機 2台 ホイールローダー 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 作業場 1棟</p> <p>〈土地利用、技術等〉 シクラメン+カーネーションの年2作とする 用土づくり及び適正管理の徹底で良品生産に努める</p>	<p>農機具、施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>消費者ニーズやファッショニ性に対応した品種を導入する</p> <p>積極的に市場開拓し、有利販売を図る</p> <p>綿密な作業計画づくりにより作業分担を明確にする</p> <p>複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し、家族労働力の就業環境を整備する</p>

4) 果樹（なし） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
〈経営面積〉 樹園地 96a	〈経営の特徴〉 幸水, 豊水にあきづきを加えた, なし専作経営	マーケティング戦略を構築し, 産地の維持発展を強化する	家族経営協定を締結し, 家族労働力の就業環境を整備する
〈作付面積〉 幸水 38a 豊水 38a あきづき 20a	〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー	収益を高めるために消費者への直接販売を手掛ける	
—	—	—	—
〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人	マニアスプレッダー 1台 ダガー 1台 乗用草刈り機 1台 トラクター30PS 1台 作業場 1棟 多目的防災網	大玉生産に努め, 販売単価の向上を図る 綿密な作業計画づくりにより作業分担を明確にする 複式簿記の記帳により, 財務管理の徹底を図る 青色申告の実施	
	〈土地利用, 技術等〉 幸水, 豊水にあきづきを組み合わせ, 長期収穫・出荷体系を図る マニアスプレッダー やダガー等を活用して土づくりを十分に行い, 良品質果実を生産する 減農薬・減化学肥料栽培に努め, 消費者に安全・安心ななしを提供する 主枝先端の強化や予備枝の確保など, 剪定技術の向上を図り, 樹勢低下による収量低下を防ぐ		

5) 果樹+露地野菜（なし+加工甘藷） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 樹園地 80a 普通畠 100a</p> <p>〈作付面積〉 幸水 40a 豊水 40a 加工甘藷 100a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉 直売向けのなしと加工甘藷による複合経営</p> <p>〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー 1台 マニアスプレッダー 1台 ダガー 1台 乗用草刈り機 1台 トラクター30PS 1台 乗用甘藷掘り取り機 1台 甘藷洗浄機 1台 低温倉庫 1棟 乾燥ボイラ 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 作業場 1棟 直売所 多目的防災網</p> <p>〈土地利用、技術等〉 マニアスプレッダーやダガー等を活用して土づくりを十分に行い、良品質果実を生産する 減農薬・減化学肥料栽培に努め、消費者に安全・安心ななしを提供する 主枝先端の強化や予備枝の確保など、剪定技術の向上を図り、樹勢低下による収量低下を防ぐ 連作障害を回避するために、緑肥・堆肥を活用する土づくりに取組み、高品質の甘藷生産に努める</p>	<p>マーケティング戦略を構築し、産地の維持発展を強化する</p> <p>なしの収益を高めるために消費者への直接販売を手掛ける</p> <p>大玉生産に努め、販売単価の向上を図る</p> <p>三ツ星運動（生産履歴の記帳、衛生加工の実施、適正品質表示の実践）に取り組むことにより、消費者に安心・安全な干しいもの製造、販売を図る</p> <p>農機具、施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>綿密な作業計画づくりにより作業分担を明確にする</p> <p>複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し、家族労働力の就業環境を整備する</p>

6) 果樹（ぶどう） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
〈経営面積〉 樹園地 140a	〈経営の特徴〉 直売向けのぶどう専作経営	消費者ニーズに対応したぶどう経営に努める	家族経営協定を締結し、家族労働力の就業環境を整備する
〈作付面積〉 巨峰(無加温) 40a	〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー	綿密な作業計画づくりにより作業分担を明確にする	
巨峰(雨よけ) 40a	—		
欧洲系(無加温) 60a	1 台 トラクター30PS 1 台 乗用草刈機 1 台 作業場 1 棟	複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る	
〈農業労働力〉 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 2 人	〈土地利用、技術等〉 巨峰と欧洲系を組み合わせたぶどう作であり、作業分散を図る	青色申告の実施	
	減農薬、減化学肥料に努め、直売所の消費者に安心・安全なぶどうづくりに努める		
	土づくりを徹底し、高品質のぶどうの生産を行う		

7) 果樹+露地野菜（ぶどう+加工甘藷） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉</p> <p>樹園地 60a</p> <p>普通畠 120a</p> <p>(うち借入地 70a)</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>巨峰(雨よけ) 30a</p> <p>欧州系(無加温) 30a</p> <p>加工甘藷 120a</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 1人</p> <p>その他</p> <p>臨時雇用 2人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <p>直売向けのぶどうと加工甘藷の複合経営</p> <p>〈主な資本装備〉</p> <p>スピードスプレーヤー</p> <p>—</p> <p>1台</p> <p>トラクター30PS 1台</p> <p>乗用草刈機 1台</p> <p>乗用甘藷掘り取り機 1台</p> <p>甘藷洗浄機 1台</p> <p>低温倉庫 1棟</p> <p>乾燥ボイラー 1台</p> <p>フォークリフト 1台</p> <p>軽トラック 1台</p> <p>作業場 1棟</p> <p>直売所</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <p>巨峰と欧州系を組み合わせたぶどう作であり、作業分散を図る</p> <p>連作障害を回避するために、緑肥・堆肥を活用する土づくりに取組み、高品質の甘藷生産に努める</p>	<p>消費者ニーズに対応したぶどう経営に努める</p> <p>三ツ星運動(生産履歴の記帳、衛生加工の実施、適正品質表示の実践)に取り組むことにより、消費者に安心・安全な干しいもの製造、販売を図る</p> <p>農機具、施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し、家族労働力の就業環境を整備する</p> <p>雇用条件の整備により臨時雇用労働力を確保する</p>

8) 露地野菜（加工甘藷） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 普通畠 250a</p> <p>〈作付面積〉 加工甘藷 250a (うち借入地 150a)</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 その他 臨時雇用 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉 加工甘藷の専作経営</p> <p>〈主な資本装備〉 トラクター30PS 1台 乗用甘藷掘り取り機 1台 甘藷洗浄機 1台 低温倉庫 1棟 乾燥ボイラー 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 作業場 1棟 直売所</p> <p>〈土地利用、技術等〉 連作障害を回避するために、緑肥・堆肥を活用する土づくりに取組み、高品質の甘藷生産に努める</p>	<p>三ツ星運動（生産履歴の記帳、衛生加工の実施、適正品質表示の実践）に取り組むことにより、消費者に安心・安全な新しいもの製造、販売を図る</p> <p>農機具、施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し、家族労働力の就業環境を整備する</p> <p>雇用条件の整備により臨時雇用労働力を確保する</p>

9) 露地野菜+水稻（加工甘藷+水稻） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 水田 200a 普通畠 280a (うち借入地 180a)</p> <p>〈作付面積〉 加工甘藷 280a 水稻 200a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 その他 臨時雇用 2人</p>	<p>〈経営の特徴〉 加工甘藷を中心とした付加価値の高い露地野菜経営に水稻を加えた経営</p> <p>〈主な資本装備〉 トラクター30PS 1台 マルチ張り機 1台 乗用甘藷掘り取り機 1台 甘藷洗浄機 1台 低温倉庫 1棟 乾燥ボイラ 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 作業場 1棟 田植機 4条 1台 自脱型コンバイン 3条刈 1台</p> <p>〈土地利用、技術等〉 連作障害を回避するために、緑肥・堆肥を活用する土づくりに取組み、高品質の甘藷生産に努める</p>	<p>三ツ星運動（生産履歴の記帳、衛生加工の実施、適正品質表示の実践）に取り組むことにより、消費者に安心・安全な干しいもの製造、販売を図る</p> <p>農機具、施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し、家族労働力の就業環境を整備する</p> <p>雇用条件の整備により臨時雇用労働力を確保する</p>

10) 露地野菜+水稻（加工甘藷+食用甘藷+水稻） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 水田 200a 普通畠 400a</p> <p>〈作付面積〉 食用甘藷 350a 加工甘藷 50a 水稻 200a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 2人 その他 臨時雇用 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉 加工甘藷と食用甘藷を中心とした付加価値の高い露地野菜経営に水稻を加えた経営</p> <p>〈主な資本装備〉 トラクター30PS 1台 マルチ張り機 1台 乗用甘藷掘り取り機 1台 甘藷洗浄機 1台 低温倉庫 1棟 乾燥ボイラ 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 作業場 1棟 田植機 4条 1台 自脱型コンバイン 3台 刈り 1台</p> <p>〈土地利用、技術等〉 連作障害を回避するために、緑肥・堆肥を活用する土づくりに取組み、高品質の甘藷生産に努める</p>	<p>三ツ星運動（生産履歴の記帳、衛生加工の実施、適正品質表示の実践）に取り組むことにより、消費者に安心・安全な干しいもの製造、販売を図る</p> <p>農機具、施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し、家族労働力の就業環境を整備する</p> <p>雇用条件の整備により臨時雇用労働力を確保する</p>

11) 普通作（水稻+小麦+大豆+作業受託） [集落営農経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 水田 45ha (うち借地 25ha)</p> <p>〈作付面積〉 水稻 20ha 小麦 10ha 大豆 10ha 作業受託 水稻 15ha (3 作業以上・販売名義・処分権有)</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 3 人 補助的従事者 2 人</p>	<p>〈経営の特徴〉 おおむね 1 集落内の農家から農地管理、機械作業を受託された担い手農家 3 軒による集落営農経営</p> <p>〈資本装備〉 トラクター70PS, 50PS 各 1 台 田植機 6 条 1 台 自脱型コンバイン 5 条刈 1 台 汎用コンバイン刈幅 2m 1 台 乗用管理機 1 台 乾燥機 50 石 2 基 フォークリフト 1 台 トラック 1.5 t 1 台 軽トラック 1 台</p> <p>〈土地利用、技術等〉 ブロックローテーションにより、水稻、麦、大豆を作付けする</p>	<p>農機具、施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>借地が拡大するため、地主との信頼関係を密にして貸借関係の維持に努める</p> <p>企業的経営体となるため、組合の法人化を進める</p> <p>農繁期のピークを少なくするため、作業分担を配慮した作付計画を作成する</p> <p>構成員の役割分担を明確にすることにより、効率的作業に努める</p> <p>複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し、家族労働力の就業環境を整備する</p>

3-2 新規就農者の営農モデル

東海村における新規就農者の営農モデルに関しては、東海村「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成26年9月）の「第6 新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項」に、「1 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」とともに、「2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」として、主要な営農類型（10類型）が示されています。以下に抜粋します。

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 普通作 (水稻 + 小麦 + 大豆)	〈経営面積〉 水田 〈作付面積〉 水稻 7ha 小麦 3ha 大豆 2ha	〈経営の特徴〉 ・親族からの継承を前提とした普通作経営 ・水稻・麦・大豆の2年3作体系 〈主な資本設備〉 トラクター 2台 コンバイン 2台 乾燥機 3台	複数簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う 青色申告の実施 財務分析による経営診断の実施 資金繰り、返済計画の作成と実行	農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 農繁期においても週1日程度の休暇を取得
2 施設野菜 (いちご)	〈経営面積〉 水田 16a (うち施設 16a) 〈作付面積〉 いちご 16a	〈経営の特徴〉 夜冷育苗、ウォーターカーテンによる促成栽培 〈主な資本整備〉 パイプハウス 16a ウォーターカーテン 炭酸ガス供給器	労働力確保や農作業環境の改善など 労務管理の実施	
3 施設野菜 (トマト + きゅうり)	〈経営面積〉 普通畠 20a (うち施設 20a) 〈作付面積〉 トマト 20a きゅうり 20a	〈経営の特徴〉 共同選果場を利用した経営 〈主な資本整備〉 パイプハウス 20a 灌水設備一式 トラクター 1台		
4 露地野菜 (なす + ねぎ)	〈経営面積〉 普通畠 50a 〈作付面積〉 ねぎ 25a なす 25a	〈経営の特徴〉 果実及び葉茎菜による集約的露地野菜経営 〈主な資本整備〉 トラクター 1台 マルチャー 1台 支柱穴掘り機 1台 ねぎ移植機 1台 ねぎ皮剥ぎ機 1台		
5 露地野菜 (だいこん + キャベツ + かぼちゃ + とうもろこし)	〈経営面積〉 普通畠 220a 〈作付面積〉 だいこん 60a キャベツ 110a かぼちゃ 10a とうもろこし 110a	〈経営の特徴〉 根菜、葉茎菜による土地利用型露地野菜経営 〈主な資本整備〉 トラクター 1台 移植機 1台 マルチャー 1台 洗浄機 1台		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
6 果樹 (ぶどう)	〈経営面積〉 樹園地 90a 〈作付面積〉 ぶどう (雨よけ) 70a ぶどう (露地) 20a	〈経営の特徴〉 直売 (所) 主体の果樹経営 〈主な資本整備〉 簡易被覆ハウス 70a 直売施設兼作業所 1 棟 防除機 1 台 草刈り機 1 台	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う 青色申告の実施	農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 農繁期においても週 1 日程度の休暇を取得
7 普通作 (水稻 + 甘藷)	〈経営面積〉 水稻 2ha 甘藷 1.5ha	〈経営の特徴〉 親族からの継承を前提とした普通作経営 〈主な資本整備〉 トラクター 1 台 田植え機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 1 台 洗浄機 1 台 マルチヤー 1 台 精米機 1 台	財務分析による経営診断の実施 資金繰り、返済計画の作成と実行 労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	
8 普通作 (水稻 + 加工甘藷)	〈経営面積〉 水稻 2ha 加工甘藷 50a	〈経営の特徴〉 親族からの継承を前提とした普通作経営 〈主な資本整備〉 トラクター 1 台 田植え機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 1 台 ボイラー 1 台 マルチヤー 1 台 精米機 1 台		
9 加工甘藷 + 施設野菜 (トマト, 小松菜)	〈経営面積〉 加工甘藷 50a トマト 10a コマツナ 5a コマツナ延べ 20a	〈経営の特徴〉 親族からの継承と施設を利用した周年栽培による経営 〈主な資本整備〉 トラクター 1 台 パイプハウス 20 a 灌水設備一式 予冷庫 1 棟		
10 甘藷 + 露地野菜 (ねぎ + にんじん)	経営面積 甘藷 40a 露地野菜 1.5ha 内訳 ねぎ 80a にんじん 30a 他露地野菜 40a	〈経営の特徴〉 共販を利用した安定的な出荷 〈主な資本整備〉 トラクター 1 台 ネギ移植機 1 台 ネギ皮剥ぎ機 1 台 マルチヤー 1 台 洗浄機 1 台		

◆資料4 東海村農業振興に関するアンケート調査結果

○農家に対するアンケート調査の結果

1. アンケート概要

- 1) アンケート期間 : 平成26年10月14日～10月31日
- 2) アンケート対象者 : 村内のJA常陸組合員（土地持ち非農家を含む）
- 3) 配布実績 : 900件
- 4) 回答実績 : 163件
- 5) 回収率 : 18%

農家アンケートの回収数は163名であった。アンケート結果の取り扱いにおいて、対象者に対してアンケートの回収率が極めて低かったことに留意する必要がある。

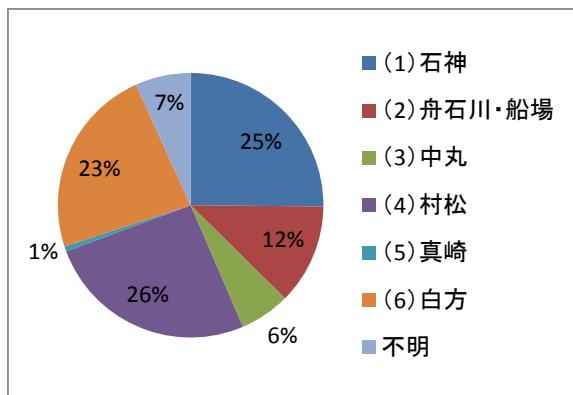
地区別にみると回収率に偏りがある。とくに真崎地区の回収数は僅か1件である【問2】。

【問2】地区別回答者数と回収率（※）

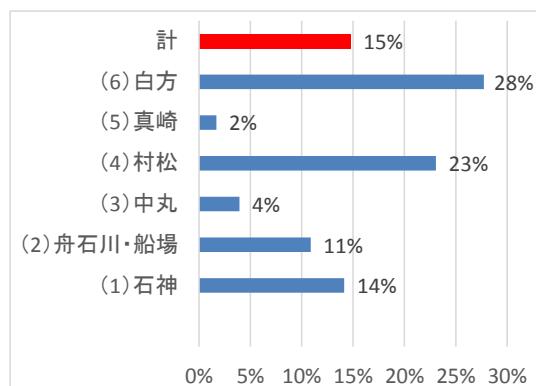
項目	件数 ①	割合	回収率 ①/②	2010年農林業センサス			
				母数計 ②	農業 経営体	自給的 農家	土地持 非農家
(1)石神	41	25%	14%	290	124	106	60
(2)舟石川・船場	20	12%	11%	184	85	47	52
(3)中丸	10	6%	4%	254	124	65	65
(4)村松	42	26%	23%	182	78	55	49
(5)真崎	1	1%	2%	59	11	25	23
(6)白方	38	23%	28%	137	63	39	35
(不明)	11	7%					
計	163	100%	15%	1,106	485	337	284

※地区別JA組合員数が不明のため、2010年農林業センサス調査における「農業経営体」「自給的農家」「土地持ち非農家」の総数を母数と仮定して地区別回収率を算出。

【サンプルの地区別構成割合】



【2010 センサスデータを母数と仮定した地区別回収率】



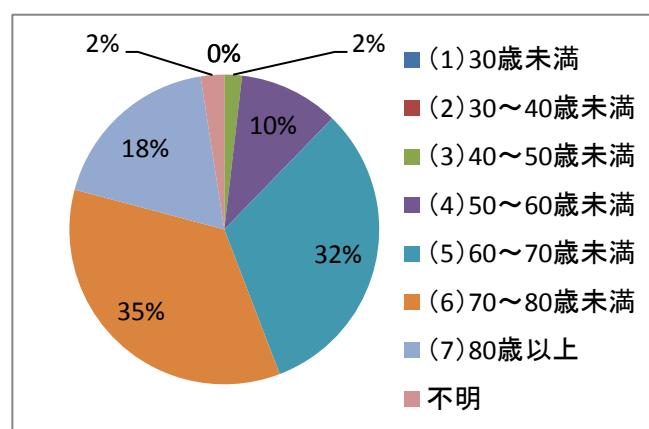
2. 結果の概要

(1) 労働力

- 60歳以上の回答者がサンプル全体の85%であり【問1】、高齢化がきわめて進行していることが再確認できる。
- 家族労働力が1人の農家、いわゆる「ワンマン・ファーム」がサンプル全体の4割を占めている【問4・問5組み替え】
- 常時あるいは臨時の雇用労働力を導入している農家数は16戸で、サンプル全体の10%にすぎない。大半の農家は、家族労働力のみで営農している。雇用労働力導入農家の大半は臨時雇用のみの導入(12戸)であり、農繁期のみの雇用が主体となっている。【問5】

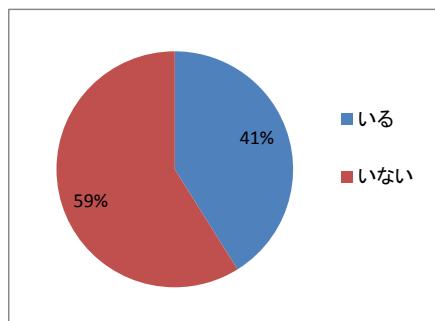
【問1】年齢別回答者

項目	件数	割合
(1)30歳未満	0	0%
(2)30～40歳未満	0	0%
(3)40～50歳未満	3	2%
(4)50～60歳未満	17	10%
(5)60～70歳未満	52	32%
(6)70～80歳未満	57	35%
(7)80歳以上	30	18%
不明	4	2%
計	163	100%



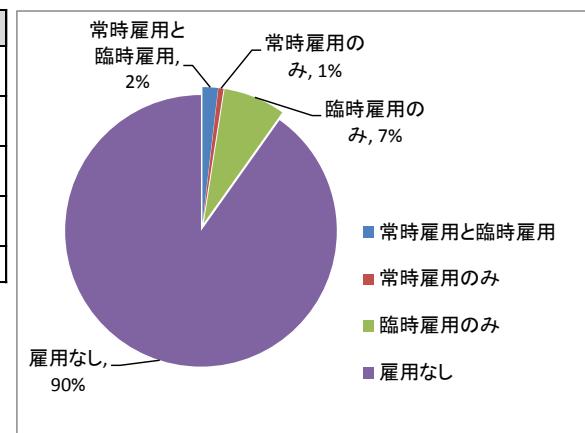
【問4・問5組み替え】回答者以外の家族労働力の有無

項目	件数	割合
いる	67	41%
いない	96	59%
計	163	100%



【問5】雇用労働力の有無

項目	件数	割合
常時雇用と臨時雇用	3	2%
常時雇用のみ	1	1%
臨時雇用のみ	12	7%
雇用なし	147	90%
計	163	100%

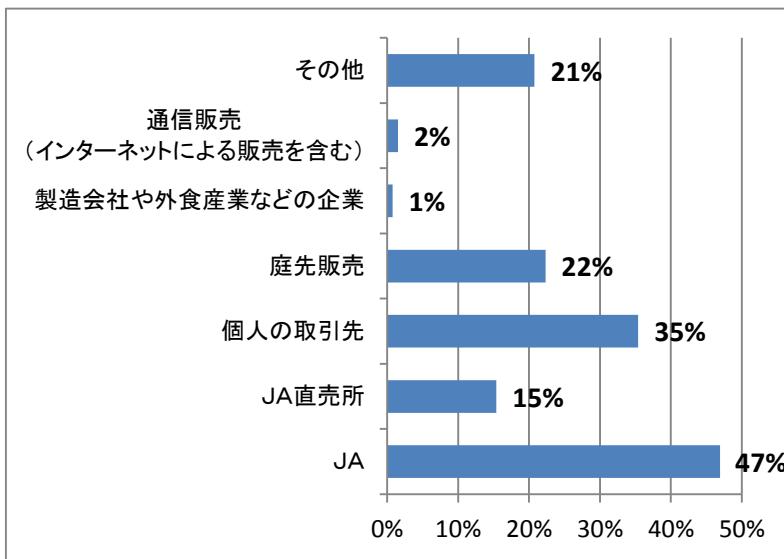


(2) 出荷先

- 出荷先は多様で、複数の出荷先を持つ農家も多い。最も選択されているのはJA (47%) であるが、次いで、個人の取引先 (35%)、庭先販売 (22%) が上位で、組織的な販路に頼らず、個人での販路確保を行っている実態が窺える。これと比較して、JA直売所へ出荷している農家割合は小さくなっている (15%)。また選択肢に設けた企業への販売 (1%) や通信販売 (2%) は、現状では一般的な販路とはなっていない。【問6】

【問6】作物の主な出荷先 (複数回答)

項目	件数	割合
JA	61	47%
JA直売所	20	15%
個人の取引先	46	35%
庭先販売	29	22%
製造会社や外食産業などの企業	1	1%
通信販売 (インターネットによる販売を含む)	2	2%
その他	27	21%
問6の回答者人数	130	100%

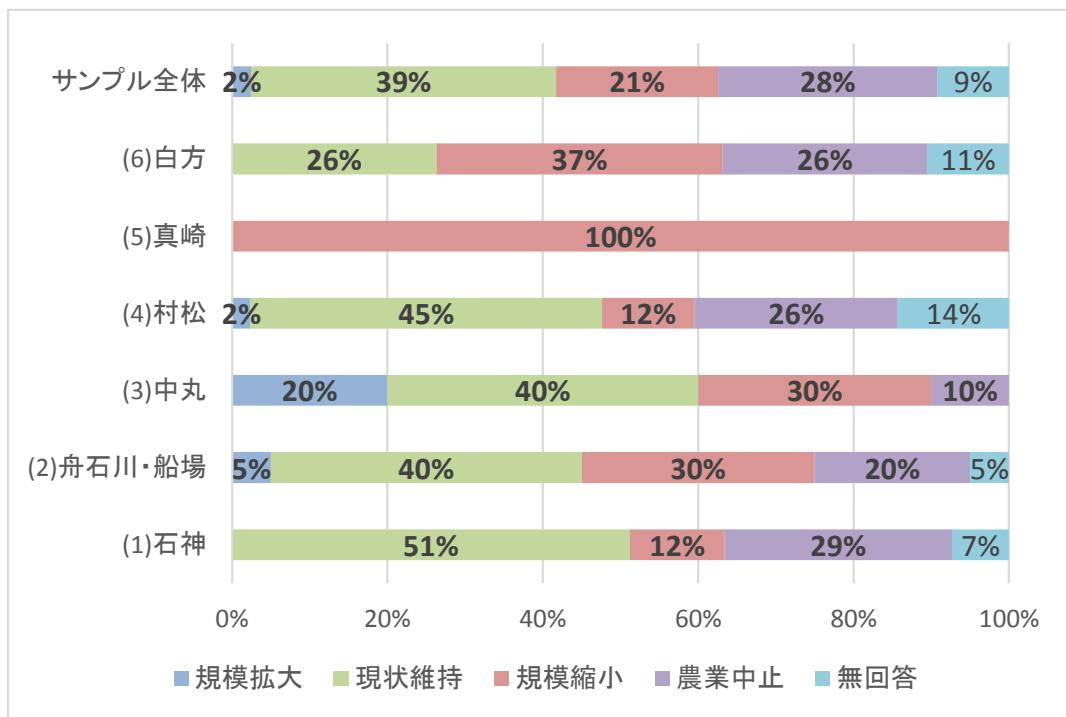


(3) 今後の経営意向【問7】

- 農地の受け手は極めて少ない。「経営規模を拡大したい」の回答者は、全体のなかで僅か4人（2%）であった。
- 経営規模拡大意向農家4戸の概要は以下の通り。
 - ① 村松地区、60歳代、田142a（うち85a借地）畑0.8a、II兼（家族労働力2人）
 - ② 中丸地区、50歳代、田23a 畑540a（全て自作地）、専業（家族労働力3人、常雇1人、臨時雇15人）
 - ③ 中丸地区、50歳代、田60a 畑60a（全て自作地）、I兼（家族労働力1人）
 - ④ 舟石川・船場地区、60歳代、畑200a（全て自作地）、専業（家族労働力2人、常雇1人、臨時雇2人）
- ※①は田作のウェイトが高い農家であり、田の拡大意向と考えられるが、60歳代の家族労働力のみのII兼農家であり、拡大面積は限られると推測される。一方、②④は雇用労働力も導入している畠作のウェイトが高い農家であり、畠の拡大意向と考えられる。③の拡大希望地目はアンケートからは推量不明。
- 石神地区・真崎地区・白方地区ではアンケート回答者に農地の受け手が不在。
- 一方、農地の出し手は多い。経営規模縮小・離農意向を示した回答者が半数以上。農地の供給過多により、今後、遊休農地の増大が危惧される。
- 農地の供給圧力が最も強いのは白方地区（農地の出し手が回答者の63%）であり、農地の受け手もゼロであったことから、今後の農地保全が最も危ぶまれる地区である。

【問7】今後の経営規模に関する意向

	規模拡大	現状維持	規模縮小	農業中止	無回答	総計
(1)石神		21	5	12	3	41
(2)舟石川・船場	1	8	6	4	1	20
(3)中丸	2	4	3	1		10
(4)村松	1	19	5	11	6	42
(5)真崎			1			1
(6)白方		10	14	10	4	38
不明		2		8	1	11
総計	4	64	34	46	15	163



(4) 経営の今後の取り組み

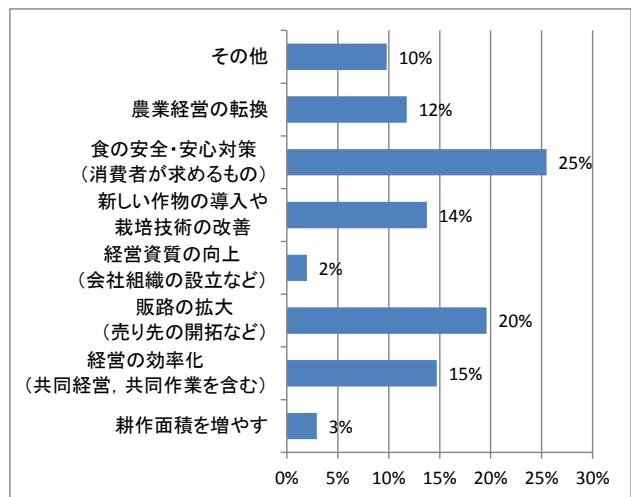
- ・自身の経営に必要な今後の取り組みとしては、「消費者が求める食の安全・安心対策」(25%)、「販路の拡大」(15%)が上位を占めた。耕地面積の拡大志向は極めて乏しく(3%)、現状の経営規模での農業所得の確保を志向していると考えられる意見が多かった。【問8】。
- ・売れる農作物のために必要な取り組みとしては、「地産地消の推進」(25%)、「消費者との信頼関係」(20%)が上位を占め、地元消費者との信頼関係を構築し、地産地消をさらに推進していく方向性については一定の支持が得られるものと考えられる。【問9】
- ・一方で、「特別栽培」(13%)、「高付加価値化」(9%)についても一定数の回答がみられた。これら差別化、付加価値化の取り組みに意欲があると考えられる

農家に対しては、生産技術取得や販路開拓等での支援も検討する必要がある。

【問9】

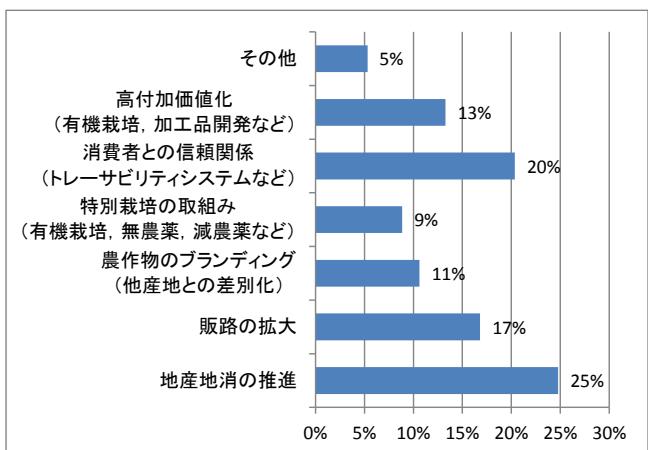
【問8】(自身の経営) 今後の取り組みとして何が必要か(2つまで複数回答)

項目	件数	割合
耕作面積を増やす	3	3%
経営の効率化 (共同経営、共同作業を含む)	15	15%
販路の拡大 (売り先の開拓など)	20	20%
経営資質の向上 (会社組織の設立など)	2	2%
新しい作物の導入や 栽培技術の改善	14	14%
食の安全・安心対策 (消費者が求めるもの)	26	25%
農業経営の転換	12	12%
その他	10	10%
計	102	100%



【問9】「売れる農作物」のためにどんな取り組みが必要か(2つまで複数回答)

項目	件数	割合
地産地消の推進	28	25%
販路の拡大	19	17%
農作物のブランディング (他産地との差別化)	12	11%
特別栽培の取組み (有機栽培、無農薬、減農薬など)	10	9%
消費者との信頼関係 (トレーサビリティシステムなど)	23	20%
高付加価値化 (有機栽培、加工品開発など)	15	13%
その他	6	5%
計	113	100%



(5) 経営縮小・中止農家の今後の意向【問10】

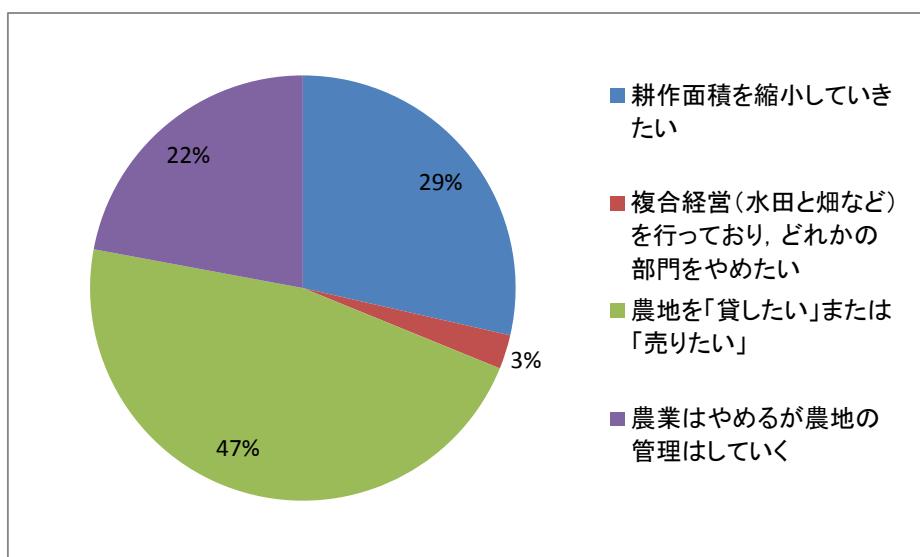
- 「農地を貸したいまたは売りたい」の回答割合が47%と半数近くを占めた。これらの農地の受け手がみつからず、流動化が進まないまま耕作が中止された場合、荒廃農地の増大が危惧される。
- 一方で、「農業はやめるが農地の管理はしていく」の回答割合が22%を占めている。農地の資産保有意向と理解できる。これらの農地については、管理の継続によって荒廃農地化は回避できようが、農地の有効活用の観点からは流動

化を図っていくことが望ましい。

- ・上記については、経営縮小・中止農家がきわめて多いため、喫緊の課題となる。

【問 10】 経営規模縮小・農業中止を希望する農家の今後の意向

項目	件数	割合
耕作面積を縮小していきたい	22	27%
複合経営(水田と畑など)を行っており、どれかの部門をやめたい	3	4%
農地を「貸したい」または「売りたい」	37	45%
農業はやめるが農地の管理はしていく	21	25%
計	83	100%



(6) 耕作していない所有農地

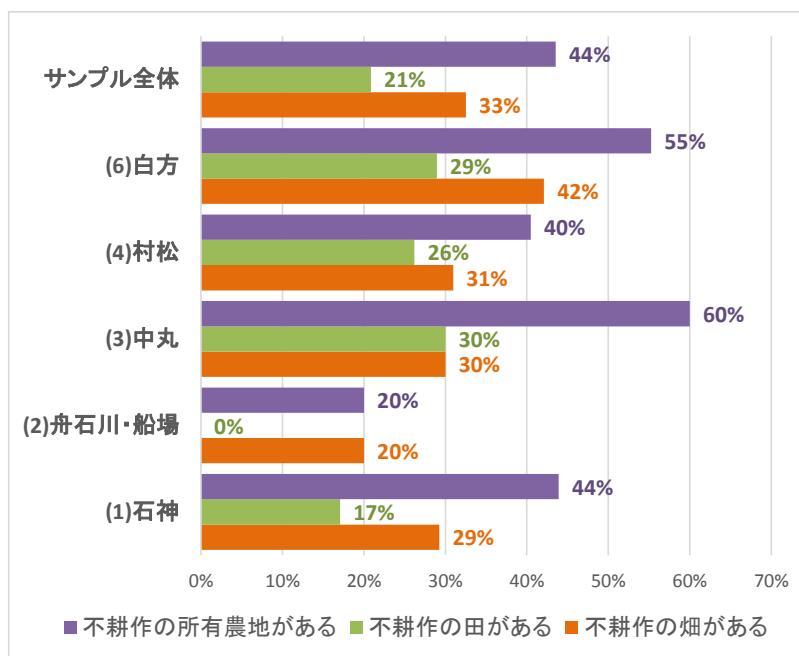
- ・耕作していない所有農地がある回答者の割合は 44%。地目別にみると、不耕作田がある回答者の割合が 21%, 不耕作畑のある回答者の割合が 33% であり、畑の方が不耕作となる傾向がやや強い。【問 11-a】
- ・地区別にみると、耕作していない所有地がある回答者の割合は、中丸地区 (60%), 白方地区 (55%) で大きい。一方、舟石川・船場地区 (20%) では比較的小さい。【問 11-a】
- ・耕作していない所有農地の管理率は、地目別にみると田が 50% ($456a/920a$)、畑が 73% ($1,228a/1,672a$) となっており、不耕作になった田の管理は放棄される傾向が強い。【問 11-b】
- ・不耕作になった田の管理率を地区別にみると、最も高い白方地区では 74% であるが、他地区は平均より低くなっている (村松地区 43%, 中丸地区 25%, 石神地区 8%)。地区座談会でも言及があったように、小区画田や法面管理の

負担が大きい傾斜田について耕作が放棄されているものと推測される。【問 11-b】

- 耕作していない理由として、労働力要因が最も多く回答された（35%）。次いで土地条件（19%）、農産物価格（17%）が理由として挙げられた。【問 12】

【問 11-a】 耕作していない所有農地

	不耕作の所有農地がある		不耕作の田がある		不耕作の畑がある		サンプル数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
(1)石神	18	44%	7	17%	12	29%	41
(2)舟石川・船場	4	20%	0	0%	4	20%	20
(3)中丸	6	60%	3	30%	3	30%	10
(4)村松	17	40%	11	26%	13	31%	42
(5)真崎	0	0%	0	0%	0	0%	1
(6)白方	21	55%	11	29%	16	42%	38
不明	5	45%	2	18%	5	45%	11
サンプル全体	71	44%	34	21%	53	33%	163

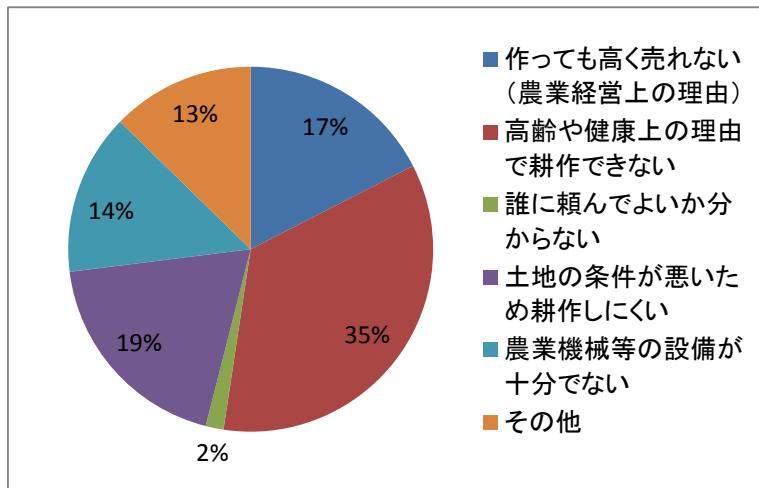


【問 11-b】地目別の不耕作農地面積と管理率

	不耕作の田			不耕作の畠		
	面積(a)	うち管理面積(a)	管理率	面積(a)	うち管理面積(a)	管理率
(1)石神	121	10	8%	193	192	100%
(2)舟石川・船場	0	0	—	260	190	73%
(3)中丸	40	10	25%	67	17	25%
(4)村松	210	90	43%	223	156	70%
(5)真崎	0	0	—	0	0	—
(6)白方	442	326	74%	638	421	66%
不明	107	20	19%	292	252	86%
サンプル全体	920	456	50%	1,672	1,228	73%

【問 12】耕作していない理由

項目	件数	割合
作っても高く売れない(農業経営上の理由)	11	17%
高齢や健康上の理由で耕作できない	22	35%
誰に頼んでよいか分からない	1	2%
土地の条件が悪いため耕作しにくい	12	19%
農業機械等の設備が十分でない	9	14%
その他	8	13%
計	63	100%

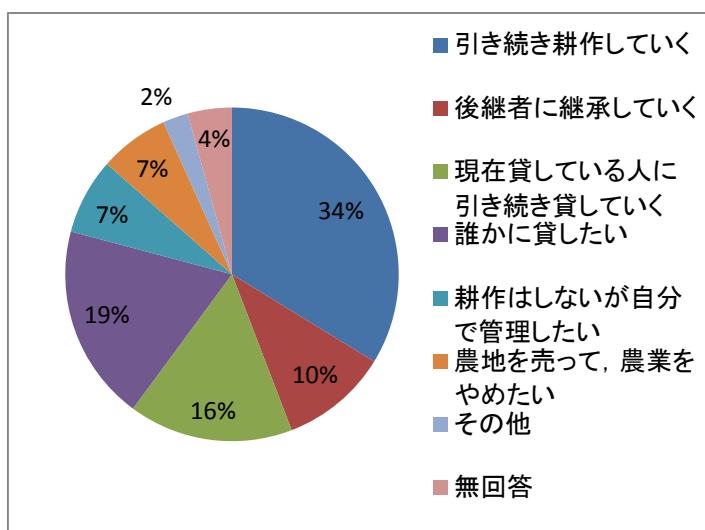


(7) 耕作地・所有地の5年後の想定【問13】

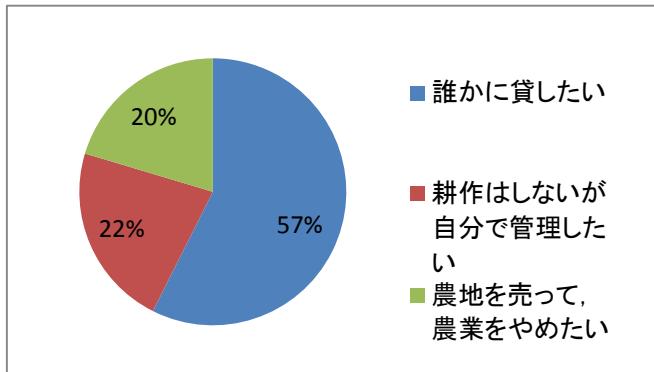
- ・(後継者への継承を含めて)自分の経営で耕作していくとの回答は46%であり、半数を下回った。
- ・そのほかの回答選択肢で、すでに農地の借り手を確保している農家を除く、今後の耕作中止希望農家(54人)の希望をみると、貸借希望が31人(57%)、貸借・売却を行わず管理12人(22%)、売却希望が11人(20%)となった。前者2つについては農地の流動化を図っていく必要がある。売却希望についての多くは転用売却希望と考えられることから、スプロール的な転用とならないような取り組みが必要である。

【問13】耕作(または所有)農地の5年後の想定

項目	件数	割合	①に占める割合
自分の経営で耕作を継続	引き続き耕作していく	55	35%
	後継者に継承していく	17	11%
現在貸している人に引き続き貸していく		26	17%
今後5年間に耕作中止が想定される農家①	誰かに貸したい	31	20%
	耕作はしないが自分で管理したい	12	8%
	農地を売って、農業をやめたい	11	7%
その他		4	3%
計		156	100%



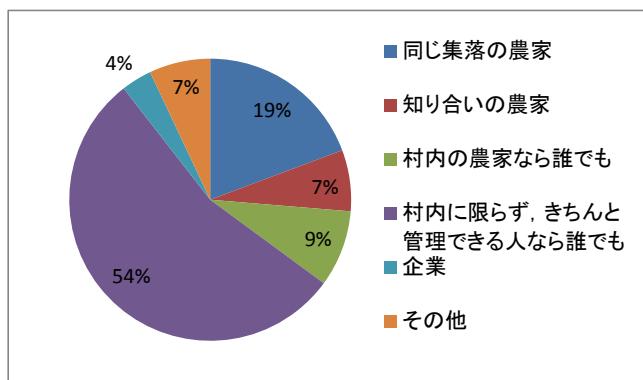
【今後 5 年間に耕作中止が想定される農家の所有農地に対する意向】



- 農地を貸す相手は、「村内に限らず、きちんと管理できる人なら誰でも」良いとの回答が過半を超えた。「同集落」「知り合い」など、顔が見える相手への貸与希望は全体の 4 分の 1 程度に止まった。【問 14】
- 農地の貸出に当たって不安な点としては、周囲の農地への影響が気がかりで、借り手の農地の使い方を危惧する意見が最も多いかった。関連するが、借り手の耕作中止による耕作放棄も懸念されている。また、農地を返してもらえないことを懸念する回答も一定数みられた。村が公社として借り手に参入した場合、貸し手が持っているこれらの懸念は払拭される可能性が高い。【問 15】

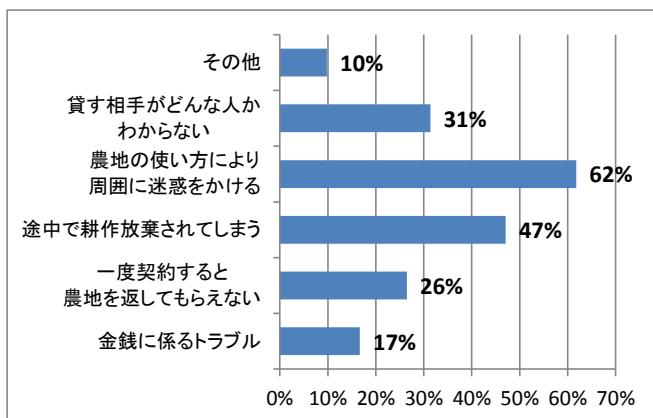
【問 14】 どんな人になら農地を貸すことができるか

項目	件数	割合
同じ集落の農家	11	19%
知り合いの農家	4	7%
村内の農家なら誰でも	5	9%
村内に限らず、きちんと管理できる人なら誰でも	31	54%
企業	2	4%
その他	4	7%
計	57	100%



【問 15】農地を貸すときに不安に思うこと

項目	件数	割合
金銭に係るトラブル	17	17%
一度契約すると農地を返してもらえない	27	26%
途中で耕作放棄されてしまう	48	47%
農地の使い方により周囲に迷惑をかける	63	62%
貸す相手がどんな人かわからない	32	31%
その他	10	10%
回答者数	102	100%

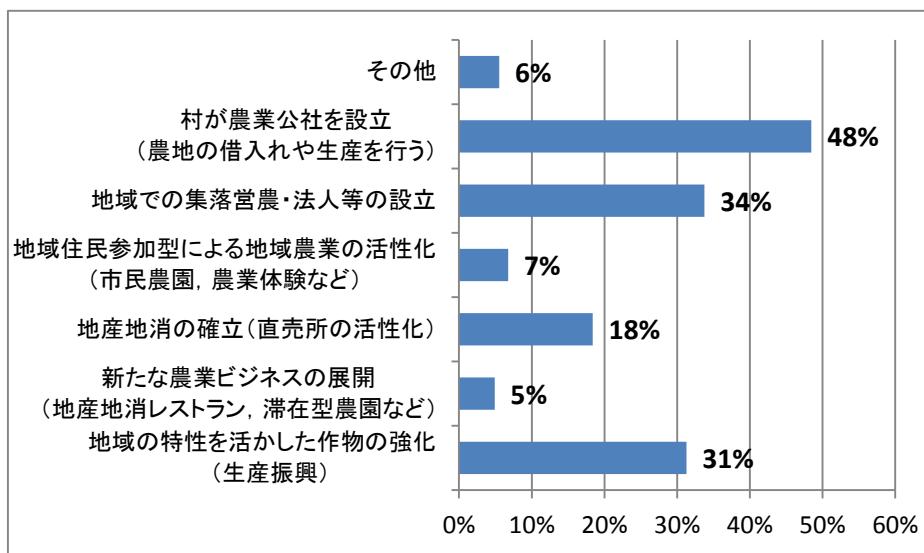


(9) 地域農業の存続に必要な新しい農地の受け手について

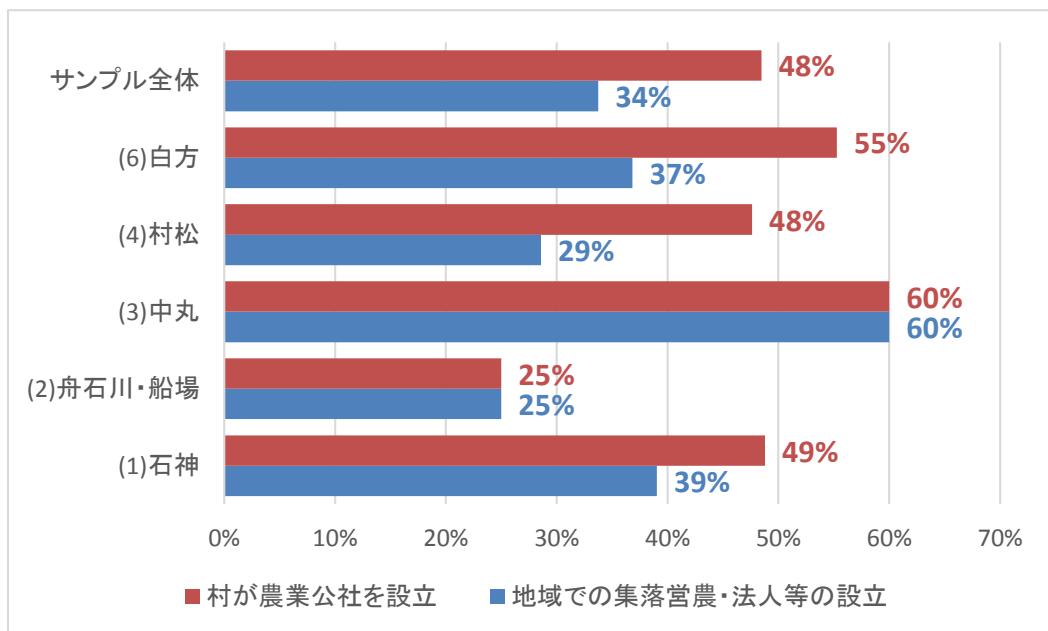
- 農地の借入や生産を行う、村の農業公社の設立に対して半数弱の支持が得られている。(全サンプルの 48%が支持) 【問 16-a】
- 一方で、地域での集落営農・法人設立に対しても一定数の支持が得られている(全サンプルの 34%が支持)。公社を設立したとしても、村内全ての農地を守ることは困難と考えられることから、集落営農・法人の設立意向が強い地区については、集落営農・法人設立に向けた合意形成を計っていくべきと考えられる。【問 16-a】
- 地区別にみると、集落営農・法人設立の支持率が公社の支持率を上回った地区は無かったものの、中丸地区(60%)、石神地区(39%)、白方地区(37%)ではサンプル全体での集落営農・法人設立の支持率を上回っている。これらの地区では集落営農・法人の設立に向けた地域への働きかけも行っていくべきではないか。【問 16-b】

【問 16-a】地域農業の存続に必要な方策(2つまで複数回答)

項目	件数	割合
地域の特性を活かした作物の強化 (生産振興)	51	31%
新たな農業ビジネスの展開 (地産地消レストラン、滞在型農園など)	8	5%
地産地消の確立(直売所の活性化)	30	18%
地域住民参加型による地域農業の活性化 (市民農園、農業体験など)	11	7%
地域での集落営農・法人等の設立	55	34%
村が農業公社を設立 (農地の借入れや生産を行う)	79	48%
その他	9	6%
アンケート回答者数	163	100%



【問 16-b】地区別の農業公社に対する支持率、集落営農・法人設立に対する支持率



(10) 農地転用、ゾーニングに対する意見【問18】

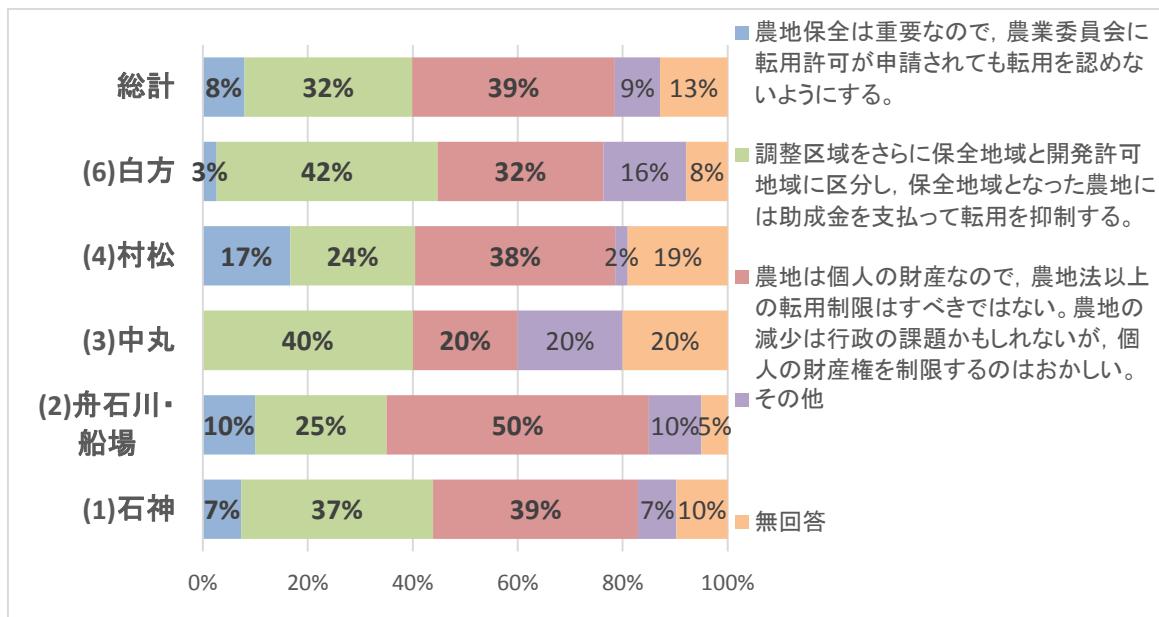
- ・転用申請の不許可、あるいは調整区域内のゾーニングによる転用抑制に賛成する意見の回答者が合わせて 65 人 (40%) であり、農地法以上の転用制限に反対する意見の回答者 63 人 (39%) を僅かに上回った。
- ・地区別にみると、舟石川・船場地区で、農地法以上の転用制限に反対する意見の回答者が 50% と半数に達している。しかし、同地区内に転用申請不許可を

望む農業者も一定数（10%）いることに配慮が必要である。

- ・農業振興の観点からは、地主側では無く耕作者側に立った判断が必要と考えられる。
- ・しかしながら村民が増加しており、一定の転用需要もあるため、村の土地利用計画の見直し（調整区域の再ゾーニングや交換分合）も検討すべきではないだろうか。

【問18】どのようにしたら農地の減少を止められると思うか

	農地保全は重要なので、農業委員会に転用許可が申請されても転用を認めないようにする。	調整区域をさらに保全地域と開発許可地域に区分し、保全地域となった農地には助成金を支払って転用を抑制する。	農地は個人の財産なので、農地法以上の転用制限はすべきではない。農地の減少は行政の課題かもしれないが、個人の財産権を制限するのはおかしい。	その他	無回答	総計
(1)石神	3	15	16	3	4	41
(2)舟石川・船場	2	5	10	2	1	20
(3)中丸		4	2	2	2	10
(4)村松	7	10	16	1	8	42
(5)真崎			1			1
(6)白方	1	16	12	6	3	38
不明		2	6		3	11
総計	13	52	63	14	21	163



○一般消費者に対するアンケート調査の結果

1. アンケート概要

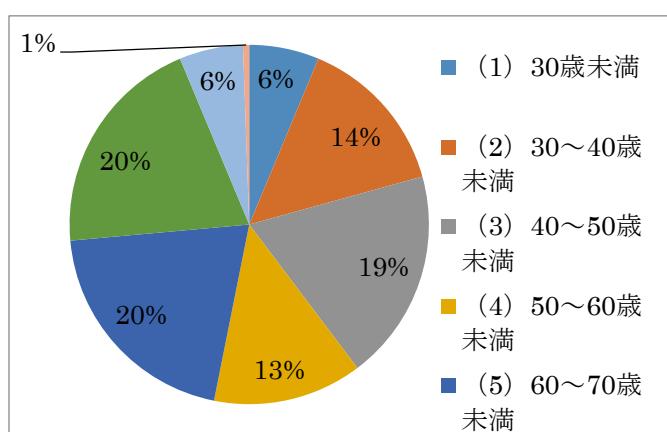
- 1) アンケート期間 : 平成 26 年 10 月 14 日～10 月 31 日
- 2) アンケート対象者 : 村内在住の 20 歳以上の方の中から、無作為抽出した 1,500 人を対象
- 3) 配布実績 : 1,500 件
- 4) 回答実績 : 715 件
- 5) 回収率 : 47.7%

消費者アンケートの回収数は 715 名、回収率は 47.7%。一般市民へのアンケートとしては、回収率は高いといえる。回答者は、女性が 58% とやや多い【問 2】。

地区別の回答者数では、エリアの小さい真崎のサンプル数が少ないが、その他の地区は、一定数の回答数を確保できた【問 3】。

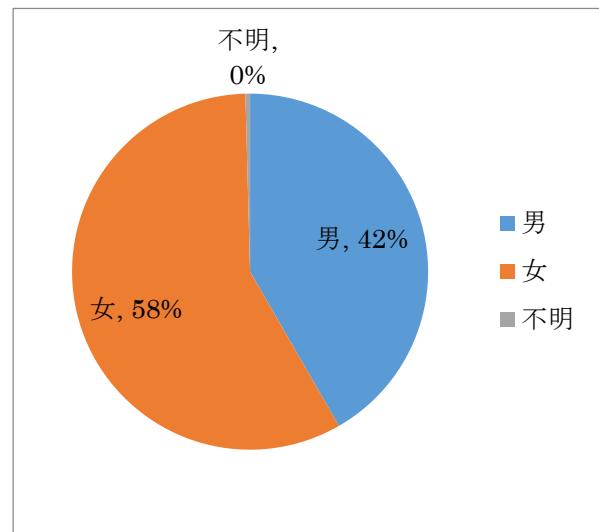
【問 1】年齢階層

項目	件数	割合
(1) 30 歳未満	45	6%
(2) 30～40 歳未満	103	14%
(3) 40～50 歳未満	136	19%
(4) 50～60 歳未満	96	13%
(5) 60～70 歳未満	146	20%
(6) 70～80 歳未満	144	20%
(7) 80 歳以上	41	6%
不明	4	1%
計	715	100%



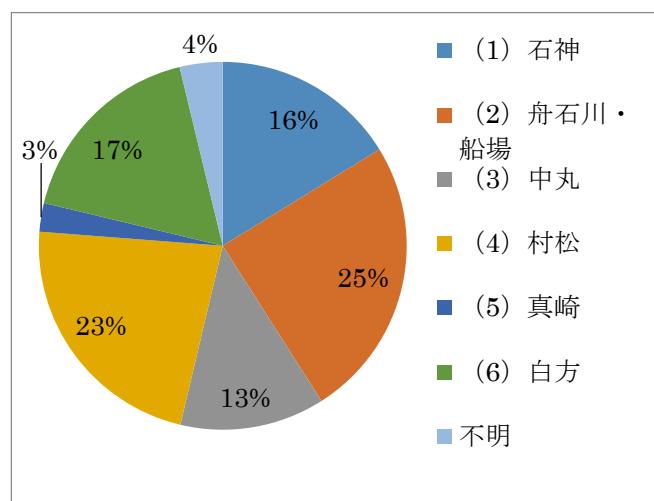
【問2】性別

項目	件数	割合
男	298	42%
女	414	58%
不明	3	0%
計	715	100%



【問3】地区別回答者数

項目	件数	割合
(1)石神	116	16%
(2)舟石川・船場	177	25%
(3)中丸	91	13%
(4)村松	161	23%
(5)真崎	18	3%
(6)白方	125	17%
不明	27	4%
計	715	100%



2. 結果の概要

(1) 農産物の購買行動

<お米と野菜の購入>

- ・お米の購入については、「知り合いの農家から購入または分けてもらう」(いわゆる縁故米) が 33%にのぼる (回答者数 707 名中の割合は 44%)。全体では、スーパーで購入が 36%と最も多い。JA 直売所は 7%と少ない。野菜の購入につい

ては、スーパーが 52% 【問 4】

→野菜は、村内直売所、JA 直売所は合わせても 27%。直売所の販売はやや苦戦か。

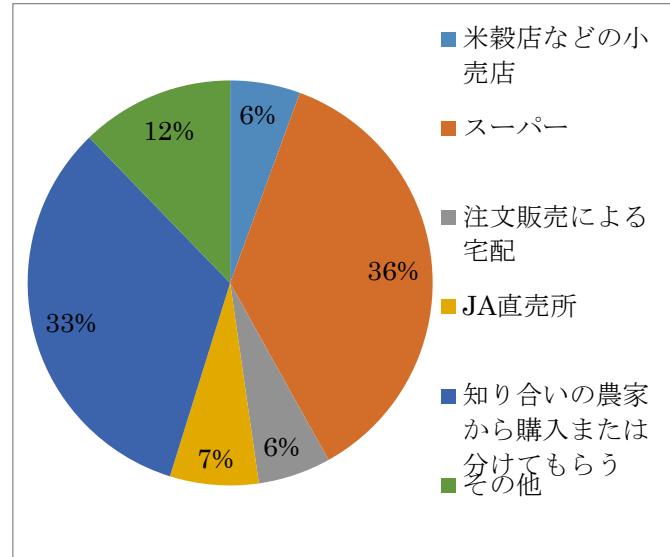
【問 4】あなたの家庭では、米や野菜を主にどこから購入していますか。

(米・野菜それぞれについて、最もあてはまると思う項目 2つを選択。)

○米

項目	件数	割合
米穀店などの小売店	53	6%
スーパー	344	36%
注文販売による宅配	55	6%
JA 直売所	67	7%
知り合いの農家から購入または分けてもらう	312	33%
その他	116	12%
計	947	100%

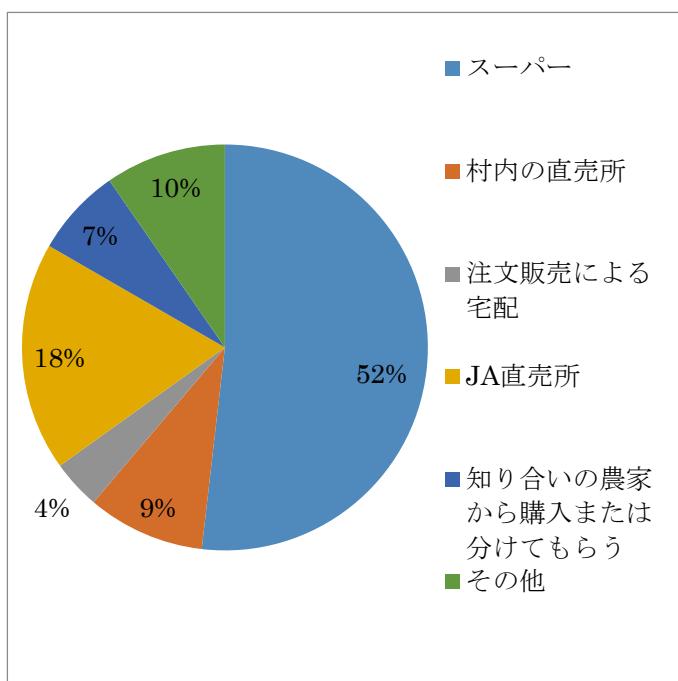
(複数回答 回答者数：707 名)



○野菜

項目	件数	割合
スーパー	597	52%
村内の直売所	108	9%
注文販売による宅配	45	4%
JA 直売所	210	18%
知り合いの農家から購入または分けてもらう	81	7%
その他	111	10%
計	1152	100%

(複数回答 回答者数：705 名)



(補足)

年齢層別（クロス集計）にみると、大きな傾向の違いはないが、60歳未満の世代は、JA直売所の利用が相対的に少ない。

→ 勤めをしている方は、スーパーに比べて閉店時間が早い、直売所の営業時間内での購入が難しいものと推測される。

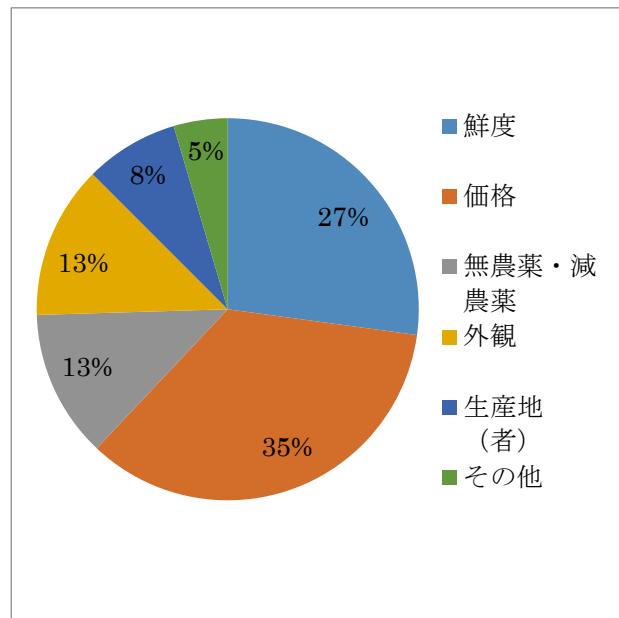
＜農産物購入時の留意点＞

・農産物を購入するときに留意する点については、「価格」、「鮮度」の2大要素が評価されている【問5】。→ 一般的な消費者調査にみられる傾向とも概ね合致する。

【問5】あなたの家庭では、農産物を購入するときに留意することは何ですか。
(最もあてはまると思う項目3つに○をつけてください)

項目	件数	割合
鮮度	517	27%
価格	664	35%
無農薬・減農薬	238	13%
外観	247	13%
生産地(者)	151	8%
その他	87	5%
計	1904	100%

(複数回答 回答者数：710名)

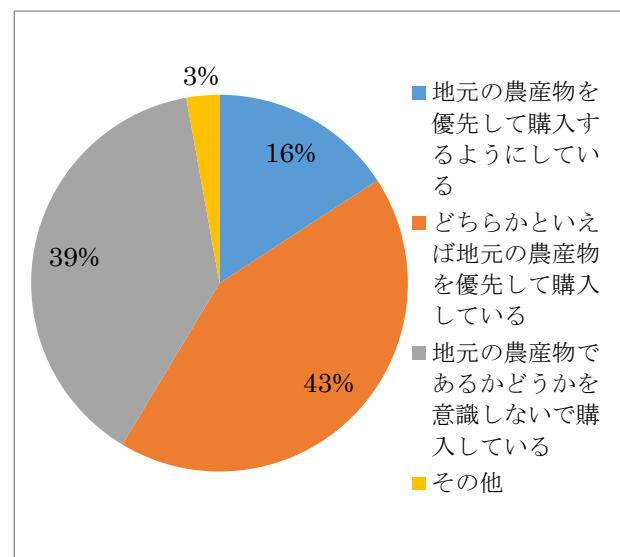


＜地元農産物への意識＞

・地元の農産物への意識は、「地元の農産物を優先して購入」は16%と多くない。しかし、「どちらかといえば地元農産物を優先」を合わせると約6割。一方、約4割の消費者が「地元の農産物かどうかを意識せずに購入」としている【問6】。

【問6】あなたの家庭では、東海村及び周辺の農産物の表示がある場合、どの程度優先して購入していますか。（最もあてはまると思う項目1つに○をつけてください）

項目	件数	割合
地元の農産物を優先して購入するようにしている	112	16%
どちらかといえば地元の農産物を優先して購入している	303	43%
地元の農産物であるかどうかを意識しないで購入している	273	39%
その他	20	3%
計	708	100%



＜地元農産物が評価される理由＞

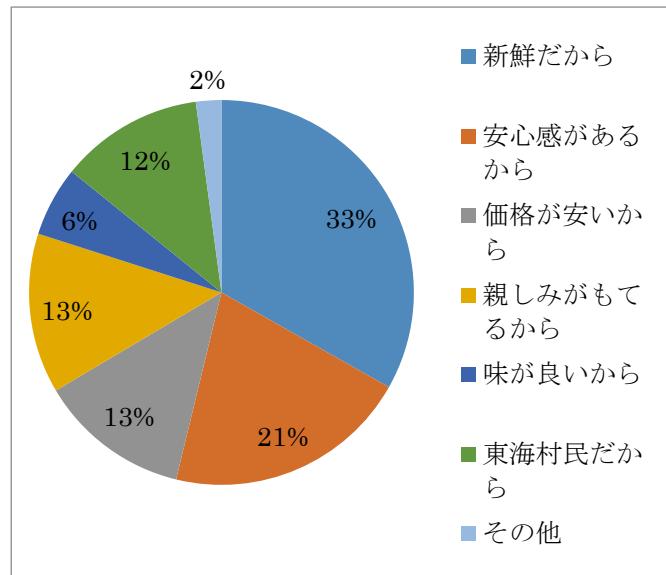
- 地元農産物が評価されている要素は、「新鮮」、「安心感」【問7】。

【問7】（問6で1または2に○をつけた方におたずねします。）

あなたの家庭では、地元の農産物を優先して購入している理由は何ですか。（あてはまると思う項目すべてに○をつけてください）

項目	件数	割合
新鮮だから	311	33%
安心感があるから	193	21%
価格が安いから	119	13%
親しみがもてるから	126	13%
味が良いから	55	6%
東海村民だから	113	12%
その他	20	2%
計	937	100%

（複数回答 回答者数：434名）



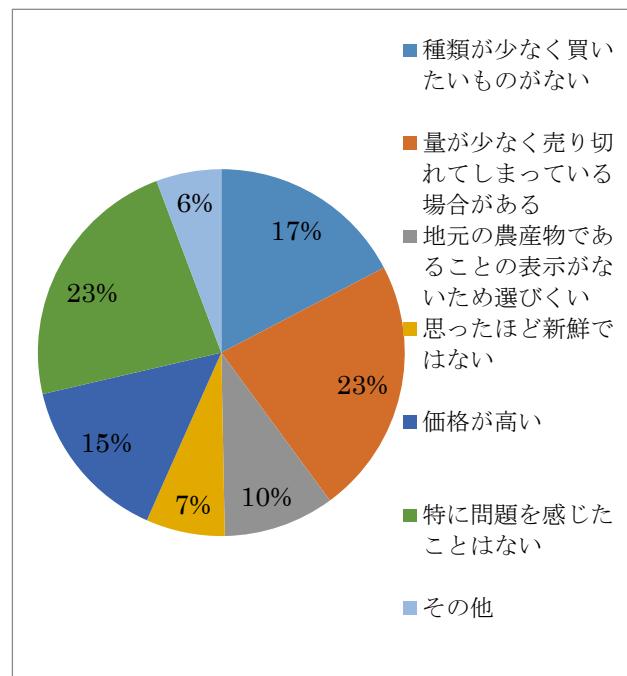
＜地元農産物購入に際しての問題点＞

- ・地元農産物の購入に際しての問題点では、「量が少なく売り切れてしまっている場合がある」、「価格が高い」、「種類が少ない」などが挙げられている【問8】。

【問8】あなたの家庭では、地元の農産物を購入する（したい）とき、感じた問題点はありますか。（あてはまると思う項目すべてに○をつけてください）

項目	件数	割合
種類が少なく買いたいものがない	172	17%
量が少なく売り切れてしまっている場合がある	224	23%
地元の農産物であることの表示がないため選びにくい	97	10%
思ったほど新鮮ではない	69	7%
価格が高い	146	15%
特に問題を感じたことはない	227	23%
その他	57	6%
計	992	100%

（複数回答 回答者数：673名）



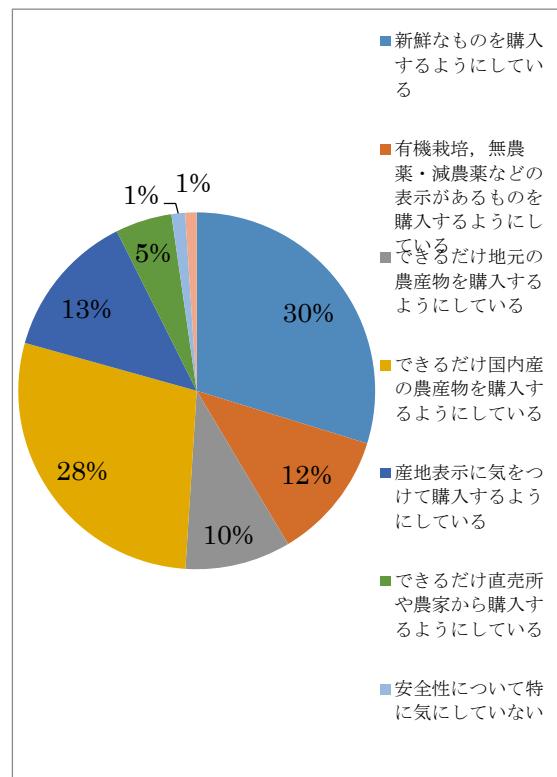
＜農産物の安全性に対する意識＞

- ・農産物の安全性に対する意識としては、「新鮮なものを購入」(30%) 以外に、「できるだけ国内産」とする回答が多くみられる。一方、「有機栽培、無農薬・減農薬など表示があるものを購入」とする回答が 12%みられる【問9】

【問9】あなたの家庭では、農産物の安全性に関して、気をつけていることは何ですか。（あてはまると思う項目すべてに○をつけてください）

項目	件数	割合
新鮮なものを購入するようにしている	576	30%
有機栽培、無農薬・減農薬などの表示があるものを購入するようにしている	226	12%
できるだけ地元の農産物を購入するようにしている	185	10%
できるだけ国内産の農産物を購入するようにしている	548	28%
産地表示に気をつけて購入するようにしている	257	13%
できるだけ直売所や農家から購入するようにしている	99	5%
安全性について特に気にしていない	24	1%
その他	20	1%
計	1935	100%

（複数回答 回答者数：669名）



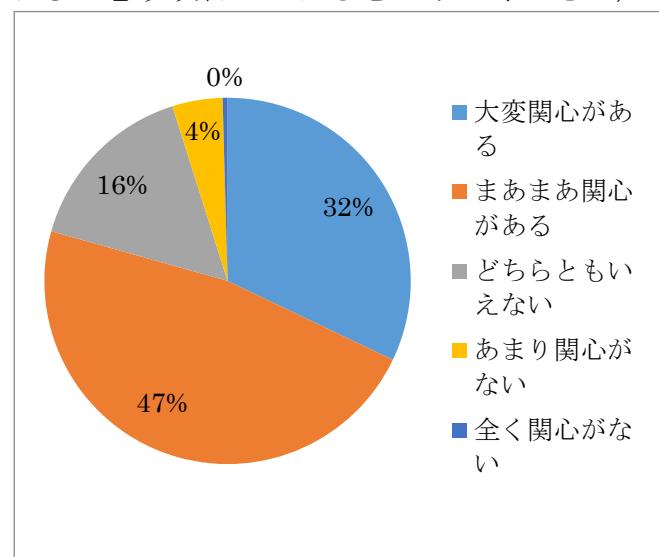
(2) 農業に対する意識

・農業への関心は、「大変関心がある」、「まあまあ関心がある」を合わせると、約8割となり、全般的には農業への関心の高さがうかがえる【問10】

(補足) 年齢層別（クロス集計）にみると、60歳未満の年齢層は、「大変関心がある」とする回答が相対的に少ない。

【問10】あなたは、人の生存に欠かせない食料を生産する農業について関心がありますか。(最もあてはまると思う項目1つに○をつけてください)

項目	件数	割合
大変関心がある	224	32%
まあまあ関心がある	330	47%
どちらともいえない	110	16%
あまり関心がない	31	4%
全く関心がない	3	0%
計	698	100%



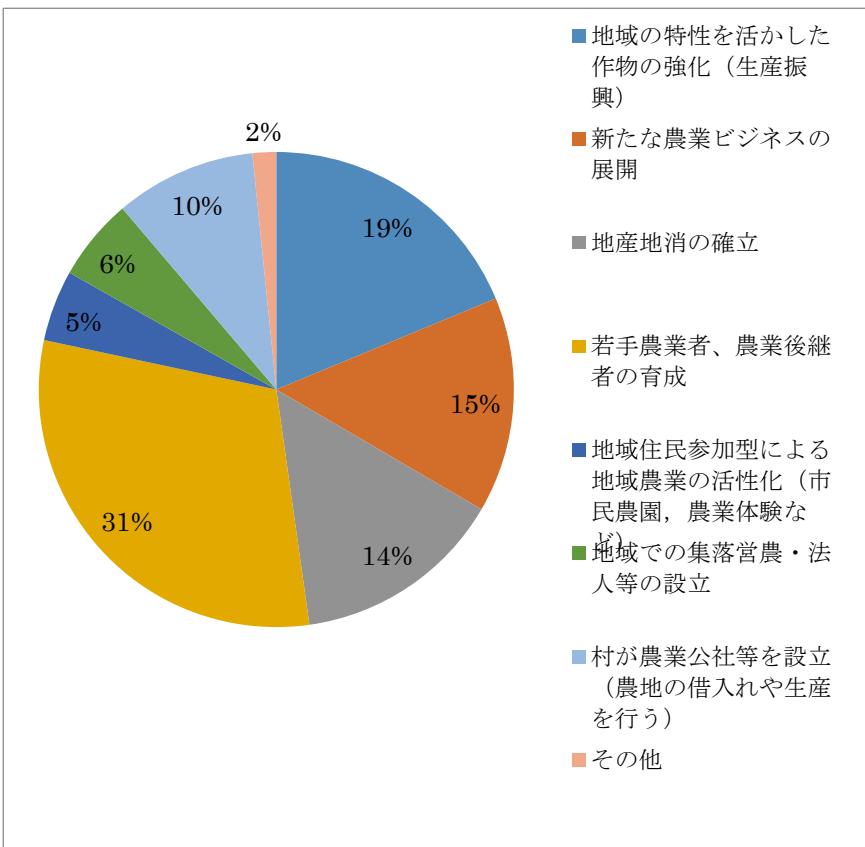
＜地域の農業を存続させるために重要な点＞

- ・地域の農業を存続させるために重要な点としては、「若手農業者、農業後継者の育成」が最も多く挙げられている【問11】。

【問11】あなたは、地域の農業を存続させるためには何が重要と考えますか。

(最もあてはまると思う項目2つに○をつけてください)

項目	件数	割合
地域の特性を活かした作物の強化（生産振興）	244	19%
新たな農業ビジネスの展開	191	15%
地産地消の確立	187	14%
若手農業者、農業後継者の育成	398	31%
地域住民参加型による地域農業の活性化（市民農園、農業体験など）	63	5%
地域での集落営農・法人等の設立	73	6%
村が農業公社等を設立（農地の借入れや生産を行う）	125	10%
その他	21	2%
計	1302	100%



＜地産地消の確立について＞

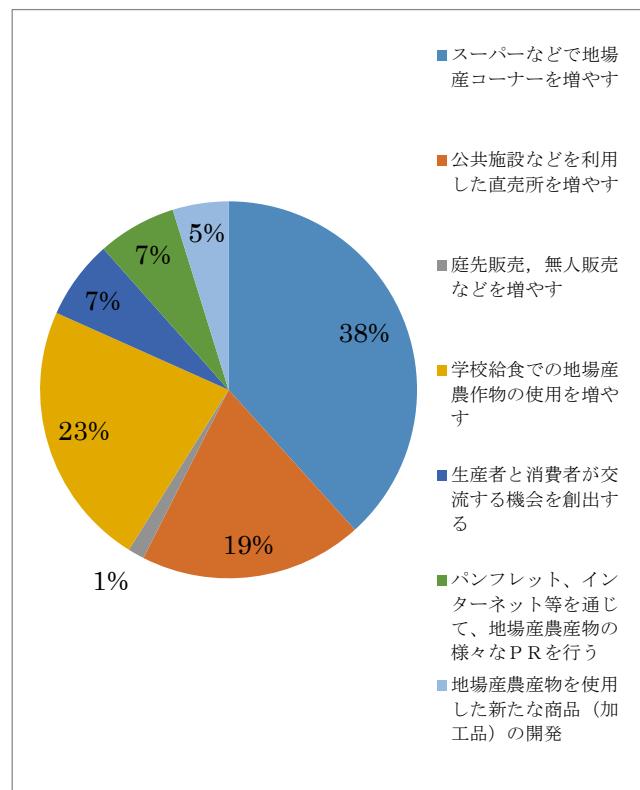
- ・地産地消の確立については、「スーパーなどで地場産コーナーを増やす」が38%と最も多い。次いで「学校給食での地場産農作物の使用を増やす」(23%)が挙げられている(問12)。

【問12】(問11で3に○をつけた方におたずねします。)

あなたは、地産地消を確立していくうえで何が重要と考えますか。
(最もあてはまると思う項目2つに○をつけてください)

項目	件数	割合
スーパーなどで地場産コーナーを増やす	136	38%
公共施設などを利用した直売所を増やす	68	19%
庭先販売、無人販売などを増やす	5	1%
学校給食での地場産農作物の使用を増やす	81	23%
生産者と消費者が交流する機会を創出する	24	7%
パンフレット、インターネット等を通じて、地場産農産物の様々なPRを行う	24	7%
地場産農産物を使用した新たな商品(加工品)の開発	17	5%
計	355	100%

(複数回答 回答者数：349名)



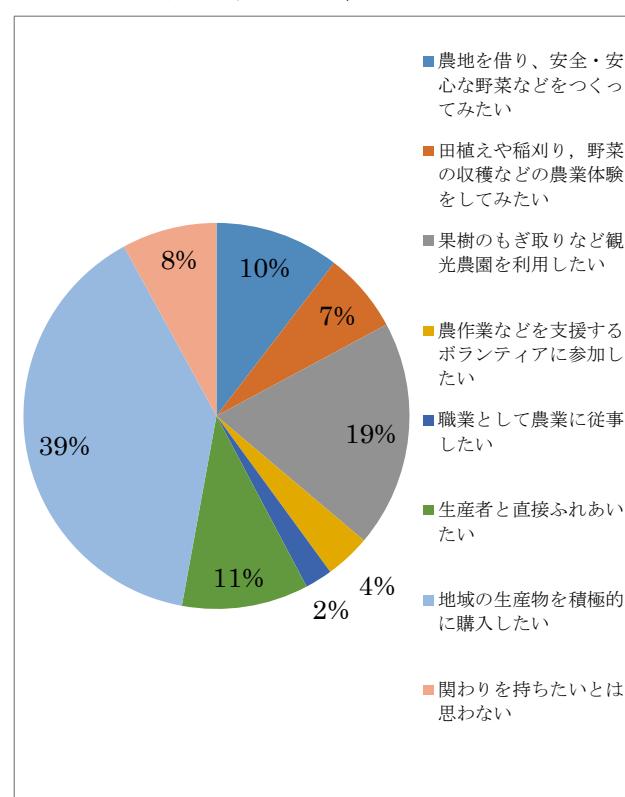
＜東海村の農業にどのような関わりを持ちたいか＞

- ・東海村の農業にどのように関わりたいか、については、「地域の生産物を積極的に購入したい」が39%と最も多く挙げられている(問13)。このほか、「果樹のもぎ取りなど観光農園を利用したい」、「農地を借り、安全・安心な野菜などをつくってみたい」といった農業へのレクリエーション的な関わりに対するニーズもみられる(問13)。

【問 13】あなたは、東海村の農業にどのような関わりを持ちたいと考えますか。
(最もあてはまると思う項目 2 つに○をつけてください)

項目	件数	割合
農地を借り、安全・安心な野菜などをつくってみたい	118	10%
田植えや稲刈り、野菜の収穫などの農業体験をしてみたい	76	7%
果樹のもぎ取りなど観光農園を利用したい	215	19%
農作業などを支援するボランティアに参加したい	43	4%
職業として農業に従事したい	26	2%
生産者と直接ふれあいたい	120	11%
地域の生産物を積極的に購入したい	443	39%
関わりを持ちたいとは思わない	90	8%
計	1131	100%

(複数回答 回答者数：663 名)



＜農家に求めたいこと＞

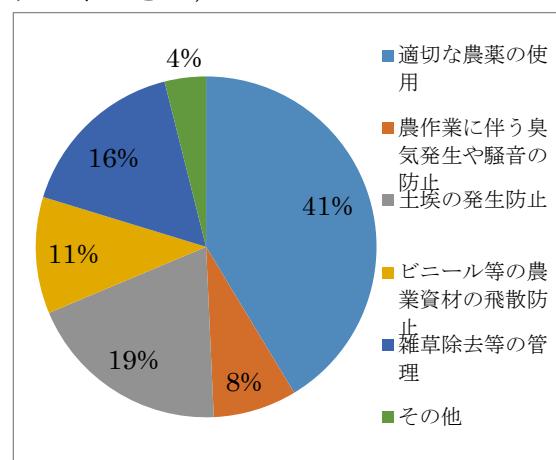
- 農家に求めたいこととしては、「適切な農薬の使用」が 41% と最も多い(問 14)。
- 次いで、「土埃の発生防止」が挙げられている (19%)。(問 14)

【問 14】農作業について、農家に求めたいことは次のうちどれですか。

(最も期待する項目 2 つに○をつけてください)

項目	件数	割合
適切な農薬の使用	516	41%
農作業に伴う臭気発生や騒音の防止	99	8%
土埃の発生防止	242	19%
ビニール等の農業資材の飛散防止	138	11%
雑草除去等の管理	204	16%
その他	49	4%
計	1248	100%

(複数回答 回答者数：673 名)



＜今後の農業行政で充実してほしいこと＞

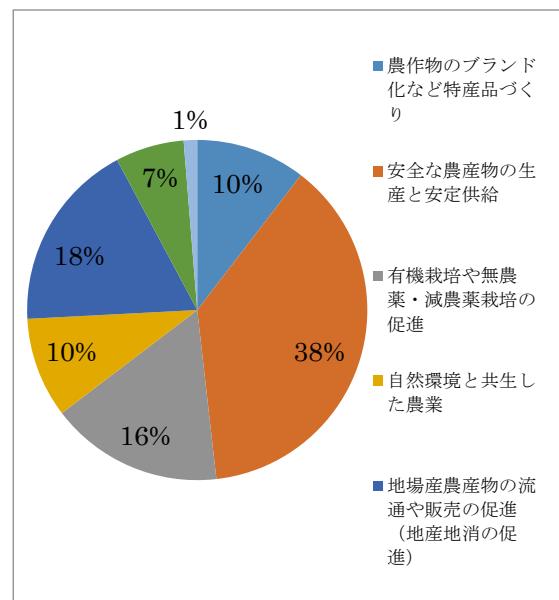
- ・今後の農業行政で充実してほしいこととしては、「安全な農産物の生産と安定供給」が38%と最も多く挙げられている（問14）。また、前の設問と同様の傾向として、「有機栽培や減農薬栽培の促進」が16%挙げられている（問15）。

【問15】今後の農業行政で充実してほしいことは次のうちどれですか。

（最も期待する項目2つに○をつけてください）

項目	件数	割合
農作物のブランド化など特産品づくり	139	10%
安全な農産物の生産と安定供給	503	38%
有機栽培や無農薬・減農薬栽培の促進	219	16%
自然環境と共生した農業	127	10%
地場産農産物の流通や販売の促進（地産地消の促進）	240	18%
子供や大人が農業体験できる機会の充実	87	7%
その他	17	1%
計	1332	100%

（複数回答 回答者数：689名）

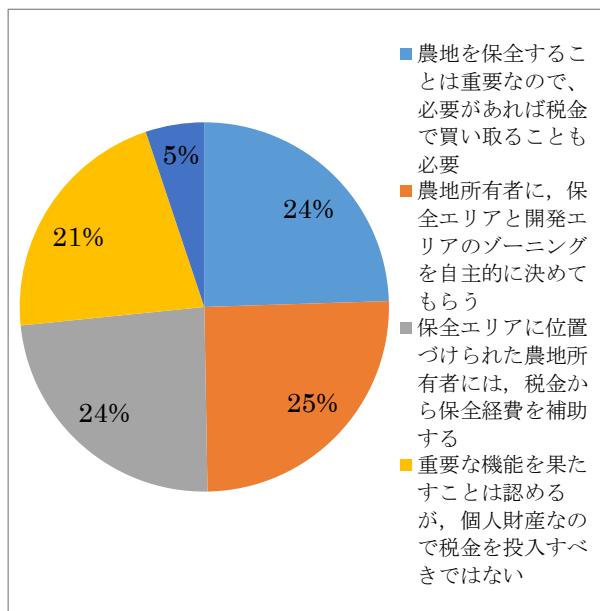


＜農地保全のための取り組みで必要とされる点＞

- 農地保全のための取り組みで必要とされる点としては、4つの設問項目の回答が拮抗している（問16）。

【問16】農地は農的景観の保持ばかりではなく、大雨時の調整池的機能（畑への浸透、水田への湛水）や生物多様性の保持にも役立っており、農地を保全することは非農家の方にとってもメリットがあります。村内では農地転用が進行しておりますが、農地保全のための取り組みで、必要と思うことは次のうちどれですか。（あてはまる思う項目2つに○をつけてください）

項目	件数	割合
農地を保全することは重要なことで、必要があれば税金で買い取ることも必要	267	24%
農地所有者に、保全エリアと開発エリアのゾーニングを自主的に決めてもらう	275	25%
保全エリアに位置づけられた農地所有者には、税金から保全経費を補助する	258	24%
重要な機能を果たすことは認めるが、個人財産なので税金を投入すべきではない	234	21%
その他	56	5%
計	1090	100%



（複数回答　回答者数：643名）

（3）自由回答から【問17】東海村の農業の現状と課題、今後の推進方法のアイデアなど自由に意見をご記入ください

消費者アンケートの自由回答には、数多くの意見が寄せられている。村が設立する農業公社や法人への期待が多く述べられている。また、JA直売所「にじのなか」への要望、村の特産品づくり・ブランド化、土埃対策などの農業サイドへの環境対策、農業体験への要望など、多様な意見がみられる。

3. 消費者アンケートの全般的な傾向

- ・環境保全に適応した農業および農産物が求められている。春先の土埃への対応、耕作放棄対策など。
- ・村が主導する第三セクター、公社、農業法人への期待がみられる。保全すべき農地の買い取りと貸し出しなどが期待されている。
- ・スーパーでの地場産農産物販売への対応が求められている。
 - スーパーにインショップを設置、あるいは東海村産であることを商品ラベルで表示することが考えられる。
- ・直売所「にじのなか」への要望。午後の品揃え、レストラン開設、価格設定など。
- ・ブランドづくり。キャラクターの活用。
- ・朝市など販売イベントへの期待。コミュニティセンターでの農産物販売など。
- ・農業体験の機会への要望。

東海村農業振興計画
(平成 28 年度～平成 37 年度)

平成 27 年 11 月
発行：東海村
事務局：東海村 建設農政部 農業政策課
〒319-1192 東海村東海三丁目 7 番 1 号
電話 029-282-1711 (代表)